

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 厚生課

許認可等の内容	保護の開始の決定	保 No. 1
---------	----------	---------

根拠法令及び条項		生活保護法第24条第1項
審査基準	関係条項	生活保護法第8条 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 保護は、厚生労働大臣の定める基準（3参照）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。 2 ①の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならない。 3 厚生労働大臣の定める基準 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）のとおり。
	参考事項	
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 10日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

生活保護法による保護の基準

発令：昭和38年4月1日号外厚生省告示第158号

最終改正：令和7年6月2日号外厚生労働省告示第176号

改正内容：令和7年3月31日号外厚生労働省告示第132号[令和7年7月1日]

○生活保護法による保護の基準

[昭和三十八年四月一日号外厚生省告示第百五十八号]

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定により、生活保護法による保護の基準を次のように定め、生活保護法による保護の基準（昭和三十二年四月厚生省告示第九十五号）は、廃止する。

生活保護法による保護の基準

一 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準はそれぞれ別表第1から別表第8までに定めるところによる。

二 要保護者に特別の事由があつて、前項の基準によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。

三 別表第1、別表第3、別表第6及び別表第8の基準額に係る地域の級地区分は、別表第9に定めるところによる。

市町村の廃置分合、境界変更又は市町村相互間の変更により、当該市町村の地域の級地区分に変更を生ずるときは、厚生労働大臣が別に定める。

前文〔抄〕〔昭和三八年七月二四日厚生省告示第三三二号〕

昭和三十八年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和三八年一二月二〇日厚生省告示第五五九号〕

昭和三十九年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和三八年一二月二〇日厚生省告示第五六〇号〕

昭和三十八年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和三九年一二月一二日厚生省告示第五五三号〕

昭和四十年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和三九年一二月一八日厚生省告示第五六八号〕

昭和三十九年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四〇年一月一三日厚生省告示第一六号〕

昭和四十年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四〇年四月五日厚生省告示第一七五号〕

昭和四十年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四〇年七月二六日厚生省告示第三八一号〕

昭和四十年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四〇年一二月一七日厚生省告示第五四七号〕

昭和四十年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四〇年一二月一七日厚生省告示第五四八号〕

昭和四十一年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四一年一月一八日厚生省告示第一六号〕

昭和四十一年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四一年一月二二日厚生省告示第二六号〕

昭和四十一年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四一年四月七日厚生省告示第一八一号〕

昭和四十一年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四一年四月一三日厚生省告示第二〇一号〕

昭和四十一年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四一年八月一一日厚生省告示第三七三号〕

昭和四十一年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四一年一二月一七日厚生省告示第五四五号〕

昭和四十一年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四二年四月二五日厚生省告示第一九五号〕

昭和四十二年五月一日から施行する。

前文〔抄〕〔昭和四二年八月二四日厚生省告示第三五〇号〕

昭和四十二年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四二年一〇月五日厚生省告示第四〇九号〕

昭和四十二年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四二年一一月二五日厚生省告示第四五一号〕

昭和四十二年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四三年五月八日厚生省告示第二〇八号〕

昭和四十三年五月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四三年九月七日厚生省告示第三七四号〕

昭和四十三年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四三年一〇月五日厚生省告示第四〇六号〕

昭和四十三年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四三年一一月二二日厚生省告示第四五五号〕

昭和四十三年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四三年一二月二六日厚生省告示第五〇五号〕

昭和四十四年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四四年一〇月一日厚生省告示第三二七号〕

公布の日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四四年一〇月四日厚生省告示第三二九号〕

昭和四十四年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四四年一一月二八日厚生省告示第三七九号〕

昭和四十四年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四五年一月五日厚生省告示第一号〕

昭和四十五年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四五年一一月三〇日厚生省告示第四〇〇号〕

昭和四十五年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四五年一二月一二日厚生省告示第四二二号〕

昭和四十六年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四六年一〇月七日厚生省告示第三三三号〕

昭和四十六年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四六年一二月一日厚生省告示第三六八号〕

公布の日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四六年一二月九日厚生省告示第三九〇号〕

昭和四十七年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四七年二月二九日厚生省告示第五三号〕

昭和四十七年三月一日から適用する。

この場合において、改正後の保護の基準別表第1第2章の8の(1)中「義務教育終了前の児童」とあるのは、昭和四十七年三月一日から昭和四十八年五月三十一日までの間においては「昭和四十二年一月二日以後に生まれた児童」と、昭和四十八年六月一日から昭和四十九年五月三十一日までの間においては「昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童」とそれぞれ読み替えるものとする。

前文〔抄〕〔昭和四七年四月七日厚生省告示第八六号〕

昭和四十七年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四七年一〇月六日厚生省告示第三二三号〕

昭和四十七年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四七年一二月一五日厚生省告示第三八一号〕

昭和四十八年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四八年四月五日厚生省告示第五九号〕

昭和四十八年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四八年一二月二〇日厚生省告示第三三一号〕

昭和四十九年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四九年六月一三日厚生省告示第一七一号〕

昭和四十九年六月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四九年九月一二日厚生省告示第二三九号〕

昭和四十九年九月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四九年九月三〇日厚生省告示第二七二号〕

十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四九年一〇月一二日厚生省告示第二九五号〕

昭和四十九年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五〇年二月八日厚生省告示第四〇号〕

多子養育加算の額の改正に係る部分については昭和五十年二月一日から、その他の部分については同年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五〇年四月五日厚生省告示第八五号〕

昭和五十年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五〇年八月二六日厚生省告示第二六三号〕

九月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五〇年一〇月一八日厚生省告示第二九三号〕

昭和五十年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五〇年一二月一三日厚生省告示第三六六号〕

昭和五十年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五一年一月一四日厚生省告示第四号〕

昭和五十一年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五一年二月一七日厚生省告示第二七号〕

昭和五十一年二月一日から適用する。ただし、地域の級地区分の改正に係る部分については同年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五一年三月三一日厚生省告示第四三号〕

昭和五十一年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五一年八月一六日厚生省告示第二三二号〕

九月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五一年九月二七日厚生省告示第二七六号〕

昭和五十一年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五一年一〇月一三日厚生省告示第二八五号〕

昭和五十一年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五一年一二月二二日厚生省告示第三三四号〕

昭和五十二年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五二年三月三一日厚生省告示第六四号〕

昭和五十二年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五二年七月二五日厚生省告示第一九三号〕

昭和五十二年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五二年八月一八日厚生省告示第二一一号〕

昭和五十二年九月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五二年九月三〇日厚生省告示第二四六号〕

昭和五十二年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五二年一一月一八日厚生省告示第二七八号〕

昭和五十二年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五三年三月三一日厚生省告示第六〇号〕

昭和五十三年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五三年七月一〇日厚生省告示第一六二号〕

昭和五十三年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五三年一一月九日厚生省告示第二三三号〕

昭和五十三年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五四年一月五日厚生省告示第一号〕

昭和五十四年二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五四年一月一七日厚生省告示第五号〕

昭和五十四年二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五四年三月三一日厚生省告示第四五号〕

昭和五十四年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五四年七月一〇日厚生省告示第一二二号〕

昭和五十四年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五四年一一月一七日厚生省告示第一八九号〕

昭和五十四年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五五年一月二五日厚生省告示第一二号〕

昭和五十五年二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五五年三月三一日厚生省告示第五五号〕

昭和五十五年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五五年七月一七日厚生省告示第一三五号〕

昭和五十五年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五五年一一月二五日厚生省告示第一九八号〕

昭和五十五年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五五年一一月二九日厚生省告示第二〇一号〕

昭和五十五年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五六六年三月三一日厚生省告示第四一号〕

昭和五十六年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五六六年七月二二日厚生省告示第一三五号〕

昭和五十六年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五六六年一一月一七日厚生省告示第一八八号〕

障害者加算の額の改正に係る部分については昭和五十六年十二月一日から、多子養育加算の額の改正に係る部分については昭和五十七年二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五七年三月三一日厚生省告示第五一号〕

昭和五十七年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五七年八月三一日厚生省告示第一六〇号〕

昭和五十七年九月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五七年一二月四日厚生省告示第二〇二号〕

昭和五十八年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五八年三月三一日厚生省告示第七一号〕

昭和五十八年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五九年三月三一日厚生省告示第六一号〕

昭和五十九年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五九年八月一三日厚生省告示第一三八号〕

昭和五十九年九月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五九年一二月二六日厚生省告示第二二六号〕

昭和六十年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六〇年三月三〇日厚生省告示第五四号〕

昭和六十年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六〇年六月二六日厚生省告示第一〇一号〕

昭和六十年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六〇年九月一八日厚生省告示第一四八号〕

昭和六十年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六一年三月三一日厚生省告示第七一号〕

昭和六十一年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六一年四月二三日厚生省告示第九五号〕

昭和六十一年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六一年五月二三日厚生省告示第一〇六号〕

昭和六十一年六月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六一年七月二九日厚生省告示第一五五号〕

昭和六十一年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六一年九月二五日厚生省告示第一七六号〕

昭和六十一年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六二年三月二八日厚生省告示第六二号〕

昭和六十二年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六二年六月三日厚生省告示第一二一号〕

昭和六十二年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六二年七月二〇日厚生省告示第一四八号〕

昭和六十二年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六二年一一月五日厚生省告示第一八五号〕

別表第8の2の(1)の表の改正に係る部分については昭和六十二年十月一日から、別表第8の3の(1)の表の改正に係る部分については同年十一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六二年一二月一二日厚生省告示第一九九号〕

昭和六十二年十一月三十日から適用する。ただし、昭和六十二年十一月三十日に廃された茨城県筑波郡豊里町及び同郡大穂町の区域の同日における級地については、なお従前の例による。

前文〔抄〕〔昭和六三年三月一八日厚生省告示第五〇号〕

昭和六十三年三月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六三年三月三一日厚生省告示第一二二号〕

昭和六十三年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六三年四月三〇日厚生省告示第一四九号〕

昭和六十三年五月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六三年五月三〇日厚生省告示第一六四号〕

昭和六十三年六月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六三年七月二〇日厚生省告示第二一三号〕

昭和六十三年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成元年三月三一日厚生省告示第八五号〕

平成元年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成元年六月三〇日厚生省告示第一二九号〕

平成元年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成元年九月三〇日厚生省告示第一七八号〕

平成元年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成元年一二月二六日厚生省告示第二一五号〕

平成二年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二年三月三一日厚生省告示第八六号〕

平成二年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二年六月三〇日厚生省告示第一四三号〕

平成二年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成三年三月三〇日厚生省告示第六九号〕

平成三年四月一日から施行する。

前文〔抄〕〔平成三年六月二七日厚生省告示第一四五号〕

平成三年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成四年三月三一日厚生省告示第一一二四号〕

平成四年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の7の改正に係る部分については、同年五月一日から、同第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成五年三月二九日厚生省告示第九四号〕

平成五年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の7の改正に係る部分については、同年五月一日から、同第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成六年三月二九日厚生省告示第一三二号〕

平成六年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の7の改正に係る部分については、同年五月一日から、同第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成六年九月九日厚生省告示第三〇九号〕

平成六年十月一日から適用する。ただし、同日前に行われた老人訪問看護に係る医療扶助基準については、なお従前の例による。

前文〔抄〕〔平成六年九月二九日厚生省告示第三二五号〕

平成六年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成六年一二月二二日厚生省告示第三九二号〕

平成七年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成七年二月二七日厚生省告示第二六号〕

平成七年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成七年三月二八日厚生省告示第六四号〕

平成七年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)並びに6の(1)のア及び(2)のアの改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成八年三月二五日厚生省告示第九三号〕

平成八年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成八年八月二九日厚生省告示第二一七号〕

別表第3の2の改正に係る部分については、平成八年八月三十日から、別表第8の2の(1)及び3の(1)の改正に係る部分については、同年九月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成九年三月三一日厚生省告示第七三号〕

平成九年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成九年九月三〇日厚生省告示第二〇九号〕

平成九年十月一日から適用する。ただし、同日前に行われた看護に係る医療扶助基準については、なお従前の例による。

前文〔抄〕〔平成一〇年三月三一日厚生省告示第一一二一号〕

平成十年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一一年三月三一日厚生省告示第一〇四号〕

平成十一年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一二年三月三一日厚生省告示第一五六号〕

平成十二年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一二年九月二九日厚生省告示第三二八号〕

平成十二年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一二年一二月二八日厚生省告示第四六四号〕

平成十三年一月六日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一三年一月一九日厚生労働省告示第六号〕

別表第9の3の(1)の改正に係る部分については平成十三年一月一日から、別表第9の1の(1)の改正に係る部分については同月二十一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一三年三月三〇日厚生労働省告示第一四五号〕

平成十三年四月一日から適用する。ただし、別表第9の1の(1)及び(2)の改正に係る部分については、同年五月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一三年一〇月一日厚生労働省告示第三二七号〕

平成十三年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一四年二月一日厚生労働省告示第一六号〕

平成十四年二月二日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一四年三月二九日厚生労働省告示第一四八号〕

平成十四年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一五年二月一九日厚生労働省告示第二三号〕

平成十三年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一五年二月一九日厚生労働省告示第二四号〕

平成十四年十一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一五年二月一九日厚生労働省告示第二五号〕

平成十五年二月三日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一五年三月三一日厚生労働省告示第一三八号〕

平成十五年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一五年四月一八日厚生労働省告示第一七二号〕

平成十五年四月二十一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一五年四月三〇日厚生労働省告示第一七七号〕

平成十五年五月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一五年八月一九日厚生労働省告示第二九四号〕

平成十五年八月二十日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一五年八月二七日厚生労働省告示第二九八号〕

平成十五年九月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一五年九月二五日厚生労働省告示第三一三号〕

平成十五年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年二月二七日厚生労働省告示第四五号〕

平成十六年三月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年三月三日厚生労働省告示第七五号〕

平成十六年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年三月二五日厚生労働省告示第一三〇号〕

平成十六年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から、別表第1第2章の8の改正に係る部分については、同年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年九月一日厚生労働省告示第三二八号〕

平成十六年九月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年九月二八日厚生労働省告示第三五五号〕

平成十六年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年九月二九日厚生労働省告示第三五六号〕

平成十六年十月四日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年一〇月一二日厚生労働省告示第三七四号〕

平成十六年十月十二日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年一〇月二九日厚生労働省告示第三八三号〕

平成十六年十二月六日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年一〇月二九日厚生労働省告示第三八四号〕
平成十六年十一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三三号〕
平成十七年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三四号〕
平成十七年一月四日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三五号〕
平成十七年一月二十四日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三六号〕
平成十七年二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三七号〕
平成十七年二月七日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三八号〕
平成十七年二月十一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年二月一五日厚生労働省告示第二八号〕
平成十七年二月十五日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年二月一五日厚生労働省告示第二九号〕
平成十七年三月七日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三〇号〕
平成十七年三月十九日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三一号〕
平成十七年三月二十日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三二号〕
平成十七年三月二十一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三三号〕
平成十七年三月二十二日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三四号〕
平成十七年三月二十八日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三五号〕
平成十七年三月三十一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三六号〕
平成十七年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年三月三一日厚生労働省告示第一九三号〕
平成十七年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年四月二五日厚生労働省告示第二二八号〕
平成十七年五月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年六月二四日厚生労働省告示第二六二号〕
平成十七年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年六月二四日厚生労働省告示第二六三号〕
平成十七年七月七日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年九月二日厚生労働省告示第三九二号〕
平成十七年九月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年九月三〇日厚生労働省告示第四四八号〕
平成十七年十月一日から適用する。ただし、別表第9の3(1)の表北海道の項に係る改正規定（「阿寒郡 阿寒町」及び「白糠郡 音別町」を削る部分に限る。）及び同表鹿児島県の項に係る改正規定は、平成十七年十月十一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年一〇月三一日厚生労働省告示第四七六号〕

平成十七年十一月一日から適用する。ただし、別表第9の3の(1)の表広島県の項に係る改正規定は平成十七年十一月三日から、同表鹿児島県の項に係る改正規定は平成十七年十一月七日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年一二月二八日厚生労働省告示第五二三号〕

平成十八年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年一二月二八日厚生労働省告示第五二四号〕

平成十八年一月十日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年一二月二八日厚生労働省告示第五二五号〕

平成十八年一月二十三日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年二月一日厚生労働省告示第一五号〕

平成十八年二月十三日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年二月一日厚生労働省告示第一六号〕

平成十八年二月二十日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年三月一日厚生労働省告示第七五号〕

平成十八年三月五日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年三月一日厚生労働省告示第七六号〕

平成十八年三月六日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年三月一日厚生労働省告示第七七号〕

平成十八年三月二十日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年三月一日厚生労働省告示第七八号〕

平成十八年三月二十一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年三月一日厚生労働省告示第七九号〕

平成十八年三月二十七日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年三月一日厚生労働省告示第八〇号〕

平成十八年三月三十一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年三月三一日厚生労働省告示第二九七号〕

平成十八年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年三月三一日厚生労働省告示第三一五号〕

平成十八年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年九月二九日厚生労働省告示第五八八号〕

平成十八年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一九年一月一九日厚生労働省告示第五号〕

平成十九年一月二十二日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一九年一月一九日厚生労働省告示第六号〕

平成十九年三月十一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一九年一月一九日厚生労働省告示第七号〕

平成十九年三月十二日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一九年三月三一日厚生労働省告示第一二七号〕

平成十九年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の8に係る改正規定は、平成十九年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二〇年三月三一日厚生労働省告示第一六九号〕

平成二十年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二〇年一〇月三一日厚生労働省告示第五〇四号〕

平成二十年十一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二一年三月三一日厚生労働省告示第二二二号〕

平成二十一年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二一年六月三〇日厚生労働省告示第三四〇号〕

平成二十一年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二一年九月三〇日厚生労働省告示第四二八号〕

平成二十一年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二一年一〇月二九日厚生労働省告示第四五九号〕

平成二十一年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二二年一月二九日厚生労働省告示第三八号〕

平成二十二年二月一日から適用する。
前文〔抄〕〔平成二二年三月一九日厚生労働省告示第九〇号〕

平成二十二年三月二十二日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二二年三月一九日厚生労働省告示第九一号〕

平成二十二年三月二十三日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二二年三月一九日厚生労働省告示第九二号〕

平成二十二年三月三十一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二二年三月三一日厚生労働省告示第一四一号〕

平成二十二年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二二年三月三一日厚生労働省告示第一四二号〕

平成二十二年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二二年三月三一日厚生労働省告示第一四三号〕

平成二十二年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二三年三月三一日厚生労働省告示第一〇七号〕

平成二十三年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の2の(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日

から適用する。

前文〔抄〕〔平成二三年七月一四日厚生労働省告示第二三六号〕

平成二十三年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二三年八月三〇日厚生労働省告示第三〇一号〕

平成二十三年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二三年九月三〇日厚生労働省告示第三八三号〕

平成二十三年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二三年一〇月三日厚生労働省告示第三九四号〕

平成二十三年十月十一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二四年三月三一日厚生労働省告示第二九五号〕

平成二十四年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の2の(3)に係る改正規定（「14,330円」を「14,280円」に改める部分に限る。）及び同章の2の(4)に係る改正規定は、平成二十四年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二四年九月二八日厚生労働省告示第五二九号〕

平成二十四年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二五年一月一八日厚生労働省告示第六号〕

平成二十五年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二五年五月一六日厚生労働省告示第一七四号〕

平成二十五年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二五年九月三〇日厚生労働省告示第三二四号〕

平成二十五年十月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の2及び別表第9の3に係る改正規定は平成二十六年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二六年三月三一日厚生労働省告示第一三六号〕

平成二十六年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の2の(3)及び(4)の改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二六年一二月二二日厚生労働省告示第四八一号〕

平成二十七年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二七年三月三一日厚生労働省告示第二二七号〕

平成二十七年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の2の(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二七年五月一四日厚生労働省告示第二六八号〕

平成二十七年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二八年三月三一日厚生労働省告示第一七六号〕

平成二十八年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の2の(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二九年三月三一日厚生労働省告示第一六二号〕

平成二十九年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の2の(3)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成三〇年三月三〇日厚生労働省告示第一六七号〕

平成三十年四月一日から適用する。ただし、別表第1の第2章の2(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成三〇年九月四日厚生労働省告示第三一七号〕

平成三十年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成三一年三月二九日厚生労働省告示第一四五号〕

平成三十一年四月一日から適用する。ただし、別表第1の第2章の2(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和元年七月一七日厚生労働省告示第六六号〕

令和元年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和二年三月三〇日厚生労働省告示第一一二四号〕

令和二年四月一日から適用する。ただし、別表第1の第2章の2(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和二年八月二七日厚生労働省告示第三〇二号〕

令和二年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和三年三月三一日厚生労働省告示第一五一号〕

令和三年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和四年三月二五日厚生労働省告示第八三号〕

令和四年四月一日から適用する。ただし、別表第1の第2章の2(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和五年三月三〇日厚生労働省告示第一一二二号〕

令和五年四月一日から適用する。ただし、別表第1の第2章の2(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和五年六月二三日厚生労働省告示第二一四号〕

令和五年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和六年三月二八日厚生労働省告示第一三〇号〕

令和六年四月一日から適用する。ただし、別表第1の第2章の2(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和七年三月三一日厚生労働省告示第一三二号〕

令和七年四月一日から適用する。ただし、別表第1の第2章の2(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和七年六月二日厚生労働省告示第一七六号〕

令和七年十月一日から適用する。

別表第1 生活扶助基準

第1章 基準生活費

1 居宅

(1) 基準生活費の額（月額）

ア 1級地

(ア) 1級地—1

第1類

年齢別	基準額
0歳～2歳	44,580円
3歳～5歳	44,580
6歳～11歳	46,460
12歳～17歳	49,270
18歳・19歳	46,930
20歳～40歳	46,930
41歳～59歳	46,930
60歳～64歳	46,930
65歳～69歳	46,460
70歳～74歳	46,460
75歳以上	39,890

第2類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額		27,790円	38,060円	44,730円	48,900円	49,180円
地区別冬季加算額	I 区 (10月から4月まで)	12,780	18,140	20,620	22,270	22,890
	II 区 (10月から4月まで)	9,030	12,820	14,570	15,740	16,170
	III 区 (11月から4月まで)	7,460	10,590	12,030	13,000	13,350
	IV 区 (11月から4月まで)	6,790	9,630	10,950	11,820	12,150
	V 区 (11月から3月まで)	4,630	6,580	7,470	8,070	8,300
	VI 区 (11月から3月まで)	2,630	3,730	4,240	4,580	4,710
基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上1人を増すごとに加算する額
基準額		55,650円	58,920円	61,910円	64,670円	2,760円
地区別冬季加算額	I 区 (10月から4月まで)	24,330	25,360	26,180	27,010	830
	II 区 (10月から4月まで)	17,180	17,920	18,500	19,080	580
	III 区 (11月から4月まで)	14,200	14,800	15,280	15,760	480
	IV 区 (11月から4月まで)	12,920	13,460	13,900	14,340	440
	V 区 (11月から3月まで)	8,820	9,200	9,490	9,790	310
	VI 区 (11月から3月まで)	5,010	5,220	5,380	5,560	180

(イ) 1級地—2

第1類

年齢別	基準額
0歳～2歳	43,240円
3歳～5歳	43,240
6歳～11歳	45,060
12歳～17歳	47,790
18歳・19歳	45,520
20歳～40歳	45,520
41歳～59歳	45,520
60歳～64歳	45,520
65歳～69歳	45,060
70歳～74歳	45,060
75歳以上	38,690

第2類

基準額及び加算額	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
基準額	27,790円	38,060円	44,730円	48,900円	49,180円
地区別冬季加算額					
I区（10月から4月まで）	12,780	18,140	20,620	22,270	22,890
II区（10月から4月まで）	9,030	12,820	14,570	15,740	16,170
III区（11月から4月まで）	7,460	10,590	12,030	13,000	13,350
IV区（11月から4月まで）	6,790	9,630	10,950	11,820	12,150
V区（11月から3月まで）	4,630	6,580	7,470	8,070	8,300
VI区（11月から3月まで）	2,630	3,730	4,240	4,580	4,710
基準額及び加算額	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上1人を増すごとに加算する額
基準額	55,650円	58,920円	61,910円	64,670円	2,760円
地区別冬季加算額					
I区（10月から4月まで）	24,330	25,360	26,180	27,010	830
II区（10月から4月まで）	17,180	17,920	18,500	19,080	580
III区（11月から4月まで）	14,200	14,800	15,280	15,760	480
IV区（11月から4月まで）	12,920	13,460	13,900	14,340	440
V区（11月から3月まで）	8,820	9,200	9,490	9,790	310
VI区（11月から3月まで）	5,010	5,220	5,380	5,560	180

イ 2級地

(ア) 2級地—1

第1類

年齢別	基準額
0歳～2歳	41,460円
3歳～5歳	41,460
6歳～11歳	43,200
12歳～17歳	45,820
18歳・19歳	43,640
20歳～40歳	43,640
41歳～59歳	43,640
60歳～64歳	43,640
65歳～69歳	43,200
70歳～74歳	43,200
75歳以上	37,100

第2類

基準額及び加算額	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
基準額	27,790円	38,060円	44,730円	48,900円	49,180円
地区別冬季加算額					
I区（10月から4月まで）	12,780	18,140	20,620	22,270	22,890
II区（10月から4月まで）	9,030	12,820	14,570	15,740	16,170
III区（11月から4月まで）	7,460	10,590	12,030	13,000	13,350
IV区（11月から4月まで）	6,790	9,630	10,950	11,820	12,150
V区（11月から3月まで）	4,630	6,580	7,470	8,070	8,300
VI区（11月から3月まで）	2,630	3,730	4,240	4,580	4,710
基準額及び加算額	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上1人を増すごとに加算する額
基準額	55,650円	58,920円	61,910円	64,670円	2,760円
地区別冬季加算額					
I区（10月から4月まで）	24,330	25,360	26,180	27,010	830
II区（10月から4月まで）	17,180	17,920	18,500	19,080	580
III区（11月から4月まで）	14,200	14,800	15,280	15,760	480
IV区（11月から4月まで）	12,920	13,460	13,900	14,340	440
V区（11月から3月まで）	8,820	9,200	9,490	9,790	310
VI区（11月から3月まで）	5,010	5,220	5,380	5,560	180

(イ) 2級地—2

第1類

年齢別	基準額
0歳～2歳	39,680円
3歳～5歳	39,680
6歳～11歳	41,350
12歳～17歳	43,850
18歳・19歳	41,760
20歳～40歳	41,760
41歳～59歳	41,760
60歳～64歳	41,760
65歳～69歳	41,350
70歳～74歳	41,350
75歳以上	35,500

第2類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額		27,790円	38,060円	44,730円	48,900円	49,180円
地区別冬季加算額	I 区 (10月から4月まで)	12,780	18,140	20,620	22,270	22,890
	II 区 (10月から4月まで)	9,030	12,820	14,570	15,740	16,170
	III 区 (11月から4月まで)	7,460	10,590	12,030	13,000	13,350
	IV 区 (11月から4月まで)	6,790	9,630	10,950	11,820	12,150
	V 区 (11月から3月まで)	4,630	6,580	7,470	8,070	8,300
	VI 区 (11月から3月まで)	2,630	3,730	4,240	4,580	4,710
基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上1人を増すごとに加算する額
基準額		55,650円	58,920円	61,910円	64,670円	2,760円
地区別冬季加算額	I 区 (10月から4月まで)	24,330	25,360	26,180	27,010	830
	II 区 (10月から4月まで)	17,180	17,920	18,500	19,080	580
	III 区 (11月から4月まで)	14,200	14,800	15,280	15,760	480
	IV 区 (11月から4月まで)	12,920	13,460	13,900	14,340	440
	V 区 (11月から3月まで)	8,820	9,200	9,490	9,790	310
	VI 区 (11月から3月まで)	5,010	5,220	5,380	5,560	180

ウ 3級地

(ア) 3級地—1

第1類

年齢別	基準額
0歳～2歳	39,230円
3歳～5歳	39,230
6歳～11歳	40,880
12歳～17歳	43,360
18歳・19歳	41,290
20歳～40歳	41,290
41歳～59歳	41,290
60歳～64歳	41,290
65歳～69歳	40,880
70歳～74歳	40,880
75歳以上	35,100

第2類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額		27,790円	38,060円	44,730円	48,900円	49,180円
地区別冬季加算額	I 区 (10月から4月まで)	12,780	18,140	20,620	22,270	22,890
	II 区 (10月から4月まで)	9,030	12,820	14,570	15,740	16,170
	III 区 (11月から4月まで)	7,460	10,590	12,030	13,000	13,350
	IV 区 (11月から4月まで)	6,790	9,630	10,950	11,820	12,150
	V 区 (11月から3月まで)	4,630	6,580	7,470	8,070	8,300
	VI 区 (11月から3月まで)	2,630	3,730	4,240	4,580	4,710
基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上1人を増すごとに加算する額
基準額		55,650円	58,920円	61,910円	64,670円	2,760円
地区別冬季加算額	I 区 (10月から4月まで)	24,330	25,360	26,180	27,010	830
	II 区 (10月から4月まで)	17,180	17,920	18,500	19,080	580
	III 区 (11月から4月まで)	14,200	14,800	15,280	15,760	480
	IV 区 (11月から4月まで)	12,920	13,460	13,900	14,340	440
	V 区 (11月から3月まで)	8,820	9,200	9,490	9,790	310
	VI 区 (11月から3月まで)	5,010	5,220	5,380	5,560	180

(イ) 3級地—2

第1類

年齢別	基準額
-----	-----

0歳～2歳	37,000円
3歳～5歳	37,000
6歳～11歳	38,560
12歳～17歳	40,900
18歳・19歳	38,950
20歳～40歳	38,950
41歳～59歳	38,950
60歳～64歳	38,950
65歳～69歳	38,560
70歳～74歳	38,560
75歳以上	33,110

第2類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額		27,790円	38,060円	44,730円	48,900円	49,180円
地区別冬季加算額	I 区 (10月から4月まで)	12,780	18,140	20,620	22,270	22,890
	II 区 (10月から4月まで)	9,030	12,820	14,570	15,740	16,170
	III 区 (11月から4月まで)	7,460	10,590	12,030	13,000	13,350
	IV 区 (11月から4月まで)	6,790	9,630	10,950	11,820	12,150
	V 区 (11月から3月まで)	4,630	6,580	7,470	8,070	8,300
	VI 区 (11月から3月まで)	2,630	3,730	4,240	4,580	4,710
基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上1人を増すごとに加算する額
基準額		55,650円	58,920円	61,910円	64,670円	2,760円
地区別冬季加算額	I 区 (10月から4月まで)	24,330	25,360	26,180	27,010	830
	II 区 (10月から4月まで)	17,180	17,920	18,500	19,080	580
	III 区 (11月から4月まで)	14,200	14,800	15,280	15,760	480
	IV 区 (11月から4月まで)	12,920	13,460	13,900	14,340	440
	V 区 (11月から3月まで)	8,820	9,200	9,490	9,790	310
	VI 区 (11月から3月まで)	5,010	5,220	5,380	5,560	180

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

$$A + B + C$$

算式の符号

A 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に次の遞減率の表中率の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額の合計額

B 次の経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

遞減率

第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に乘じる率	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
率	1.00	0.87	0.75	0.66	0.59

第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に乘じる率	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
率	0.58	0.55	0.52	0.50	0.50

期末一時扶助費

級地別	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
1級地—1	14,160円	23,080円	23,790円	26,760円	27,890円
1級地—2	13,520	22,030	22,720	25,550	26,630
2級地—1	12,880	21,000	21,640	24,340	25,370
2級地—2	12,250	19,970	20,580	23,160	24,130
3級地—1	11,610	18,920	19,510	21,940	22,870
3級地—2	10,970	17,880	18,430	20,730	21,620

級地別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上 1人を増すごとに加算する額
1級地—1	31,720円	33,690円	35,680円	37,370円	1,710円
1級地—2	30,280	32,170	34,060	35,690	1,620
2級地—1	28,850	30,660	32,460	34,000	1,540
2級地—2	27,440	29,160	30,860	32,340	1,480
3級地—1	26,010	27,630	29,260	30,650	1,390
3級地—2	24,570	26,100	27,640	28,950	1,320

経過的加算額（月額）

(ア) 1級地

1級地—1

年齢別	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
0歳～2歳	150円	550円	0円	980円	2,340円
3歳～5歳	150	550	0	0	250
6歳～11歳	0	0	0	0	0

12歳～17歳	0	0	530	2, 230	3, 810
18歳・19歳	1, 330	890	2, 290	3, 770	5, 190
20歳～40歳	700	890	670	2, 240	3, 730
41歳～59歳	1, 520	890	0	470	2, 060
60歳～64歳	1, 160	890	0	0	960
65歳～69歳	1, 630	0	0	0	1, 230
70歳～74歳	0	0	0	0	0
75歳以上	3, 220	1, 460	390	320	1, 630

年齢別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
0歳～2歳	1, 270円	70円	0円	0円	0円
3歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳～11歳	0	0	810	1, 630	1, 540
12歳～17歳	3, 280	4, 480	5, 780	6, 660	6, 570
18歳・19歳	4, 630	5, 760	7, 000	7, 830	7, 740
20歳～40歳	3, 180	4, 310	5, 540	6, 370	6, 290
41歳～59歳	1, 500	2, 630	3, 870	4, 700	4, 610
60歳～64歳	0	960	2, 200	3, 030	2, 940
65歳～69歳	260	1, 220	2, 440	3, 260	3, 180
70歳～74歳	0	0	0	250	160
75歳以上	900	1, 820	2, 840	3, 530	3, 440

1級地—2

年齢別	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
0歳～2歳	0円	0円	0円	0円	1, 840円
3歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳～11歳	0	0	0	0	0
12歳～17歳	0	0	0	1, 050	2, 720
18歳・19歳	0	50	950	2, 550	4, 060
20歳～40歳	0	50	0	1, 090	2, 680
41歳～59歳	0	50	0	0	1, 070
60歳～64歳	0	50	0	0	110
65歳～69歳	0	0	0	0	380
70歳～74歳	0	0	0	0	0
75歳以上	1, 340	610	0	0	810

年齢別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
0歳～2歳	860円	0円	0円	0円	0円
3歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳～11歳	0	0	30	850	790
12歳～17歳	2, 250	3, 460	4, 760	5, 640	5, 570
18歳・19歳	3, 570	4, 710	5, 940	6, 770	6, 710
20歳～40歳	2, 180	3, 320	4, 550	5, 390	5, 320
41歳～59歳	570	1, 710	2, 950	3, 780	3, 720
60歳～64歳	0	120	1, 350	2, 190	2, 120
65歳～69歳	0	370	1, 590	2, 420	2, 350
70歳～74歳	0	0	0	0	0
75歳以上	240	1, 180	2, 210	2, 900	2, 840

(イ) 2級地

2級地—1

年齢別	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
0歳～2歳	0円	0円	0円	0円	1,220円
3歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳～11歳	0	0	0	0	0
12歳～17歳	0	0	0	190	1,910
18歳・19歳	0	0	0	1,630	3,200
20歳～40歳	0	0	0	240	1,880
41歳～59歳	0	0	0	0	340
60歳～64歳	0	0	0	0	0
65歳～69歳	0	0	0	0	0
70歳～74歳	0	0	0	0	0
75歳以上	0	320	0	0	0

年齢別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
0歳～2歳	0円	0円	0円	0円	0円
3歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳～11歳	0	0	0	290	250
12歳～17歳	1,490	2,690	3,960	4,830	4,790
18歳・19歳	2,750	3,880	5,100	5,920	5,880
20歳～40歳	1,430	2,560	3,780	4,600	4,560
41歳～59歳	0	1,030	2,240	3,070	3,030
60歳～64歳	0	0	730	1,550	1,510
65歳～69歳	0	0	960	1,770	1,730
70歳～74歳	0	0	0	0	0
75歳以上	0	360	1,380	2,080	2,040

2級地—2

年齢別	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
0歳～2歳	410円	990円	0円	0円	0円
3歳～5歳	410	990	0	0	0
6歳～11歳	0	350	0	0	0
12歳～17歳	0	0	0	0	1,120
18歳・19歳	910	1,380	0	720	2,350
20歳～40歳	910	1,380	0	0	1,090
41歳～59歳	910	1,380	0	0	0
60歳～64歳	910	1,380	0	0	10
65歳～69歳	0	90	0	0	0
70歳～74歳	0	90	0	0	0
75歳以上	1,180	1,710	0	0	0

年齢別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
0歳～2歳	0円	1,370円	580円	0円	0円
3歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳～11歳	0	0	0	0	0
12歳～17歳	740	1,940	3,200	4,050	4,040

18歳・19歳	1,960	3,090	4,280	5,100	5,090
20歳～40歳	690	1,830	3,020	3,840	3,820
41歳～59歳	0	380	1,570	2,390	2,380
60歳～64歳	0	0	130	950	930
65歳～69歳	0	0	340	1,150	1,140
70歳～74歳	0	0	0	0	0
75歳以上	0	20	1,030	1,720	1,710

(ウ) 3級地

3級地—1

年齢別	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
0歳～2歳	0円	0円	0円	0円	0円
3歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳～11歳	0	0	0	0	0
12歳～17歳	0	0	0	0	0
18歳・19歳	0	0	0	0	650
20歳～40歳	0	0	0	0	0
41歳～59歳	0	0	0	0	0
60歳～64歳	0	0	0	0	0
65歳～69歳	0	0	0	0	0
70歳～74歳	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	0	0

年齢別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
0歳～2歳	0円	170円	110円	0円	0円
3歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳～11歳	0	0	0	0	0
12歳～17歳	0	350	1,630	2,510	2,520
18歳・19歳	320	1,490	2,710	3,550	3,550
20歳～40歳	0	300	1,520	2,350	2,360
41歳～59歳	0	0	150	980	990
60歳～64歳	0	0	0	0	0
65歳～69歳	0	0	0	0	0
70歳～74歳	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	230	240

3級地—2

年齢別	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
0歳～2歳	0円	0円	0円	0円	0円
3歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳～11歳	0	0	0	0	0
12歳～17歳	0	0	0	0	0
18歳・19歳	0	0	0	0	70
20歳～40歳	0	0	0	0	0
41歳～59歳	0	0	0	0	0
60歳～64歳	0	0	0	0	0
65歳～69歳	0	0	0	0	0
70歳～74歳	0	0	0	0	0

75歳以上	0	450	0	0	0
年齢別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
0歳～2歳	0円	0円	660円	430円	350円
3歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳～11歳	0	0	0	0	0
12歳～17歳	0	0	1,110	1,970	2,010
18歳・19歳	0	940	2,130	2,950	2,980
20歳～40歳	0	0	1,000	1,820	1,860
41歳～59歳	0	0	0	520	560
60歳～64歳	0	0	0	0	0
65歳～69歳	0	0	0	0	0
70歳～74歳	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	160	200

イ 第2類の表におけるI区からVI区までの区分は次の表に定めるところによる。

地区別	I区	II区	III区	IV区	V区	VI区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他の都府県

ウ 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が算定される者の基準生活費の算定は、別に定めるところによる。

2 救護施設等

(1) 基準生活費の額（月額）

ア 基準額

級地別	救護施設及びこれに準ずる施設	更生施設及びこれに準ずる施設
1級地	64,140円	67,950円
2級地	60,940	64,550
3級地	57,730	61,150

イ 地区別冬季加算額

I区（10月から4月まで）	II区（10月から4月まで）	III区（11月から4月まで）	IV区（11月から4月まで）	V区（11月から3月まで）	VI区（11月から3月まで）
5,900円	4,480円	4,260円	3,760円	2,910円	2,050円

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費の額は、(1)に定める額とする。ただし、12月の基準生活費の額は、次の表に定める期末一時扶助費の額を加えた額とする。

級地別	期末一時扶助費
1級地	5,070円
2級地	4,610
3級地	4,150

イ 表におけるI区からVI区までの区分は、1の(2)のイの表に定めるところによる。

3 職業能力開発校附属宿泊施設等に入所又は寄宿している者についての特例

次の表の左欄に掲げる施設に入所又は寄宿している者（特別支援学校に附属する寄宿舎に寄宿している者にあつては、これらの学校の高等部の別科に就学する場合に限る。）に係る基準生活費の額は、1の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

施設	基準生活費の額
----	---------

	基準月額	地区別冬季加算額及び期末一時扶助費の額
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設に附属する宿泊施設 特別支援学校に附属する寄宿舎	食費として施設品費の基準額の合計額	地区別冬季加算額は、2の(1)のイの表に定めるところにより、期末一時扶助と入院患者日用品費の額は、2の(2)のアの表に定めるところによる。
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設		食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の合計額
児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設（以下「医療型障害児入所施設」という。） 児童福祉法にいう指定発達支援医療機関		入院患者日用品費の額

4 特例加算

1から3までの基準生活費の算出にあたっては、1から3までにより算定される額に世帯人員一人につき月額1,000円を加えるものとする。

第2章 加算

1 妊産婦加算

(1) 加算額（月額）

級地別	妊婦		産婦
	妊娠6か月未満	妊娠6か月以上	
1級地及び2級地	9,130円	13,790円	8,480円
3級地	7,760	11,720	7,210

(2) 妊婦についての加算は、妊娠の事実を確認した日の属する月の翌月から行う。

(3) 産婦についての加算は、出産の日の属する月から行い、期間は6箇月を限度として別に定める。

(4) (3)の規定にかかわらず、保護受給中の者については、その出産の日の属する月は妊婦についての加算を行い、翌月から5箇月を限度として別に定めるところにより産婦についての加算を行う。

(5) 妊産婦加算は、病院又は診療所において給食を受けている入院患者については、行わない。

2 障害者加算

(1) 加算額（月額）

	(2)のアに該当する者	(2)のイに該当する者
在宅者		
1級地	26,810円	17,870円
2級地	24,940	16,620
3級地	23,060	15,380
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者	22,310	14,870

(注) 社会福祉施設とは保護施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）にいう老人福祉施設をいい、介護施設とは介護保険法（平成9年法律第123号）にいう介護保険施設をいうものであること（以下同じ。）。

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級

のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）。ただし、アに該当する者を除く。

（3）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の廃疾の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条に規定する施設に入所している者を除く。）については、別に16,100円を算定するものとする。

（4）（2）のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に13,490円を算定するものとする。この場合においては、（5）の規定は適用しないものとする。

（5）介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、73,170円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

3 介護施設入所者加算

介護施設入所者加算は、介護施設入所者基本生活費が算定されている者であつて、障害者加算又は8に定める母子加算が算定されていないものについて行い、加算額（月額）は、9,880円の範囲内の額とする。

4 在宅患者加算

（1）加算額（月額）

級地別	加算額
1級地及び2級地	13,270円
3級地	11,280円

（2）在宅患者加算は、次に掲げる在宅患者であつて現に療養に専念しているものについて行う。

ア 結核患者であつて現に治療を受けているもの及び結核患者であつて現に治療を受けてはいないが、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの
イ 結核患者以外の患者であつて3箇月以上の治療を必要とし、かつ、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの

5 放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、（1）に該当する者にあつては月額46,760円、（2）に該当する者にあつては月額23,380円とする。

（1）ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の認定を受けた者であつて、同項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの（同法第24条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者に限る。）

イ 放射線（広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の放射線を除く。以下（2）において同じ。）を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの

（2）ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の認定を受けた者（同法第25条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者であつて、（1）のアに該当しないものに限る。）

イ 放射線を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつた者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの

6 児童養育加算

（1）加算額（月額）

児童養育加算は、児童の養育に当たる者について行い、その加算額（月額）は、高等学校等修了前の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。）1人につき10,190円とする。

（2）児童養育加算に係る経過的加算額（月額）

次に掲げる児童の養育に当たる者については、（1）の額に次に掲げる児童1人につき4,330円を加えるものとする。

- ア 4人以上の世帯に属する3歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。以下同じ。）
- イ 3人以下の世帯に属する3歳に満たない児童（当該児童について第1章の2若しくは3又は第3章の1(1)に掲げる額を算定する場合に限る。）
- ウ 第3子以降の児童のうち、3歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。）であつて小学校修了前のもの（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。）

7 介護保険料加算

介護保険料加算は、介護保険の第一号被保険者であつて、介護保険法第131条に規定する普通徴収の方法によつて保険料を納付する義務を負うものに対して行い、その加算額は、当該者が被保険者となる介護保険を行う市町村に対して納付すべき保険料の実費とする。

8 母子加算

(1) 加算額（月額）

		児童1人	児童が2人の場合に加える額	児童が3人以上1人を増すごとに加える額
在宅 者	1級地	18,800円	4,800円	2,900円
	2級地	17,400	4,400	2,700
	3級地	16,100	4,100	2,500
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		19,350	1,560	770

(2) 母子加算に係る経過的加算額（月額）

次に掲げる児童の養育に当たる者については、(1)の表に掲げる額に次の表に掲げる額を加えるものとする。

- ア 3人以上の世帯に属する児童（当該児童が1人の場合に限る。）

(ア) 3人世帯

児童の年齢	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～5歳	3,330円	3,330円	0円	0円	0円	0円
6～11歳	3,330	3,330	3,200	0	0	0
12～14歳	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0
15～17歳	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0

(イ) 4人世帯

児童の年齢	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	3,330円	3,330円	3,200円	3,200円	2,900円	0円
3～14歳	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
15～17歳	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900

(ウ) 5人以上の世帯

児童の年齢	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～14歳	3,330円	3,330円	3,200円	3,200円	2,900円	2,900円
15～17歳	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900

- イ (3)の養育に当たる者が第1章の1の基準生活費を算定される世帯に属する児童（当該児童全てが第3章の1(2)に掲げる児童又は医療型障害児施設に入所する児童であり、かつ同一世帯に属する当該児童が2人以下である場合に限る。）

1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2

児童1人	3,330円	3,330円	3,200円	3,200円	2,900円	2,900円
児童2人	280	280	460	460	350	350

(3) 母子加算は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で2の(2)に掲げる者をいう。）を養育しなければならない場合に、当該養育に当たる者について行う。ただし、当該養育に当たる者が父又は母である場合であつて、その者が児童の養育に当たることができる者と婚姻関係（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。）にあり、かつ、同一世帯に属するときは、この限りでない。

9 重複調整等

障害者加算又は母子加算について、同一の者がいずれの加算事由にも該当する場合には、いずれか高い加算額（同額の場合にはいずれか一方の加算額）を算定するものとし、相当期間にわたり加算額の全額を必要としないものと認められる場合には、当該加算額の範囲内において必要な額を算定するものとする。ただし、障害者加算のうち2の(4)又は(5)に該当することにより行われる障害者加算額及び母子加算のうち児童が2人以上の場合に児童1人につき加算する額は、重複調整を行わないで算定するものとする。

第3章 入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費及び移送費

1 入院患者日用品費

(1) 基準額及び加算額（月額）

基準額	地区別冬季加算額（11月から3月まで）		
	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区
	23,110円以内	3,600円	2,110円

(2) 入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。

- ア 病院又は診療所に1箇月以上入院する者
- イ 救護施設、更生施設又は老人福祉法にいう養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームから病院又は診療所に入院する者
- ウ 介護施設から病院又は診療所に入院する者

(3) (1)の表におけるI区からVI区までの区分は、第1章の1の(2)のイの表に定めるところによる。

2 介護施設入所者基本生活費

(1) 基準額及び加算額（月額）

基準額	地区別冬季加算額（11月から3月まで）		
	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区
	9,880円以内	3,600円	2,110円

(2) 介護施設入所者基本生活費は、介護施設に入所する者について算定する。

(3) (1)の表におけるI区からVI区までの区分は、第1章の1の(2)のイの表に定めるところによる。

3 移送費

移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。

別表第2 教育扶助基準

学校別区分	次に掲げる学校 一 小学校 二 義務教育学校の前期課程 三 特別支援学校の小学部	次に掲げる学校 一 中学校 二 義務教育学校の後期課程 三 中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。） 四 特別支援学校の中学校部
基準額（月額）	3,400円	5,300円
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入又は利用に必要な額	
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額	
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額	

学習支援費（年間上限額）

16,400円以内

59,800円以内

別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

区分級地別	家賃、間代、地代等の額 (月額)	補修費等住宅維持費の額 (年額)
1級地及び2級地	13,000円以内	135,000円以内
3級地	8,000円以内	

2 家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。

別表第4 医療扶助基準

1 指定医療機関等において診療を受ける場合の費用	生活保護法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額
2 薬剤又は治療材料に係る費用（1の費用に含まれる場合を除く。）	25,000円以内の額
3 施術のための費用	都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が施術者のそれぞれの組合と協定して定めた額以内の額
4 移送費	移送に必要な最小限度の額

別表第5 介護扶助基準

1 居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額
2 移送費	移送に必要な最小限度の額

別表第6 出産扶助基準

1 基準額

区分	基準額
出産に要する費用	318,000円以内

2 病院、助産所等施設において分べんする場合は、入院（8日以内の実入院日数）に要する必要最少限度の額を基準額に加算する。

3 衛生材料費を必要とする場合は、6,200円の範囲内の額を基準額に加算する。

別表第7 生業扶助基準

1 基準額

区分	基準額
生業費	47,000円以内
技能修得費	90,000円以内
高等学校等就学費	7,300円
基本額（月額）	
教材代	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額
授業料（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条各号に掲げるものに在学する場合（同法第3条第1項の高等学校等就学支援金が支給されるときに限る。）を除く。）	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額
入学料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在

		する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
入学考查料		30,000円以内
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額	
学習支援費（年間上限額）		101,000円以内
就職支度費		34,000円以内

2 技能修得費（高等学校等就学費を除く。以下同じ。）は、技能修得（高等学校等への就学を除く。以下同じ。）の期間が1年以内の場合において、1年を限度として算定する。ただし、世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能修得については、その期間は2年以内とし、1年につき技能修得費の範囲内の額を2年を限度として算定する。

3 技能修得のため交通費を必要とする場合は、1又は2に規定するところにより算定した技能修得費の額にその実費を加算する。

別表第8 葬祭扶助基準

1 基準額

級地別	基準額	
	大人	小人
1級地及び2級地	219,000円以内	175,200円以内
3級地	191,600円以内	153,300円以内

2 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。

級地別	大人	小人	
		円	円
1級地及び2級地		600	500
3級地		480	400

3 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、28,460円から次に掲げる額を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。

級地別	金額	
	1級地及び2級地	3級地
1級地及び2級地	19,220円	
3級地		16,820円

別表第9 地域の級地区分

1 1級地

(1) 1級地—1

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名
埼玉県	川口市 さいたま市
東京都	区の存する地域 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市

	日野市
	東村山市
	国分寺市
	国立市
	福生市
	狛江市
	東大和市
	清瀬市
	東久留米市
	多摩市
	稲城市
	西東京市

神奈川県	横浜市 川崎市 鎌倉市 藤沢市 逗子市 大和市 三浦郡
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市 堺市 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 寝屋川市 松原市 大東市 箕面市 門真市 摂津市 東大阪市
兵庫県	神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市

(2) 1級地—2

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名
北海道	札幌市 江別市
宮城県	仙台市
埼玉県	所沢市 蕨市 戸田市 朝霞市 和光市 新座市
千葉県	千葉市 市川市 船橋市 松戸市 習志野市 浦安市
東京都	青梅市 武蔵村山市
神奈川県	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 相模原市 三浦市 秦野市 厚木市 座間市
滋賀県	大津市
京都府	宇治市 向日市 長岡京市
大阪府	岸和田市 泉大津市 貝塚市 和泉市 高石市 藤井寺市 四條畷市 交野市 泉北郡 忠岡町
兵庫県	姫路市 明石市
岡山県	岡山市 倉敷市
広島県	広島市 呉市 福山市

安芸郡

府中町

福岡県

北九州市

福岡市

2 2級地

(1) 2級地—1

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名
北海道	函館市 小樽市 旭川市 室蘭市 釧路市 帶広市 苫小牧市 千歳市 恵庭市 北広島市
青森県	青森市
岩手県	盛岡市
秋田県	秋田市
山形県	山形市
福島県	福島市
茨城県	水戸市
栃木県	宇都宮市
群馬県	前橋市 高崎市 桐生市
埼玉県	川越市 熊谷市 春日部市 狭山市 上尾市 草加市 越谷市 入間市 志木市 桶川市 八潮市 富士見市 三郷市 ふじみ野市 入間郡
	三芳町
千葉県	野田市 佐倉市 柏市 市原市 流山市

	八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 四街道市
東京都	羽村市 あきる野市 西多摩郡
神奈川県	伊勢原市 海老名市 南足柄市 綾瀬市 高座郡 中郡 足柄上郡 足柄下郡
	寒川町 大磯町 二宮町 大井町 松田町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町
新潟県	新潟市
富山県	富山市 高岡市
石川県	金沢市
福井県	福井市
山梨県	甲府市
長野県	長野市 松本市
岐阜県	岐阜市
静岡県	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 伊東市
愛知県	豊橋市 岡崎市 一宮市 春日井市 刈谷市 豊田市 知立市 尾張旭市 日進市
三重県	津市 四日市市
滋賀県	草津市
京都府	城陽市

	八幡市 京田辺市 乙訓郡 久世郡	大山崎町 久御山町
大阪府	泉佐野市 富田林市 河内長野市 柏原市 羽曳野市 泉南市 大阪狭山市 三島郡 泉南郡	島本町 熊取町 田尻町
奈良県	奈良市 生駒市	
和歌山县	和歌山市	
鳥取県	鳥取市	
島根県	松江市	
山口県	下関市 山口市	
徳島県	徳島市	
香川県	高松市	
愛媛県	松山市	
高知県	高知市	
福岡県	久留米市	
佐賀県	佐賀市	
長崎県	長崎市	
熊本県	熊本市	
大分県	大分市 別府市	
宮崎県	宮崎市	
鹿児島県	鹿児島市	
沖縄県	那霸市	

(2) 2級地—2

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名
北海道	夕張市 岩見沢市 登別市
宮城县	塩竈市 名取市 多賀城市
茨城县	日立市 土浦市 古河市 取手市

栃木県	足利市
新潟県	長岡市
石川県	小松市
長野県	上田市 岡谷市 諏訪市
岐阜県	大垣市 多治見市 瑞浪市 土岐市 各務原市
静岡県	三島市 富士市
愛知県	瀬戸市 豊川市 安城市 東海市 大府市 岩倉市 豊明市 清須市 北名古屋市
三重県	松阪市 桑名市
兵庫県	加古川市 高砂市 加古郡 播磨町
奈良県	橿原市
岡山県	玉野市
広島県	三原市 尾道市 府中市 大竹市 廿日市市 安芸郡 海田町 坂町
山口県	宇部市 防府市 岩国市 周南市
福岡県	大牟田市 直方市 飯塚市 田川市 行橋市 中間市 筑紫野市

	春日市
	大野城市
	太宰府市
	宗像市
	古賀市
	福津市
	那珂川市
	糟屋郡
	宇美町
	篠栗町
	志免町
	須恵町
	新宮町
	久山町
	粕屋町
	遠賀郡
	芦屋町
	水巻町
	岡垣町
	遠賀町
	京都郡
	苅田町
長崎県	佐世保市
	西海市
熊本県	荒尾市

3 3級地

(1) 3級地—1

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名
北海道	北見市 網走市 留萌市 稚内市 美唄市 芦別市 赤平市 紋別市 士別市 名寄市 三笠市 根室市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 富良野市 伊達市 石狩市 北斗市 亀田郡
	七飯町

山越郡	長万部町
檜山郡	江差町
虻田郡	京極町
	俱知安町
岩内郡	岩内町
余市郡	余市町
空知郡	奈井江町
	上砂川町
上川郡	南富良野町
	鷹栖町
	東神楽町
	上川町
	東川町
	新得町
勇払郡	占冠村
	安平町
中川郡	音威子府村
	中川町
	幕別町
天塩郡	天塩町
	幌延町
宗谷郡	猿払村
枝幸郡	浜頓別町
	枝幸町
網走郡	美幌町
斜里郡	斜里町
	清里町
紋別郡	遠軽町
	滝上町
	興部町
	西興部村
	雄武町
沙流郡	日高町
浦河郡	浦河町
日高郡	新ひだか町
河東郡	音更町
河西郡	芽室町
	中札内村
足寄郡	陸別町
釧路郡	釧路町
川上郡	弟子屈町
標津郡	中標津町
	標津町
目梨郡	羅臼町

青森県

弘前市
八戸市
黒石市

	五所川原市 十和田市 三沢市 むつ市
岩手県	宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 奥州市 滝沢市
宮城県	石巻市 気仙沼市 白石市 角田市 岩沼市 大崎市 富谷市 柴田郡 宮城郡 大河原町 柴田町 七ヶ浜町 利府町
秋田県	能代市 横手市 大館市 男鹿市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市 大仙市
山形県	米沢市 鶴岡市 酒田市 新庄市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 南陽市

福島県	会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 南相馬市
茨城県	石岡市 龍ヶ崎市 常陸太田市 高萩市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 守谷市 筑西市 那珂郡 稻敷郡 北相馬郡 東海村 美浦村 利根町
栃木県	栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 下野市 河内郡 下都賀郡 上三川町 壬生町
群馬県	伊勢崎市 太田市 沼田市 館林市 渋川市 藤岡市 富岡市 安中市 吾妻郡 利根郡 邑楽郡 草津町 みなかみ町 大泉町
埼玉県	行田市 秩父市

飯能市	
加須市	
本莊市	
東松山市	
羽生市	
鴻巣市	
深谷市	
久喜市	
北本市	
蓮田市	
坂戸市	
幸手市	
鶴ヶ島市	
日高市	伊奈町
吉川市	毛呂山町
白岡市	越生町
北足立郡	嵐山町
入間郡	小川町
比企郡	鳩山町
南埼玉郡	宮代町
北葛飾郡	杉戸町
	松伏町

千葉県

銚子市	
館山市	
木更津市	
茂原市	
成田市	
東金市	
旭市	
勝浦市	
鴨川市	
君津市	
富津市	
袖ヶ浦市	
白井市	
匝瑳市	
香取市	
印旛郡	酒々井町

東京都

西多摩郡	日の出町
	檜原村
	奥多摩町
大島町	
利島村	
新島村	

	神津島村 三宅村 御藏島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村
神奈川県	足柄上郡 中井町 山北町 愛甲郡 愛川町 清川村
新潟県	三条市 柏崎市 新発田市 小千谷市 加茂市 十日町市 見附市 村上市 燕市 糸魚川市 五泉市 上越市 佐渡市 魚沼市 妙高市 南魚沼郡 湯沢町 刈羽郡 刈羽村
富山県	魚津市 氷見市 滑川市 黒部市 砺波市 小矢部市 南砺市 射水市 中新川郡 舟橋村 上市町 立山町 下新川郡 入善町 朝日町
石川県	七尾市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市

能美市	
野々市市	
能美郡	川北町
河北郡	津幡町 内灘町

福井県	敦賀市	
	小浜市	
	大野市	
	勝山市	
	鯖江市	
	あわら市	
	越前市	
	坂井市	
	吉田郡	永平寺町
	南条郡	南越前町
	丹生郡	越前町
山梨県	富士吉田市	
	都留市	
	山梨市	
	大月市	
	韋崎市	
	甲斐市	
	笛吹市	
	上野原市	
	甲州市	
	中央市	
長野県	中巨摩郡	昭和町
	飯田市	
	須坂市	
	小諸市	
	伊那市	
	駒ヶ根市	
	中野市	
	大町市	
	飯山市	
	茅野市	
長野県	塩尻市	
	佐久市	
	千曲市	
	東御市	
	安曇野市	
	北佐久郡	軽井沢町
	諏訪郡	下諏訪町 富士見町
	上伊那郡	辰野町 箕輪町
	木曾郡	木曾町

	埴科郡 上高井郡	坂城町 小布施町
岐阜県	高山市 関市 中津川市 美濃市 羽島市 恵那市 美濃加茂市 可児市 瑞穂市 羽島郡 本巣郡	岐南町 笠松町 北方町
静岡県	富士宮市 島田市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 伊豆の国市 田方郡 駿東郡	函南町 清水町 長泉町 小山村
愛知県	半田市 津島市 碧南市 西尾市 蒲郡市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市 稻沢市 新城市 知多市 高浜市 田原市 愛西市 弥富市	

みよし市	
あま市	
長久手市	
愛知郡	東郷町
西春日井郡	豊山町
丹羽郡	大口町
	扶桑町
海部郡	大治町
	蟹江町
	飛島村
知多郡	阿久比町
	東浦町
	南知多町
	美浜町
	武豊町
額田郡	幸田町
北設楽郡	設楽町
	東栄町

三重県

伊勢市	
鈴鹿市	
名張市	
尾鷲市	
亀山市	
鳥羽市	
熊野市	
志摩市	
伊賀市	
桑名郡	木曽岬町
員弁郡	東員町
三重郡	菰野町
	朝日町
	川越町

滋賀県

彦根市	
長浜市	
近江八幡市	
守山市	
栗東市	
甲賀市	
野洲市	
湖南市	
東近江市	

京都府

福知山市	
舞鶴市	
綾部市	
宮津市	
亀岡市	
南丹市	

	木津川市 綴喜郡 相楽郡	井手町 宇治田原町 精華町
大阪府	阪南市 豊能郡 泉南郡 南河内郡	豊能町 能勢町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村
兵庫県	洲本市 相生市 豊岡市 赤穂市 西脇市 三木市 小野市 三田市 加西市 たつの市 川辺郡 加古郡 揖保郡	
		猪名川町 稻美町 太子町
奈良県	大和高田市 大和郡山市 天理市 桜井市 五條市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 生駒郡 磯城郡 高市郡 北葛城郡 吉野郡	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 高取町 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 吉野町

		大淀町 下市町
和歌山県	海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 岩出市 海草郡 伊都郡 有田郡 日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡	紀美野町 高野町 湯浅町 美浜町 白浜町 那智勝浦町 太地町 串本町
鳥取県	米子市 倉吉市 境港市 西伯郡	日吉津村
島根県	浜田市 出雲市 益田市 大田市 安来市 江津市 隠岐郡	隠岐の島町
岡山県	津山市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 浅口市 都窪郡 浅口郡 小田郡	早島町 里庄町 矢掛町
広島県	竹原市 三次市 庄原市 東広島市 安芸高田市 江田島市	

	安芸郡	熊野町
山口県	萩市 下松市 光市 長門市 柳井市 美祢市 山陽小野田市 玖珂郡 熊毛郡	和木町 田布施町 平生町
徳島県	鳴門市 小松島市 阿南市	
香川県	丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 香川郡 綾歌郡 仲多度郡	直島町 宇多津町 琴平町 多度津町
愛媛県	今治市 新居浜市 西条市 四国中央市	
福岡県	柳川市 八女市 筑後市 大川市 豊前市 小郡市 嘉麻市 朝倉市	
佐賀県	唐津市 鳥栖市	
長崎県	諫早市 大村市 西彼杵郡	長与町 時津町
大分県	中津市	
宮崎県	都城市 延岡市	
鹿児島県	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市	

	伊佐市 指宿市 西之表市 垂水市 薩摩川内市 日置市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 奄美市 姶良市
沖縄県	宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 うるま市 宮古島市

(2) 3級地—2

1級地、2級地及び3級地—1以外の市町村

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 厚生課

許認可等の内容	保護の変更の決定	保 No. 2
---------	----------	---------

根拠法令及び条項		生活保護法第24条第5項
審査基準	関係条項	生活保護法第8条 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 保護は、厚生労働大臣の定める基準（3参照）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。 2 ①の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならない。 3 厚生労働大臣の定める基準 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）のとおり。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 10日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

生活保護法による保護の基準

発令：昭和38年4月1日号外厚生省告示第158号

最終改正：令和7年6月2日号外厚生労働省告示第176号

改正内容：令和7年3月31日号外厚生労働省告示第132号[令和7年7月1日]

○生活保護法による保護の基準

[昭和三十八年四月一日号外厚生省告示第百五十八号]

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定により、生活保護法による保護の基準を次のように定め、生活保護法による保護の基準（昭和三十二年四月厚生省告示第九十五号）は、廃止する。

生活保護法による保護の基準

一 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準はそれぞれ別表第1から別表第8までに定めるところによる。

二 要保護者に特別の事由があつて、前項の基準によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。

三 別表第1、別表第3、別表第6及び別表第8の基準額に係る地域の級地区分は、別表第9に定めるところによる。

市町村の廃置分合、境界変更又は市町村相互間の変更により、当該市町村の地域の級地区分に変更を生ずるときは、厚生労働大臣が別に定める。

前文〔抄〕〔昭和三八年七月二四日厚生省告示第三三二号〕

昭和三十八年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和三八年一二月二〇日厚生省告示第五五九号〕

昭和三十九年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和三八年一二月二〇日厚生省告示第五六〇号〕

昭和三十八年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和三九年一二月一二日厚生省告示第五五三号〕

昭和四十年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和三九年一二月一八日厚生省告示第五六八号〕

昭和三十九年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四〇年一月一三日厚生省告示第一六号〕

昭和四十年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四〇年四月五日厚生省告示第一七五号〕

昭和四十年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四〇年七月二六日厚生省告示第三八一号〕

昭和四十年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四〇年一二月一七日厚生省告示第五四七号〕

昭和四十年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四〇年一二月一七日厚生省告示第五四八号〕

昭和四十一年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四一年一月一八日厚生省告示第一六号〕

昭和四十一年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四一年一月二二日厚生省告示第二六号〕

昭和四十一年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四一年四月七日厚生省告示第一八一号〕

昭和四十一年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四一年四月一三日厚生省告示第二〇一号〕

昭和四十一年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四一年八月一一日厚生省告示第三七三号〕

昭和四十一年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四一年一二月一七日厚生省告示第五四五号〕

昭和四十一年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四二年四月二五日厚生省告示第一九五号〕

昭和四十二年五月一日から施行する。

前文〔抄〕〔昭和四二年八月二四日厚生省告示第三五〇号〕

昭和四十二年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四二年一〇月五日厚生省告示第四〇九号〕

昭和四十二年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四二年一一月二五日厚生省告示第四五一号〕

昭和四十二年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四三年五月八日厚生省告示第二〇八号〕

昭和四十三年五月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四三年九月七日厚生省告示第三七四号〕

昭和四十三年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四三年一〇月五日厚生省告示第四〇六号〕

昭和四十三年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四三年一一月二二日厚生省告示第四五五号〕

昭和四十三年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四三年一二月二六日厚生省告示第五〇五号〕

昭和四十四年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四四年一〇月一日厚生省告示第三二七号〕

公布の日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四四年一〇月四日厚生省告示第三二九号〕

昭和四十四年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四四年一一月二八日厚生省告示第三七九号〕

昭和四十四年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四五年一月五日厚生省告示第一号〕

昭和四十五年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四五年一一月三〇日厚生省告示第四〇〇号〕

昭和四十五年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四五年一二月一二日厚生省告示第四二二号〕

昭和四十六年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四六年一〇月七日厚生省告示第三三三号〕

昭和四十六年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四六年一二月一日厚生省告示第三六八号〕

公布の日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四六年一二月九日厚生省告示第三九〇号〕

昭和四十七年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四七年二月二九日厚生省告示第五三号〕

昭和四十七年三月一日から適用する。

この場合において、改正後の保護の基準別表第1第2章の8の(1)中「義務教育終了前の児童」とあるのは、昭和四十七年三月一日から昭和四十八年五月三十一日までの間においては「昭和四十二年一月二日以後に生まれた児童」と、昭和四十八年六月一日から昭和四十九年五月三十一日までの間においては「昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童」とそれぞれ読み替えるものとする。

前文〔抄〕〔昭和四七年四月七日厚生省告示第八六号〕

昭和四十七年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四七年一〇月六日厚生省告示第三二三号〕

昭和四十七年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四七年一二月一五日厚生省告示第三八一号〕

昭和四十八年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四八年四月五日厚生省告示第五九号〕

昭和四十八年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四八年一二月二〇日厚生省告示第三三一号〕

昭和四十九年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四九年六月一三日厚生省告示第一七一号〕

昭和四十九年六月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四九年九月一二日厚生省告示第二三九号〕

昭和四十九年九月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四九年九月三〇日厚生省告示第二七二号〕

十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和四九年一〇月一二日厚生省告示第二九五号〕

昭和四十九年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五〇年二月八日厚生省告示第四〇号〕

多子養育加算の額の改正に係る部分については昭和五十年二月一日から、その他の部分については同年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五〇年四月五日厚生省告示第八五号〕

昭和五十年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五〇年八月二六日厚生省告示第二六三号〕

九月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五〇年一〇月一八日厚生省告示第二九三号〕

昭和五十年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五〇年一二月一三日厚生省告示第三六六号〕

昭和五十年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五一年一月一四日厚生省告示第四号〕

昭和五十一年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五一年二月一七日厚生省告示第二七号〕

昭和五十一年二月一日から適用する。ただし、地域の級地区分の改正に係る部分については同年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五一年三月三一日厚生省告示第四三号〕

昭和五十一年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五一年八月一六日厚生省告示第二三二号〕

九月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五一年九月二七日厚生省告示第二七六号〕

昭和五十一年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五一年一〇月一三日厚生省告示第二八五号〕

昭和五十一年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五一年一二月二二日厚生省告示第三三四号〕

昭和五十二年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五二年三月三一日厚生省告示第六四号〕

昭和五十二年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五二年七月二五日厚生省告示第一九三号〕

昭和五十二年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五二年八月一八日厚生省告示第二一一号〕

昭和五十二年九月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五二年九月三〇日厚生省告示第二四六号〕

昭和五十二年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五二年一一月一八日厚生省告示第二七八号〕

昭和五十二年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五三年三月三一日厚生省告示第六〇号〕

昭和五十三年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五三年七月一〇日厚生省告示第一六二号〕

昭和五十三年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五三年一一月九日厚生省告示第二三三号〕

昭和五十三年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五四年一月五日厚生省告示第一号〕

昭和五十四年二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五四年一月一七日厚生省告示第五号〕

昭和五十四年二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五四年三月三一日厚生省告示第四五号〕

昭和五十四年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五四年七月一〇日厚生省告示第一二二号〕

昭和五十四年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五四年一一月一七日厚生省告示第一八九号〕

昭和五十四年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五五年一月二五日厚生省告示第一二号〕

昭和五十五年二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五五年三月三一日厚生省告示第五五号〕

昭和五十五年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五五年七月一七日厚生省告示第一三五号〕

昭和五十五年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五五年一一月二五日厚生省告示第一九八号〕

昭和五十五年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五五年一一月二九日厚生省告示第二〇一号〕

昭和五十五年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五六六年三月三一日厚生省告示第四一号〕

昭和五十六年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五六六年七月二二日厚生省告示第一三五号〕

昭和五十六年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五六六年一一月一七日厚生省告示第一八八号〕

障害者加算の額の改正に係る部分については昭和五十六年十二月一日から、多子養育加算の額の改正に係る部分については昭和五十七年二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五七年三月三一日厚生省告示第五一号〕

昭和五十七年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五七年八月三一日厚生省告示第一六〇号〕

昭和五十七年九月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五七年一二月四日厚生省告示第二〇二号〕

昭和五十八年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五八年三月三一日厚生省告示第七一号〕

昭和五十八年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五九年三月三一日厚生省告示第六一号〕

昭和五十九年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五九年八月一三日厚生省告示第一三八号〕

昭和五十九年九月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和五九年一二月二六日厚生省告示第二二六号〕

昭和六十年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六〇年三月三〇日厚生省告示第五四号〕

昭和六十年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六〇年六月二六日厚生省告示第一〇一号〕

昭和六十年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六〇年九月一八日厚生省告示第一四八号〕

昭和六十年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六一年三月三一日厚生省告示第七一号〕

昭和六十一年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六一年四月二三日厚生省告示第九五号〕

昭和六十一年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六一年五月二三日厚生省告示第一〇六号〕

昭和六十一年六月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六一年七月二九日厚生省告示第一五五号〕

昭和六十一年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六一年九月二五日厚生省告示第一七六号〕

昭和六十一年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六二年三月二八日厚生省告示第六二号〕

昭和六十二年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六二年六月三日厚生省告示第一二一号〕

昭和六十二年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六二年七月二〇日厚生省告示第一四八号〕

昭和六十二年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六二年一一月五日厚生省告示第一八五号〕

別表第8の2の(1)の表の改正に係る部分については昭和六十二年十月一日から、別表第8の3の(1)の表の改正に係る部分については同年十一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六二年一二月一二日厚生省告示第一九九号〕

昭和六十二年十一月三十日から適用する。ただし、昭和六十二年十一月三十日に廃された茨城県筑波郡豊里町及び同郡大穂町の区域の同日における級地については、なお従前の例による。

前文〔抄〕〔昭和六三年三月一八日厚生省告示第五〇号〕

昭和六十三年三月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六三年三月三一日厚生省告示第一二二号〕

昭和六十三年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六三年四月三〇日厚生省告示第一四九号〕

昭和六十三年五月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六三年五月三〇日厚生省告示第一六四号〕

昭和六十三年六月一日から適用する。

前文〔抄〕〔昭和六三年七月二〇日厚生省告示第二一三号〕

昭和六十三年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成元年三月三一日厚生省告示第八五号〕

平成元年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成元年六月三〇日厚生省告示第一二九号〕

平成元年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成元年九月三〇日厚生省告示第一七八号〕

平成元年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成元年一二月二六日厚生省告示第二一五号〕

平成二年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二年三月三一日厚生省告示第八六号〕

平成二年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二年六月三〇日厚生省告示第一四三号〕

平成二年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成三年三月三〇日厚生省告示第六九号〕

平成三年四月一日から施行する。

前文〔抄〕〔平成三年六月二七日厚生省告示第一四五号〕

平成三年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成四年三月三一日厚生省告示第一一二四号〕

平成四年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の7の改正に係る部分については、同年五月一日から、同第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成五年三月二九日厚生省告示第九四号〕

平成五年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の7の改正に係る部分については、同年五月一日から、同第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成六年三月二九日厚生省告示第一三二号〕

平成六年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の7の改正に係る部分については、同年五月一日から、同第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成六年九月九日厚生省告示第三〇九号〕

平成六年十月一日から適用する。ただし、同日前に行われた老人訪問看護に係る医療扶助基準については、なお従前の例による。

前文〔抄〕〔平成六年九月二九日厚生省告示第三二五号〕

平成六年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成六年一二月二二日厚生省告示第三九二号〕

平成七年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成七年二月二七日厚生省告示第二六号〕

平成七年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成七年三月二八日厚生省告示第六四号〕

平成七年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)並びに6の(1)のア及び(2)のアの改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成八年三月二五日厚生省告示第九三号〕

平成八年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成八年八月二九日厚生省告示第二一七号〕

別表第3の2の改正に係る部分については、平成八年八月三十日から、別表第8の2の(1)及び3の(1)の改正に係る部分については、同年九月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成九年三月三一日厚生省告示第七三号〕

平成九年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成九年九月三〇日厚生省告示第二〇九号〕

平成九年十月一日から適用する。ただし、同日前に行われた看護に係る医療扶助基準については、なお従前の例による。

前文〔抄〕〔平成一〇年三月三一日厚生省告示第一一二一号〕

平成十年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一一年三月三一日厚生省告示第一〇四号〕

平成十一年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一二年三月三一日厚生省告示第一五六号〕

平成十二年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一二年九月二九日厚生省告示第三二八号〕

平成十二年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一二年一二月二八日厚生省告示第四六四号〕

平成十三年一月六日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一三年一月一九日厚生労働省告示第六号〕

別表第9の3の(1)の改正に係る部分については平成十三年一月一日から、別表第9の1の(1)の改正に係る部分については同月二十一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一三年三月三〇日厚生労働省告示第一四五号〕

平成十三年四月一日から適用する。ただし、別表第9の1の(1)及び(2)の改正に係る部分については、同年五月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一三年一〇月一日厚生労働省告示第三二七号〕

平成十三年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一四年二月一日厚生労働省告示第一六号〕

平成十四年二月二日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一四年三月二九日厚生労働省告示第一四八号〕

平成十四年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一五年二月一九日厚生労働省告示第二三号〕

平成十三年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一五年二月一九日厚生労働省告示第二四号〕

平成十四年十一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一五年二月一九日厚生労働省告示第二五号〕

平成十五年二月三日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一五年三月三一日厚生労働省告示第一三八号〕

平成十五年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一五年四月一八日厚生労働省告示第一七二号〕

平成十五年四月二十一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一五年四月三〇日厚生労働省告示第一七七号〕

平成十五年五月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一五年八月一九日厚生労働省告示第二九四号〕

平成十五年八月二十日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一五年八月二七日厚生労働省告示第二九八号〕

平成十五年九月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一五年九月二五日厚生労働省告示第三一三号〕

平成十五年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年二月二七日厚生労働省告示第四五号〕

平成十六年三月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年三月三日厚生労働省告示第七五号〕

平成十六年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年三月二五日厚生労働省告示第一三〇号〕

平成十六年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から、別表第1第2章の8の改正に係る部分については、同年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年九月一日厚生労働省告示第三二八号〕

平成十六年九月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年九月二八日厚生労働省告示第三五五号〕

平成十六年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年九月二九日厚生労働省告示第三五六号〕

平成十六年十月四日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年一〇月一二日厚生労働省告示第三七四号〕

平成十六年十月十二日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年一〇月二九日厚生労働省告示第三八三号〕

平成十六年十二月六日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年一〇月二九日厚生労働省告示第三八四号〕
平成十六年十一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三三号〕
平成十七年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三四号〕
平成十七年一月四日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三五号〕
平成十七年一月二十四日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三六号〕
平成十七年二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三七号〕
平成十七年二月七日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三八号〕
平成十七年二月十一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年二月一五日厚生労働省告示第二八号〕
平成十七年二月十五日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年二月一五日厚生労働省告示第二九号〕
平成十七年三月七日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三〇号〕
平成十七年三月十九日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三一号〕
平成十七年三月二十日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三二号〕
平成十七年三月二十一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三三号〕
平成十七年三月二十二日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三四号〕
平成十七年三月二十八日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三五号〕
平成十七年三月三十一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三六号〕
平成十七年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年三月三一日厚生労働省告示第一九三号〕
平成十七年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年四月二五日厚生労働省告示第二二八号〕
平成十七年五月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年六月二四日厚生労働省告示第二六二号〕
平成十七年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年六月二四日厚生労働省告示第二六三号〕
平成十七年七月七日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年九月二日厚生労働省告示第三九二号〕
平成十七年九月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年九月三〇日厚生労働省告示第四四八号〕
平成十七年十月一日から適用する。ただし、別表第9の3(1)の表北海道の項に係る改正規定（「阿寒郡 阿寒町」及び「白糠郡 音別町」を削る部分に限る。）及び同表鹿児島県の項に係る改正規定は、平成十七年十月十一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年一〇月三一日厚生労働省告示第四七六号〕

平成十七年十一月一日から適用する。ただし、別表第9の3の(1)の表広島県の項に係る改正規定は平成十七年十一月三日から、同表鹿児島県の項に係る改正規定は平成十七年十一月七日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年一二月二八日厚生労働省告示第五二三号〕

平成十八年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年一二月二八日厚生労働省告示第五二四号〕

平成十八年一月十日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一七年一二月二八日厚生労働省告示第五二五号〕

平成十八年一月二十三日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年二月一日厚生労働省告示第一五号〕

平成十八年二月十三日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年二月一日厚生労働省告示第一六号〕

平成十八年二月二十日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年三月一日厚生労働省告示第七五号〕

平成十八年三月五日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年三月一日厚生労働省告示第七六号〕

平成十八年三月六日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年三月一日厚生労働省告示第七七号〕

平成十八年三月二十日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年三月一日厚生労働省告示第七八号〕

平成十八年三月二十一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年三月一日厚生労働省告示第七九号〕

平成十八年三月二十七日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年三月一日厚生労働省告示第八〇号〕

平成十八年三月三十一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年三月三一日厚生労働省告示第二九七号〕

平成十八年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年三月三一日厚生労働省告示第三一五号〕

平成十八年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一八年九月二九日厚生労働省告示第五八八号〕

平成十八年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一九年一月一九日厚生労働省告示第五号〕

平成十九年一月二十二日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一九年一月一九日厚生労働省告示第六号〕

平成十九年三月十一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一九年一月一九日厚生労働省告示第七号〕

平成十九年三月十二日から適用する。

前文〔抄〕〔平成一九年三月三一日厚生労働省告示第一二七号〕

平成十九年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の8に係る改正規定は、平成十九年八月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二〇年三月三一日厚生労働省告示第一六九号〕

平成二十年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二〇年一〇月三一日厚生労働省告示第五〇四号〕

平成二十年十一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二一年三月三一日厚生労働省告示第二二二号〕

平成二十一年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二一年六月三〇日厚生労働省告示第三四〇号〕

平成二十一年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二一年九月三〇日厚生労働省告示第四二八号〕

平成二十一年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二一年一〇月二九日厚生労働省告示第四五九号〕

平成二十一年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二二年一月二九日厚生労働省告示第三八号〕

平成二十二年二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二二年三月一九日厚生労働省告示第九〇号〕

平成二十二年三月二十二日から適用する。

平成二十七年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の2の(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二七年五月一四日厚生労働省告示第二六八号〕

平成二十七年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二八年三月三一日厚生労働省告示第一七六号〕

平成二十八年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の2の(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成二九年三月三一日厚生労働省告示第一六二号〕

平成二十九年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の2の(3)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成三〇年三月三〇日厚生労働省告示第一六七号〕

平成三十年四月一日から適用する。ただし、別表第1の第2章の2(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成三〇年九月四日厚生労働省告示第三一七号〕

平成三十年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成三一年三月二九日厚生労働省告示第一四五号〕

平成三十一年四月一日から適用する。ただし、別表第1の第2章の2(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和元年七月一七日厚生労働省告示第六六号〕

令和元年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和二年三月三〇日厚生労働省告示第一一二四号〕

令和二年四月一日から適用する。ただし、別表第1の第2章の2(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和二年八月二七日厚生労働省告示第三〇二号〕

令和二年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和三年三月三一日厚生労働省告示第一五一号〕

令和三年四月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和四年三月二五日厚生労働省告示第八三号〕

令和四年四月一日から適用する。ただし、別表第1の第2章の2(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和五年三月三〇日厚生労働省告示第一一二二号〕

令和五年四月一日から適用する。ただし、別表第1の第2章の2(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和五年六月二三日厚生労働省告示第二一四号〕

令和五年十月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和六年三月二八日厚生労働省告示第一三〇号〕

令和六年四月一日から適用する。ただし、別表第1の第2章の2(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和七年三月三一日厚生労働省告示第一三二号〕

令和七年四月一日から適用する。ただし、別表第1の第2章の2(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和七年六月二日厚生労働省告示第一七六号〕

令和七年十月一日から適用する。

別表第1 生活扶助基準

第1章 基準生活費

1 居宅

(1) 基準生活費の額（月額）

ア 1級地

(ア) 1級地—1

第1類

年齢別	基準額
0歳～2歳	44,580円
3歳～5歳	44,580
6歳～11歳	46,460
12歳～17歳	49,270
18歳・19歳	46,930
20歳～40歳	46,930
41歳～59歳	46,930
60歳～64歳	46,930
65歳～69歳	46,460
70歳～74歳	46,460
75歳以上	39,890

第2類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額		27,790円	38,060円	44,730円	48,900円	49,180円
地区別冬季加算額	I 区 (10月から4月まで)	12,780	18,140	20,620	22,270	22,890
	II 区 (10月から4月まで)	9,030	12,820	14,570	15,740	16,170
	III 区 (11月から4月まで)	7,460	10,590	12,030	13,000	13,350
	IV 区 (11月から4月まで)	6,790	9,630	10,950	11,820	12,150
	V 区 (11月から3月まで)	4,630	6,580	7,470	8,070	8,300
	VI 区 (11月から3月まで)	2,630	3,730	4,240	4,580	4,710
基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上1人を増すごとに加算する額
基準額		55,650円	58,920円	61,910円	64,670円	2,760円
地区別冬季加算額	I 区 (10月から4月まで)	24,330	25,360	26,180	27,010	830
	II 区 (10月から4月まで)	17,180	17,920	18,500	19,080	580
	III 区 (11月から4月まで)	14,200	14,800	15,280	15,760	480
	IV 区 (11月から4月まで)	12,920	13,460	13,900	14,340	440
	V 区 (11月から3月まで)	8,820	9,200	9,490	9,790	310
	VI 区 (11月から3月まで)	5,010	5,220	5,380	5,560	180

(イ) 1級地—2

第1類

年齢別	基準額
0歳～2歳	43,240円
3歳～5歳	43,240
6歳～11歳	45,060
12歳～17歳	47,790
18歳・19歳	45,520
20歳～40歳	45,520
41歳～59歳	45,520
60歳～64歳	45,520
65歳～69歳	45,060
70歳～74歳	45,060
75歳以上	38,690

第2類

基準額及び加算額	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
基準額	27,790円	38,060円	44,730円	48,900円	49,180円
地区別冬季加算額					
I区（10月から4月まで）	12,780	18,140	20,620	22,270	22,890
II区（10月から4月まで）	9,030	12,820	14,570	15,740	16,170
III区（11月から4月まで）	7,460	10,590	12,030	13,000	13,350
IV区（11月から4月まで）	6,790	9,630	10,950	11,820	12,150
V区（11月から3月まで）	4,630	6,580	7,470	8,070	8,300
VI区（11月から3月まで）	2,630	3,730	4,240	4,580	4,710
基準額及び加算額	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上1人を増すごとに加算する額
基準額	55,650円	58,920円	61,910円	64,670円	2,760円
地区別冬季加算額					
I区（10月から4月まで）	24,330	25,360	26,180	27,010	830
II区（10月から4月まで）	17,180	17,920	18,500	19,080	580
III区（11月から4月まで）	14,200	14,800	15,280	15,760	480
IV区（11月から4月まで）	12,920	13,460	13,900	14,340	440
V区（11月から3月まで）	8,820	9,200	9,490	9,790	310
VI区（11月から3月まで）	5,010	5,220	5,380	5,560	180

イ 2級地

(ア) 2級地—1

第1類

年齢別	基準額
0歳～2歳	41,460円
3歳～5歳	41,460
6歳～11歳	43,200
12歳～17歳	45,820
18歳・19歳	43,640
20歳～40歳	43,640
41歳～59歳	43,640
60歳～64歳	43,640
65歳～69歳	43,200
70歳～74歳	43,200
75歳以上	37,100

第2類

基準額及び加算額	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
基準額	27,790円	38,060円	44,730円	48,900円	49,180円
地区別冬季加算額					
I 区 (10月から4月まで)	12,780	18,140	20,620	22,270	22,890
II 区 (10月から4月まで)	9,030	12,820	14,570	15,740	16,170
III 区 (11月から4月まで)	7,460	10,590	12,030	13,000	13,350
IV 区 (11月から4月まで)	6,790	9,630	10,950	11,820	12,150
V 区 (11月から3月まで)	4,630	6,580	7,470	8,070	8,300
VI 区 (11月から3月まで)	2,630	3,730	4,240	4,580	4,710
基準額及び加算額	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上1人を増すごとに加算する額
基準額	55,650円	58,920円	61,910円	64,670円	2,760円
地区別冬季加算額					
I 区 (10月から4月まで)	24,330	25,360	26,180	27,010	830
II 区 (10月から4月まで)	17,180	17,920	18,500	19,080	580
III 区 (11月から4月まで)	14,200	14,800	15,280	15,760	480
IV 区 (11月から4月まで)	12,920	13,460	13,900	14,340	440
V 区 (11月から3月まで)	8,820	9,200	9,490	9,790	310
VI 区 (11月から3月まで)	5,010	5,220	5,380	5,560	180

(イ) 2級地—2

第1類

年齢別	基準額
0歳～2歳	39,680円
3歳～5歳	39,680
6歳～11歳	41,350
12歳～17歳	43,850
18歳・19歳	41,760
20歳～40歳	41,760
41歳～59歳	41,760
60歳～64歳	41,760
65歳～69歳	41,350
70歳～74歳	41,350
75歳以上	35,500

第2類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額		27,790円	38,060円	44,730円	48,900円	49,180円
地区別冬季加算額	I 区 (10月から4月まで)	12,780	18,140	20,620	22,270	22,890
	II 区 (10月から4月まで)	9,030	12,820	14,570	15,740	16,170
	III 区 (11月から4月まで)	7,460	10,590	12,030	13,000	13,350
	IV 区 (11月から4月まで)	6,790	9,630	10,950	11,820	12,150
	V 区 (11月から3月まで)	4,630	6,580	7,470	8,070	8,300
	VI 区 (11月から3月まで)	2,630	3,730	4,240	4,580	4,710
基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上1人を増すごとに加算する額
基準額		55,650円	58,920円	61,910円	64,670円	2,760円
地区別冬季加算額	I 区 (10月から4月まで)	24,330	25,360	26,180	27,010	830
	II 区 (10月から4月まで)	17,180	17,920	18,500	19,080	580
	III 区 (11月から4月まで)	14,200	14,800	15,280	15,760	480
	IV 区 (11月から4月まで)	12,920	13,460	13,900	14,340	440
	V 区 (11月から3月まで)	8,820	9,200	9,490	9,790	310
	VI 区 (11月から3月まで)	5,010	5,220	5,380	5,560	180

ウ 3級地

(ア) 3級地—1

第1類

年齢別	基準額
0歳～2歳	39,230円
3歳～5歳	39,230
6歳～11歳	40,880
12歳～17歳	43,360
18歳・19歳	41,290
20歳～40歳	41,290
41歳～59歳	41,290
60歳～64歳	41,290
65歳～69歳	40,880
70歳～74歳	40,880
75歳以上	35,100

第2類

基準額及び加算額		世帯人員別				
基準額		1人	2人	3人	4人	5人
地区別冬季加算額	I 区 (10月から4月まで)	12,780	18,140	20,620	22,270	22,890
	II 区 (10月から4月まで)	9,030	12,820	14,570	15,740	16,170
	III 区 (11月から4月まで)	7,460	10,590	12,030	13,000	13,350
	IV 区 (11月から4月まで)	6,790	9,630	10,950	11,820	12,150
	V 区 (11月から3月まで)	4,630	6,580	7,470	8,070	8,300
	VI 区 (11月から3月まで)	2,630	3,730	4,240	4,580	4,710
基準額及び加算額		世帯人員別				
基準額		6人	7人	8人	9人	10人以上1人を増すごとに加算する額
地区別冬季加算額	I 区 (10月から4月まで)	24,330	25,360	26,180	27,010	830
	II 区 (10月から4月まで)	17,180	17,920	18,500	19,080	580
	III 区 (11月から4月まで)	14,200	14,800	15,280	15,760	480
	IV 区 (11月から4月まで)	12,920	13,460	13,900	14,340	440
	V 区 (11月から3月まで)	8,820	9,200	9,490	9,790	310
	VI 区 (11月から3月まで)	5,010	5,220	5,380	5,560	180

(イ) 3級地—2

第1類

年齢別	基準額
-----	-----

0歳～2歳	37,000円
3歳～5歳	37,000
6歳～11歳	38,560
12歳～17歳	40,900
18歳・19歳	38,950
20歳～40歳	38,950
41歳～59歳	38,950
60歳～64歳	38,950
65歳～69歳	38,560
70歳～74歳	38,560
75歳以上	33,110

第2類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額		27,790円	38,060円	44,730円	48,900円	49,180円
地区別冬季加算額	I 区 (10月から4月まで)	12,780	18,140	20,620	22,270	22,890
	II 区 (10月から4月まで)	9,030	12,820	14,570	15,740	16,170
	III 区 (11月から4月まで)	7,460	10,590	12,030	13,000	13,350
	IV 区 (11月から4月まで)	6,790	9,630	10,950	11,820	12,150
	V 区 (11月から3月まで)	4,630	6,580	7,470	8,070	8,300
	VI 区 (11月から3月まで)	2,630	3,730	4,240	4,580	4,710
基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上1人を増すごとに加算する額
基準額		55,650円	58,920円	61,910円	64,670円	2,760円
地区別冬季加算額	I 区 (10月から4月まで)	24,330	25,360	26,180	27,010	830
	II 区 (10月から4月まで)	17,180	17,920	18,500	19,080	580
	III 区 (11月から4月まで)	14,200	14,800	15,280	15,760	480
	IV 区 (11月から4月まで)	12,920	13,460	13,900	14,340	440
	V 区 (11月から3月まで)	8,820	9,200	9,490	9,790	310
	VI 区 (11月から3月まで)	5,010	5,220	5,380	5,560	180

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

$$A + B + C$$

算式の符号

A 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に次の遞減率の表中率の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額の合計額

B 次の経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

遞減率

第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に乘じる率	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
率	1.00	0.87	0.75	0.66	0.59

第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に乘じる率	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
率	0.58	0.55	0.52	0.50	0.50

期末一時扶助費

級地別	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
1級地—1	14,160円	23,080円	23,790円	26,760円	27,890円
1級地—2	13,520	22,030	22,720	25,550	26,630
2級地—1	12,880	21,000	21,640	24,340	25,370
2級地—2	12,250	19,970	20,580	23,160	24,130
3級地—1	11,610	18,920	19,510	21,940	22,870
3級地—2	10,970	17,880	18,430	20,730	21,620

級地別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上 1人を増すごとに加算する額
1級地—1	31,720円	33,690円	35,680円	37,370円	1,710円
1級地—2	30,280	32,170	34,060	35,690	1,620
2級地—1	28,850	30,660	32,460	34,000	1,540
2級地—2	27,440	29,160	30,860	32,340	1,480
3級地—1	26,010	27,630	29,260	30,650	1,390
3級地—2	24,570	26,100	27,640	28,950	1,320

経過的加算額（月額）

(ア) 1級地

1級地—1

年齢別	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
0歳～2歳	150円	550円	0円	980円	2,340円
3歳～5歳	150	550	0	0	250
6歳～11歳	0	0	0	0	0

12歳～17歳	0	0	530	2, 230	3, 810
18歳・19歳	1, 330	890	2, 290	3, 770	5, 190
20歳～40歳	700	890	670	2, 240	3, 730
41歳～59歳	1, 520	890	0	470	2, 060
60歳～64歳	1, 160	890	0	0	960
65歳～69歳	1, 630	0	0	0	1, 230
70歳～74歳	0	0	0	0	0
75歳以上	3, 220	1, 460	390	320	1, 630

年齢別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
0歳～2歳	1, 270円	70円	0円	0円	0円
3歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳～11歳	0	0	810	1, 630	1, 540
12歳～17歳	3, 280	4, 480	5, 780	6, 660	6, 570
18歳・19歳	4, 630	5, 760	7, 000	7, 830	7, 740
20歳～40歳	3, 180	4, 310	5, 540	6, 370	6, 290
41歳～59歳	1, 500	2, 630	3, 870	4, 700	4, 610
60歳～64歳	0	960	2, 200	3, 030	2, 940
65歳～69歳	260	1, 220	2, 440	3, 260	3, 180
70歳～74歳	0	0	0	250	160
75歳以上	900	1, 820	2, 840	3, 530	3, 440

1級地—2

年齢別	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
0歳～2歳	0円	0円	0円	0円	1, 840円
3歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳～11歳	0	0	0	0	0
12歳～17歳	0	0	0	1, 050	2, 720
18歳・19歳	0	50	950	2, 550	4, 060
20歳～40歳	0	50	0	1, 090	2, 680
41歳～59歳	0	50	0	0	1, 070
60歳～64歳	0	50	0	0	110
65歳～69歳	0	0	0	0	380
70歳～74歳	0	0	0	0	0
75歳以上	1, 340	610	0	0	810

年齢別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
0歳～2歳	860円	0円	0円	0円	0円
3歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳～11歳	0	0	30	850	790
12歳～17歳	2, 250	3, 460	4, 760	5, 640	5, 570
18歳・19歳	3, 570	4, 710	5, 940	6, 770	6, 710
20歳～40歳	2, 180	3, 320	4, 550	5, 390	5, 320
41歳～59歳	570	1, 710	2, 950	3, 780	3, 720
60歳～64歳	0	120	1, 350	2, 190	2, 120
65歳～69歳	0	370	1, 590	2, 420	2, 350
70歳～74歳	0	0	0	0	0
75歳以上	240	1, 180	2, 210	2, 900	2, 840

(イ) 2級地

2級地—1

年齢別	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
0歳～2歳	0円	0円	0円	0円	1,220円
3歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳～11歳	0	0	0	0	0
12歳～17歳	0	0	0	190	1,910
18歳・19歳	0	0	0	1,630	3,200
20歳～40歳	0	0	0	240	1,880
41歳～59歳	0	0	0	0	340
60歳～64歳	0	0	0	0	0
65歳～69歳	0	0	0	0	0
70歳～74歳	0	0	0	0	0
75歳以上	0	320	0	0	0

年齢別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
0歳～2歳	0円	0円	0円	0円	0円
3歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳～11歳	0	0	0	290	250
12歳～17歳	1,490	2,690	3,960	4,830	4,790
18歳・19歳	2,750	3,880	5,100	5,920	5,880
20歳～40歳	1,430	2,560	3,780	4,600	4,560
41歳～59歳	0	1,030	2,240	3,070	3,030
60歳～64歳	0	0	730	1,550	1,510
65歳～69歳	0	0	960	1,770	1,730
70歳～74歳	0	0	0	0	0
75歳以上	0	360	1,380	2,080	2,040

2級地—2

年齢別	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
0歳～2歳	410円	990円	0円	0円	0円
3歳～5歳	410	990	0	0	0
6歳～11歳	0	350	0	0	0
12歳～17歳	0	0	0	0	1,120
18歳・19歳	910	1,380	0	720	2,350
20歳～40歳	910	1,380	0	0	1,090
41歳～59歳	910	1,380	0	0	0
60歳～64歳	910	1,380	0	0	10
65歳～69歳	0	90	0	0	0
70歳～74歳	0	90	0	0	0
75歳以上	1,180	1,710	0	0	0

年齢別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
0歳～2歳	0円	1,370円	580円	0円	0円
3歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳～11歳	0	0	0	0	0
12歳～17歳	740	1,940	3,200	4,050	4,040

18歳・19歳	1,960	3,090	4,280	5,100	5,090
20歳～40歳	690	1,830	3,020	3,840	3,820
41歳～59歳	0	380	1,570	2,390	2,380
60歳～64歳	0	0	130	950	930
65歳～69歳	0	0	340	1,150	1,140
70歳～74歳	0	0	0	0	0
75歳以上	0	20	1,030	1,720	1,710

(ウ) 3級地

3級地—1

年齢別	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
0歳～2歳	0円	0円	0円	0円	0円
3歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳～11歳	0	0	0	0	0
12歳～17歳	0	0	0	0	0
18歳・19歳	0	0	0	0	650
20歳～40歳	0	0	0	0	0
41歳～59歳	0	0	0	0	0
60歳～64歳	0	0	0	0	0
65歳～69歳	0	0	0	0	0
70歳～74歳	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	0	0

年齢別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
0歳～2歳	0円	170円	110円	0円	0円
3歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳～11歳	0	0	0	0	0
12歳～17歳	0	350	1,630	2,510	2,520
18歳・19歳	320	1,490	2,710	3,550	3,550
20歳～40歳	0	300	1,520	2,350	2,360
41歳～59歳	0	0	150	980	990
60歳～64歳	0	0	0	0	0
65歳～69歳	0	0	0	0	0
70歳～74歳	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	230	240

3級地—2

年齢別	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
0歳～2歳	0円	0円	0円	0円	0円
3歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳～11歳	0	0	0	0	0
12歳～17歳	0	0	0	0	0
18歳・19歳	0	0	0	0	70
20歳～40歳	0	0	0	0	0
41歳～59歳	0	0	0	0	0
60歳～64歳	0	0	0	0	0
65歳～69歳	0	0	0	0	0
70歳～74歳	0	0	0	0	0

75歳以上	0	450	0	0	0
年齢別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
0歳～2歳	0円	0円	660円	430円	350円
3歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳～11歳	0	0	0	0	0
12歳～17歳	0	0	1,110	1,970	2,010
18歳・19歳	0	940	2,130	2,950	2,980
20歳～40歳	0	0	1,000	1,820	1,860
41歳～59歳	0	0	0	520	560
60歳～64歳	0	0	0	0	0
65歳～69歳	0	0	0	0	0
70歳～74歳	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	160	200

イ 第2類の表におけるI区からVI区までの区分は次の表に定めるところによる。

地区別	I区	II区	III区	IV区	V区	VI区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他の都府県

ウ 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が算定される者の基準生活費の算定は、別に定めるところによる。

2 救護施設等

(1) 基準生活費の額（月額）

ア 基準額

級地別	救護施設及びこれに準ずる施設	更生施設及びこれに準ずる施設
1級地	64,140円	67,950円
2級地	60,940	64,550
3級地	57,730	61,150

イ 地区別冬季加算額

I区（10月から4月まで）	II区（10月から4月まで）	III区（11月から4月まで）	IV区（11月から4月まで）	V区（11月から3月まで）	VI区（11月から3月まで）
5,900円	4,480円	4,260円	3,760円	2,910円	2,050円

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費の額は、(1)に定める額とする。ただし、12月の基準生活費の額は、次の表に定める期末一時扶助費の額を加えた額とする。

級地別	期末一時扶助費
1級地	5,070円
2級地	4,610
3級地	4,150

イ 表におけるI区からVI区までの区分は、1の(2)のイの表に定めるところによる。

3 職業能力開発校附属宿泊施設等に入所又は寄宿している者についての特例

次の表の左欄に掲げる施設に入所又は寄宿している者（特別支援学校に附属する寄宿舎に寄宿している者にあつては、これらの学校の高等部の別科に就学する場合に限る。）に係る基準生活費の額は、1の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

施設	基準生活費の額
----	---------

	基準月額	地区別冬季加算額及び期末一時扶助費の額
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設に附属する宿泊施設 特別支援学校に附属する寄宿舎	食費として施設品費の基準額の合計額	地区別冬季加算額は、2の(1)のイの表に定めるところにより、期末一時扶助と入院患者日用品費の額は、2の(2)のアの表に定めるところによる。
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設		食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の合計額
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設		
児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設（以下「医療型障害児入所施設」という。） 児童福祉法にいう指定発達支援医療機関		入院患者日用品費の額

4 特例加算

1から3までの基準生活費の算出にあたっては、1から3までにより算定される額に世帯人員一人につき月額1,000円を加えるものとする。

第2章 加算

1 妊産婦加算

(1) 加算額（月額）

級地別	妊婦		産婦
	妊娠6か月未満	妊娠6か月以上	
1級地及び2級地	9,130円	13,790円	8,480円
3級地	7,760	11,720	7,210

(2) 妊婦についての加算は、妊娠の事実を確認した日の属する月の翌月から行う。

(3) 産婦についての加算は、出産の日の属する月から行い、期間は6箇月を限度として別に定める。

(4) (3)の規定にかかわらず、保護受給中の者については、その出産の日の属する月は妊婦についての加算を行い、翌月から5箇月を限度として別に定めるところにより産婦についての加算を行う。

(5) 妊産婦加算は、病院又は診療所において給食を受けている入院患者については、行わない。

2 障害者加算

(1) 加算額（月額）

	(2)のアに該当する者	(2)のイに該当する者
在宅者		
1級地	26,810円	17,870円
2級地	24,940	16,620
3級地	23,060	15,380
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者	22,310	14,870

(注) 社会福祉施設とは保護施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）にいう老人福祉施設をいい、介護施設とは介護保険法（平成9年法律第123号）にいう介護保険施設をいうものであること（以下同じ。）。

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級

のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）。ただし、アに該当する者を除く。

（3）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の廃疾の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条に規定する施設に入所している者を除く。）については、別に16,100円を算定するものとする。

（4）（2）のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に13,490円を算定するものとする。この場合においては、（5）の規定は適用しないものとする。

（5）介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、73,170円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

3 介護施設入所者加算

介護施設入所者加算は、介護施設入所者基本生活費が算定されている者であつて、障害者加算又は8に定める母子加算が算定されていないものについて行い、加算額（月額）は、9,880円の範囲内の額とする。

4 在宅患者加算

（1）加算額（月額）

級地別	加算額
1級地及び2級地	13,270円
3級地	11,280円

（2）在宅患者加算は、次に掲げる在宅患者であつて現に療養に専念しているものについて行う。

- ア 結核患者であつて現に治療を受けているもの及び結核患者であつて現に治療を受けてはいないが、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの
イ 結核患者以外の患者であつて3箇月以上の治療を必要とし、かつ、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの

5 放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、（1）に該当する者にあつては月額46,760円、（2）に該当する者にあつては月額23,380円とする。

- （1）ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の認定を受けた者であつて、同項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの（同法第24条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者に限る。）
イ 放射線（広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の放射線を除く。以下（2）において同じ。）を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの
（2）ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の認定を受けた者（同法第25条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者であつて、（1）のアに該当しないものに限る。）
イ 放射線を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつた者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの

6 児童養育加算

（1）加算額（月額）

児童養育加算は、児童の養育に当たる者について行い、その加算額（月額）は、高等学校等修了前の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。）1人につき10,190円とする。

（2）児童養育加算に係る経過的加算額（月額）

次に掲げる児童の養育に当たる者については、（1）の額に次に掲げる児童1人につき4,330円を加えるものとする。

- ア 4人以上の世帯に属する3歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。以下同じ。）
- イ 3人以下の世帯に属する3歳に満たない児童（当該児童について第1章の2若しくは3又は第3章の1(1)に掲げる額を算定する場合に限る。）
- ウ 第3子以降の児童のうち、3歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。）であつて小学校修了前のもの（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。）

7 介護保険料加算

介護保険料加算は、介護保険の第一号被保険者であつて、介護保険法第131条に規定する普通徴収の方法によつて保険料を納付する義務を負うものに対して行い、その加算額は、当該者が被保険者となる介護保険を行う市町村に対して納付すべき保険料の実費とする。

8 母子加算

(1) 加算額（月額）

		児童1人	児童が2人の場合に加える額	児童が3人以上1人を増すごとに加える額
在宅 者	1級地	18,800円	4,800円	2,900円
	2級地	17,400	4,400	2,700
	3級地	16,100	4,100	2,500
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		19,350	1,560	770

(2) 母子加算に係る経過的加算額（月額）

次に掲げる児童の養育に当たる者については、(1)の表に掲げる額に次の表に掲げる額を加えるものとする。

- ア 3人以上の世帯に属する児童（当該児童が1人の場合に限る。）

(ア) 3人世帯

児童の年齢	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～5歳	3,330円	3,330円	0円	0円	0円	0円
6～11歳	3,330	3,330	3,200	0	0	0
12～14歳	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0
15～17歳	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0

(イ) 4人世帯

児童の年齢	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	3,330円	3,330円	3,200円	3,200円	2,900円	0円
3～14歳	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
15～17歳	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900

(ウ) 5人以上の世帯

児童の年齢	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～14歳	3,330円	3,330円	3,200円	3,200円	2,900円	2,900円
15～17歳	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900

- イ (3)の養育に当たる者が第1章の1の基準生活費を算定される世帯に属する児童（当該児童全てが第3章の1(2)に掲げる児童又は医療型障害児施設に入所する児童であり、かつ同一世帯に属する当該児童が2人以下である場合に限る。）

1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2

児童1人	3,330円	3,330円	3,200円	3,200円	2,900円	2,900円
児童2人	280	280	460	460	350	350

(3) 母子加算は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で2の(2)に掲げる者をいう。）を養育しなければならない場合に、当該養育に当たる者について行う。ただし、当該養育に当たる者が父又は母である場合であつて、その者が児童の養育に当たることができる者と婚姻関係（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。）にあり、かつ、同一世帯に属するときは、この限りでない。

9 重複調整等

障害者加算又は母子加算について、同一の者がいずれの加算事由にも該当する場合には、いずれか高い加算額（同額の場合にはいずれか一方の加算額）を算定するものとし、相当期間にわたり加算額の全額を必要としないものと認められる場合には、当該加算額の範囲内において必要な額を算定するものとする。ただし、障害者加算のうち2の(4)又は(5)に該当することにより行われる障害者加算額及び母子加算のうち児童が2人以上の場合に児童1人につき加算する額は、重複調整を行わないで算定するものとする。

第3章 入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費及び移送費

1 入院患者日用品費

(1) 基準額及び加算額（月額）

基準額	地区別冬季加算額（11月から3月まで）		
	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区
	23,110円以内	3,600円	2,110円

(2) 入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。

- ア 病院又は診療所に1箇月以上入院する者
- イ 救護施設、更生施設又は老人福祉法にいう養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームから病院又は診療所に入院する者
- ウ 介護施設から病院又は診療所に入院する者

(3) (1)の表におけるI区からVI区までの区分は、第1章の1の(2)のイの表に定めるところによる。

2 介護施設入所者基本生活費

(1) 基準額及び加算額（月額）

基準額	地区別冬季加算額（11月から3月まで）		
	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区
	9,880円以内	3,600円	2,110円

(2) 介護施設入所者基本生活費は、介護施設に入所する者について算定する。

(3) (1)の表におけるI区からVI区までの区分は、第1章の1の(2)のイの表に定めるところによる。

3 移送費

移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。

別表第2 教育扶助基準

学校別区分	次に掲げる学校 一 小学校 二 義務教育学校の前期課程 三 特別支援学校の小学部	次に掲げる学校 一 中学校 二 義務教育学校の後期課程 三 中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。） 四 特別支援学校の中学校部
基準額（月額）	3,400円	5,300円
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入又は利用に必要な額	
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額	
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額	

学習支援費（年間上限額）

16,400円以内

59,800円以内

別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

区分級地別	家賃、間代、地代等の額 (月額)	補修費等住宅維持費の額 (年額)
1級地及び2級地	13,000円以内	135,000円以内
3級地	8,000円以内	

2 家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。

別表第4 医療扶助基準

1 指定医療機関等において診療を受ける場合の費用	生活保護法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額
2 薬剤又は治療材料に係る費用（1の費用に含まれる場合を除く。）	25,000円以内の額
3 施術のための費用	都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が施術者のそれぞれの組合と協定して定めた額以内の額
4 移送費	移送に必要な最小限度の額

別表第5 介護扶助基準

1 居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額
2 移送費	移送に必要な最小限度の額

別表第6 出産扶助基準

1 基準額

区分	基準額
出産に要する費用	318,000円以内

2 病院、助産所等施設において分べんする場合は、入院（8日以内の実入院日数）に要する必要最少限度の額を基準額に加算する。

3 衛生材料費を必要とする場合は、6,200円の範囲内の額を基準額に加算する。

別表第7 生業扶助基準

1 基準額

区分	基準額
生業費	47,000円以内
技能修得費	90,000円以内
高等学校等就学費	7,300円
基本額（月額）	
教材代	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額
授業料（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条各号に掲げるものに在学する場合（同法第3条第1項の高等学校等就学支援金が支給されるときに限る。）を除く。）	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額
入学料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在

		する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
入学考查料		30,000円以内
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額	
学習支援費（年間上限額）		101,000円以内
就職支度費		34,000円以内

2 技能修得費（高等学校等就学費を除く。以下同じ。）は、技能修得（高等学校等への就学を除く。以下同じ。）の期間が1年以内の場合において、1年を限度として算定する。ただし、世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能修得については、その期間は2年以内とし、1年につき技能修得費の範囲内の額を2年を限度として算定する。

3 技能修得のため交通費を必要とする場合は、1又は2に規定するところにより算定した技能修得費の額にその実費を加算する。

別表第8 葬祭扶助基準

1 基準額

級地別	基準額	
	大人	小人
1級地及び2級地	219,000円以内	175,200円以内
3級地	191,600円以内	153,300円以内

2 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。

級地別	大人	小人	
		円	円
1級地及び2級地		600	500
3級地		480	400

3 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、28,460円から次に掲げる額を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。

級地別	金額	
	1級地及び2級地	3級地
1級地及び2級地	19,220円	
3級地		16,820円

別表第9 地域の級地区分

1 1級地

(1) 1級地—1

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名
埼玉県	川口市 さいたま市
東京都	区の存する地域 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市

	日野市
	東村山市
	国分寺市
	国立市
	福生市
	狛江市
	東大和市
	清瀬市
	東久留米市
	多摩市
	稲城市
	西東京市

神奈川県	横浜市 川崎市 鎌倉市 藤沢市 逗子市 大和市 三浦郡
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市 堺市 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 寝屋川市 松原市 大東市 箕面市 門真市 摂津市 東大阪市
兵庫県	神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市

(2) 1級地—2

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名
北海道	札幌市 江別市
宮城県	仙台市
埼玉県	所沢市 蕨市 戸田市 朝霞市 和光市 新座市
千葉県	千葉市 市川市 船橋市 松戸市 習志野市 浦安市
東京都	青梅市 武蔵村山市
神奈川県	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 相模原市 三浦市 秦野市 厚木市 座間市
滋賀県	大津市
京都府	宇治市 向日市 長岡京市
大阪府	岸和田市 泉大津市 貝塚市 和泉市 高石市 藤井寺市 四條畷市 交野市 泉北郡 忠岡町
兵庫県	姫路市 明石市
岡山県	岡山市 倉敷市
広島県	広島市 呉市 福山市

安芸郡

府中町

福岡県

北九州市

福岡市

2 2級地

(1) 2級地—1

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名
北海道	函館市 小樽市 旭川市 室蘭市 釧路市 帶広市 苫小牧市 千歳市 恵庭市 北広島市
青森県	青森市
岩手県	盛岡市
秋田県	秋田市
山形県	山形市
福島県	福島市
茨城県	水戸市
栃木県	宇都宮市
群馬県	前橋市 高崎市 桐生市
埼玉県	川越市 熊谷市 春日部市 狭山市 上尾市 草加市 越谷市 入間市 志木市 桶川市 八潮市 富士見市 三郷市 ふじみ野市 入間郡
	三芳町
千葉県	野田市 佐倉市 柏市 市原市 流山市

	八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 四街道市
東京都	羽村市 あきる野市 西多摩郡
神奈川県	伊勢原市 海老名市 南足柄市 綾瀬市 高座郡 中郡 足柄上郡 足柄下郡
	寒川町 大磯町 二宮町 大井町 松田町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町
新潟県	新潟市
富山県	富山市 高岡市
石川県	金沢市
福井県	福井市
山梨県	甲府市
長野県	長野市 松本市
岐阜県	岐阜市
静岡県	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 伊東市
愛知県	豊橋市 岡崎市 一宮市 春日井市 刈谷市 豊田市 知立市 尾張旭市 日進市
三重県	津市 四日市市
滋賀県	草津市
京都府	城陽市

	八幡市 京田辺市 乙訓郡 久世郡	大山崎町 久御山町
大阪府	泉佐野市 富田林市 河内長野市 柏原市 羽曳野市 泉南市 大阪狭山市 三島郡 泉南郡	島本町 熊取町 田尻町
奈良県	奈良市 生駒市	
和歌山县	和歌山市	
鳥取県	鳥取市	
島根県	松江市	
山口県	下関市 山口市	
徳島県	徳島市	
香川県	高松市	
愛媛県	松山市	
高知県	高知市	
福岡県	久留米市	
佐賀県	佐賀市	
長崎県	長崎市	
熊本県	熊本市	
大分県	大分市 別府市	
宮崎県	宮崎市	
鹿児島県	鹿児島市	
沖縄県	那霸市	

(2) 2級地—2

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名
北海道	夕張市 岩見沢市 登別市
宮城县	塩竈市 名取市 多賀城市
茨城县	日立市 土浦市 古河市 取手市

栃木県	足利市
新潟県	長岡市
石川県	小松市
長野県	上田市 岡谷市 諏訪市
岐阜県	大垣市 多治見市 瑞浪市 土岐市 各務原市
静岡県	三島市 富士市
愛知県	瀬戸市 豊川市 安城市 東海市 大府市 岩倉市 豊明市 清須市 北名古屋市
三重県	松阪市 桑名市
兵庫県	加古川市 高砂市 加古郡 播磨町
奈良県	橿原市
岡山県	玉野市
広島県	三原市 尾道市 府中市 大竹市 廿日市市 安芸郡 海田町 坂町
山口県	宇部市 防府市 岩国市 周南市
福岡県	大牟田市 直方市 飯塚市 田川市 行橋市 中間市 筑紫野市

	春日市
	大野城市
	太宰府市
	宗像市
	古賀市
	福津市
	那珂川市
	糟屋郡
	宇美町
	篠栗町
	志免町
	須恵町
	新宮町
	久山町
	粕屋町
	遠賀郡
	芦屋町
	水巻町
	岡垣町
	遠賀町
	京都郡
	苅田町
長崎県	佐世保市
	西海市
熊本県	荒尾市

3 3級地

(1) 3級地—1

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名
北海道	北見市 網走市 留萌市 稚内市 美唄市 芦別市 赤平市 紋別市 士別市 名寄市 三笠市 根室市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 富良野市 伊達市 石狩市 北斗市 亀田郡
	七飯町

山越郡	長万部町
檜山郡	江差町
虻田郡	京極町
	俱知安町
岩内郡	岩内町
余市郡	余市町
空知郡	奈井江町
	上砂川町
上川郡	南富良野町
	鷹栖町
	東神楽町
	上川町
	東川町
	新得町
勇払郡	占冠村
	安平町
中川郡	音威子府村
	中川町
	幕別町
天塩郡	天塩町
	幌延町
宗谷郡	猿払村
枝幸郡	浜頓別町
	枝幸町
網走郡	美幌町
斜里郡	斜里町
	清里町
紋別郡	遠軽町
	滝上町
	興部町
	西興部村
	雄武町
沙流郡	日高町
浦河郡	浦河町
日高郡	新ひだか町
河東郡	音更町
河西郡	芽室町
	中札内村
足寄郡	陸別町
釧路郡	釧路町
川上郡	弟子屈町
標津郡	中標津町
	標津町
目梨郡	羅臼町

青森県

弘前市
八戸市
黒石市

	五所川原市 十和田市 三沢市 むつ市
岩手県	宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 奥州市 滝沢市
宮城県	石巻市 気仙沼市 白石市 角田市 岩沼市 大崎市 富谷市 柴田郡 宮城郡 大河原町 柴田町 七ヶ浜町 利府町
秋田県	能代市 横手市 大館市 男鹿市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市 大仙市
山形県	米沢市 鶴岡市 酒田市 新庄市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 南陽市

福島県	会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 南相馬市
茨城県	石岡市 龍ヶ崎市 常陸太田市 高萩市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 守谷市 筑西市 那珂郡 稻敷郡 北相馬郡 東海村 美浦村 利根町
栃木県	栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 下野市 河内郡 下都賀郡 上三川町 壬生町
群馬県	伊勢崎市 太田市 沼田市 館林市 渋川市 藤岡市 富岡市 安中市 吾妻郡 利根郡 邑楽郡 草津町 みなかみ町 大泉町
埼玉県	行田市 秩父市

飯能市	
加須市	
本莊市	
東松山市	
羽生市	
鴻巣市	
深谷市	
久喜市	
北本市	
蓮田市	
坂戸市	
幸手市	
鶴ヶ島市	
日高市	伊奈町
吉川市	毛呂山町
白岡市	越生町
北足立郡	嵐山町
入間郡	小川町
比企郡	鳩山町
南埼玉郡	宮代町
北葛飾郡	杉戸町
	松伏町

千葉県

銚子市	
館山市	
木更津市	
茂原市	
成田市	
東金市	
旭市	
勝浦市	
鴨川市	
君津市	
富津市	
袖ヶ浦市	
白井市	
匝瑳市	
香取市	
印旛郡	酒々井町

東京都

西多摩郡	日の出町
	檜原村
	奥多摩町
大島町	
利島村	
新島村	

	神津島村 三宅村 御藏島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村
神奈川県	足柄上郡 中井町 山北町 愛甲郡 愛川町 清川村
新潟県	三条市 柏崎市 新発田市 小千谷市 加茂市 十日町市 見附市 村上市 燕市 糸魚川市 五泉市 上越市 佐渡市 魚沼市 妙高市 南魚沼郡 湯沢町 刈羽郡 刈羽村
富山県	魚津市 氷見市 滑川市 黒部市 砺波市 小矢部市 南砺市 射水市 中新川郡 舟橋村 上市町 立山町 下新川郡 入善町 朝日町
石川県	七尾市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市

能美市	
野々市市	
能美郡	川北町
河北郡	津幡町 内灘町

福井県	敦賀市	
	小浜市	
	大野市	
	勝山市	
	鯖江市	
	あわら市	
	越前市	
	坂井市	
	吉田郡	永平寺町
	南条郡	南越前町
	丹生郡	越前町
山梨県	富士吉田市	
	都留市	
	山梨市	
	大月市	
	韋崎市	
	甲斐市	
	笛吹市	
	上野原市	
	甲州市	
	中央市	
長野県	中巨摩郡	昭和町
	飯田市	
	須坂市	
	小諸市	
	伊那市	
	駒ヶ根市	
	中野市	
	大町市	
	飯山市	
	茅野市	
長野県	塩尻市	
	佐久市	
	千曲市	
	東御市	
	安曇野市	
	北佐久郡	軽井沢町
	諏訪郡	下諏訪町 富士見町
	上伊那郡	辰野町 箕輪町
	木曾郡	木曾町

	埴科郡 上高井郡	坂城町 小布施町
岐阜県	高山市 関市 中津川市 美濃市 羽島市 恵那市 美濃加茂市 可児市 瑞穂市 羽島郡 本巣郡	岐南町 笠松町 北方町
静岡県	富士宮市 島田市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 伊豆の国市 田方郡 駿東郡	函南町 清水町 長泉町 小山村
愛知県	半田市 津島市 碧南市 西尾市 蒲郡市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市 稻沢市 新城市 知多市 高浜市 田原市 愛西市 弥富市	

みよし市	
あま市	
長久手市	
愛知郡	東郷町
西春日井郡	豊山町
丹羽郡	大口町
	扶桑町
海部郡	大治町
	蟹江町
	飛島村
知多郡	阿久比町
	東浦町
	南知多町
	美浜町
	武豊町
額田郡	幸田町
北設楽郡	設楽町
	東栄町

三重県

伊勢市	
鈴鹿市	
名張市	
尾鷲市	
亀山市	
鳥羽市	
熊野市	
志摩市	
伊賀市	
桑名郡	木曽岬町
員弁郡	東員町
三重郡	菰野町
	朝日町
	川越町

滋賀県

彦根市	
長浜市	
近江八幡市	
守山市	
栗東市	
甲賀市	
野洲市	
湖南市	
東近江市	

京都府

福知山市	
舞鶴市	
綾部市	
宮津市	
亀岡市	
南丹市	

	木津川市 綴喜郡 相楽郡	井手町 宇治田原町 精華町
大阪府	阪南市 豊能郡 泉南郡 南河内郡	豊能町 能勢町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村
兵庫県	洲本市 相生市 豊岡市 赤穂市 西脇市 三木市 小野市 三田市 加西市 たつの市 川辺郡 加古郡 揖保郡	
		猪名川町 稻美町 太子町
奈良県	大和高田市 大和郡山市 天理市 桜井市 五條市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 生駒郡 磯城郡 高市郡 北葛城郡 吉野郡	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 高取町 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 吉野町

		大淀町 下市町
和歌山県	海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 岩出市 海草郡 伊都郡 有田郡 日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡	紀美野町 高野町 湯浅町 美浜町 白浜町 那智勝浦町 太地町 串本町
鳥取県	米子市 倉吉市 境港市 西伯郡	日吉津村
島根県	浜田市 出雲市 益田市 大田市 安来市 江津市 隠岐郡	隠岐の島町
岡山県	津山市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 浅口市 都窪郡 浅口郡 小田郡	早島町 里庄町 矢掛町
広島県	竹原市 三次市 庄原市 東広島市 安芸高田市 江田島市	

	安芸郡	熊野町
山口県	萩市 下松市 光市 長門市 柳井市 美祢市 山陽小野田市 玖珂郡 熊毛郡	和木町 田布施町 平生町
徳島県	鳴門市 小松島市 阿南市	
香川県	丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 香川郡 綾歌郡 仲多度郡	直島町 宇多津町 琴平町 多度津町
愛媛県	今治市 新居浜市 西条市 四国中央市	
福岡県	柳川市 八女市 筑後市 大川市 豊前市 小郡市 嘉麻市 朝倉市	
佐賀県	唐津市 鳥栖市	
長崎県	諫早市 大村市 西彼杵郡	長与町 時津町
大分県	中津市	
宮崎県	都城市 延岡市	
鹿児島県	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市	

	伊佐市 指宿市 西之表市 垂水市 薩摩川内市 日置市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 奄美市 姶良市
沖縄県	宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 うるま市 宮古島市

(2) 3級地—2

1級地、2級地及び3級地—1以外の市町村

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 厚生課

不利益処分の内容	職権による保護の変更	保 No. 3
----------	------------	---------

根拠法令及び条項		生活保護法第25条第2項
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 厚生課

不利益処分の内容	保護を必要としなくなったときの保護の停止及び廃止の処分	保 No. 4
----------	-----------------------------	---------

根拠法令及び条項		生活保護法第26条
処分基準	関係条項	
		1 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。
	基準 (未設定の場合 はその理由)	
	参考事項	
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 厚生課

不利益処分の内容	指示等に従わない者に対する保護の変更、停止又は廃止	保 No. 6
----------	---------------------------	---------

根拠法令及び条項		生活保護法第62条第3項
処分基準	関係条項	生活保護法第27条、第30条第1項ただし書並びに第62条第1項及び第2項
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 保護の実施機関は、被保護者が生活保護法第62条第1項（2参照）及び第2項（3参照）の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。</p> <p>2 被保護者は、保護の実施機関が、生活保護法第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定（4参照）により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。</p> <p>3 保護施設を利用する被保護者は、生活保護法第46条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。</p> <p>4 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 厚生課

不利益処分の内容	不正受給者又は不正指定医療機関等からの費用徴収	保 No. 9
----------	-------------------------	---------

根拠法令及び条項		生活保護法第78条第1項及び第3項
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した市長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、介護機関又は助産師若しくはあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関等から徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学・就職準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 厚生課

不利益処分の内容	違反者に対する責任としての事業主への罰則	保 No. 12
----------	----------------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	生活保護法第87条
	関係条項	生活保護法第28条第1項、第55条の6及び第86条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「人格のない社団等」という。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、生活保護法第86条（3参照）の規定による違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p> <p>2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</p> <p>3 正当な理由がなくて生活保護法第55条の6（4参照）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなくて同法第28条第1項（5参照）の当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 就労自立給付金を支給する者又は進学・就職準備給付金を支給する者は、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給又は生活保護法第78条第3項の規定の施行のために必要があると認めるときは、被保護者若しくは被保護者であつた者又はこれらの者に係る雇主（被保護者を雇用しようとする者を含む。）若しくは特定教育訓練施設の長その他の関係人に、報告を求めることができる。</p> <p>5 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は費用等の徴収のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
))

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	給付の決定	保 No. 18
---------	-------	----------

根拠法令及び条項		在宅障害者自助・訓練具給付要綱第5条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(④)(事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため。)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 10日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	助成の申請等	保 No. 19
---------	--------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市心身障害者扶養共済制度掛金助成規則第3条
	関係条項	鹿沼市心身障害者扶養共済制度掛金助成規則第2条 栃木県心身障害者扶養共済条例第4条及び第5条第2項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 助成の対象となる者は、本市に住所を有する者で栃木県心身障害者扶養共済条例（昭和45年県条例第4号。以下「県条例」という。）第5条第2項の規定により制度への加入の承認を受けた者とする。</p> <p>2 県条例第5条第2項の規定</p> <p>知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、加入の承認をしなければならない。</p> <p>(1) 加入の申込者が前条に定める加入資格を有しない者であるとき。</p> <p>(2) 同一の心身障害者について、すでに前項の規定による加入の承認を受けた者があるとき又は同時に2人以上の者から加入の申し込みがあったとき。</p> <p>3 県条例第4条の規定</p> <p>(1) この制度に加入することができる者は、心身障害者の保護者であって、加入時において次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>ア 県の区域内に住所を有すること。</p> <p>イ 65歳未満であること。</p> <p>ウ 特別の疾病又は障害を有せず、心身障害者扶養保険契約の対象となることができること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件に該当する者は、前項の規定にかかわらず、この制度に加入することができる。</p> <p>ア 制度の発足後に転入（新たに県の区域内に住所を有することとなったことをいう。以下同じ。）をしたこと。</p> <p>イ 転入の直前まで、従前の住所を管轄する地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度（機構と心身障害者扶養保険契約を締結している場合の制度に限る。以下同じ。）の加入者であったこと。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	助成の申請等	保 No. 22
---------	--------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市障害児交通費助成要綱第5条
	関係条項	鹿沼市障害児交通費助成要綱第2条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>(助成対象者) 第2条 この要綱により助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者で、次の各号の一に該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において療育手帳の交付を受けている児童。 (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている児童。 (3) 知的又は身体の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度の児童。 (4) 障害児を安全に交通機関等に乗降させるため、障害児に同行して乗車する者で、市長が認めた者。
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更（※対象者の条項の訂正） 平成 年 月 日変更（※）
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 60日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給	保 No. 24
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第1項第2号	
審査基準	<p>関係条項 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>基準（未設定の場合 はその理由） 1 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等又は第二号に規定する基準該当障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。 一 （略） 二 支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等以外の障害福祉サービス（次に掲げる事業所又は施設により行われるものに限る。以下「基準該当障害福祉サービス」という。）を受けたとき。 イ 第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所（以下「基準該当事業所」という。）</p> <p>別紙（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例）</p>	
参考事項		
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成26年 3月 1日変更（※県条例の施行による訂正） 平成 年 月 日変更（※）	
標準処理期間	<p>標準処理期間（未設定の場合 はその理由） 総日数 10日（休日は含まない。）</p> <p>設定等年月日 平成21年 3月 1日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）</p>	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

令和3年3月25日栃木県条例第28号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年
栃木県条例第19号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等(指定障害福祉サービスの事業及び基準該当障害福祉サービスの事業をいう。以下同じ。)の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(法第36条第3項第1号の条例で定める者)

第3条 法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第34条の21第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に定めるところによる。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除くほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。)(省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。

(非常災害対策)

第5条 指定障害福祉サービス(療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に係るものに限る。)の事業を行う者又は省令第203条第1項に規定する基準該当就労継続支援B型事業者若しくは省令第219条に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業者(以下「指定障害福祉サービス等事業者」という。)は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、サービス事業所の周辺の地域の環境、障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児(以下「利用者」という。)の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画(以下「計画」という。)を作成しなければならない。

2 指定障害福祉サービス等事業者は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を從

業者、利用者等に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならぬ。

- 3 指定障害福祉サービス等事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 指定障害福祉サービス等事業者は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

(令7条例27・一部改正)

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和7年条例第27号)

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	育成医療費の支給の認定	保 No. 25
---------	-------------	----------

根拠法令及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条 第1項	
審査基準	関係条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第29条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(④) (事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため。)	
	参考事項		
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)))	
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 日 (休日は含まない。) 未設定(④) (事案関係の認定に難易差が大きく、期間設定が困難なため。)	
標準処理期間	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)))

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	障害児福祉手当受給資格の認定	保 No. 26
---------	----------------	----------

根拠法令及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条
関係条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条の2及び第6条 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第1条
基準 (未設定の場合はその理由)		<p>1 市長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 障害を支給事由とする給付で政令で定めるもの（2参照）を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する肢体不自由児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるもの（4参照）に収容されているとき。</p> <p>2 障害を支給事由とする給付で政令で定めるもの 法第17条第1号に規定する障害を支給事由とする給付で政令で定めるものは、第1条の2各号に掲げる給付（3参照）とする。</p> <p>3 第1条の2各号に掲げる給付</p> <p>(1) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金 (1)の2 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく障害厚生年金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「法律第34号」という。）第3条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金</p> <p>(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく障害年金及び法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金</p> <p>(3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）に基づく障害共済年金及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金</p>
		(裏面1へ)
参考事項		
設定等年月日		平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)		総日数 30日（休日は含まない。）
設定等年月日		平成 9年10月 1日設定 平成23年 2月 1日変更（※標準処理期間の短縮） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	障害児福祉手当受給資格の認定	保 No. 26
---------	----------------	----------

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	(4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく 障害共済年金及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律 (昭和60年法律第108号) 第1条の規定による改正前の地方公 務員等共済組合法に基づく障害年金 (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）に基づく障 害共済年金及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律 (昭和60年法律第106号) 第1条の規定による改正前の私立学 校教職員共済組合法に基づく障害年金 (6) 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済 組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止 する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第4項に 規定する移行農林共済年金をいう。第11条第9号において同じ。） のうち障害共済年金及び移行農林年金（同法附則第16条第6項に 規定する移行農林年金をいう。第11条第9号において同じ。）のう ち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第25条第4項各号に掲 げる特例年金給付をいう。第11条第9号において同じ。）のうち障 害を支給事由とするもの (7) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく障害 補償年金及び障害年金 (8) 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。他の法律に おいて準用する場合を含む。）に基づく障害補償年金 (9) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく障 害補償年金及び同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償で障 害を支給事由とするもの 4 厚生労働省令で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条第2号の厚生労働 省令で定める施設は、次のとおりとする。 (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、児 童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設又は重症心身障害児 施設 (2) 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設 におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定医療機関 (3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する療養 介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る。）又は障害者支援施設 (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成1 4年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害 者総合施設のぞみの園が設置する施設 (5) 削除 (6) 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第2条第3項第9号に規定する事業を行 う施設であって、進行性筋萎縮症者を収容し、必要な治療、訓練 及び生活指導を行うもの (7) 厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）に基づく国立保 養所
		(裏面2へ)

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	障害児福祉手当受給資格の認定	保 No. 26
---------	----------------	----------

(裏面2)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	(8) 生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設又は更生施設 (9) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所であって、法令の規定に基づく命令（命令に準ずる措置を含む。）により入院し、又は入所した者について治療等を行うもの
------	-------------------------	---

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	受給資格者の所得による支給の制限	保 No. 27
----------	------------------	----------

根拠法令及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条
	関係条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条
		<p>1 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額（2参照）を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。</p> <p>2 政令で定める額</p> <p>法第20条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、366万1千円とし、扶養親族等があるときは、366万1千円に当該扶養親族等1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族1人につき63万円とする。）を加算した額とする。</p>
処分基準 基準 (未設定の場合 はその理由)		
参考事項		
設定等年月日	平成 9年 10月 1日 設定 令和 7年 8月 1日 変更（※所得制限の所得額改正） 平成 年 月 日 変更（※）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	受給資格者の配偶者又は受給資格者の扶養義務者の所得による支給の制限	No. 28
----------	-----------------------------------	--------

根拠法令及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条						
	関係条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第1項において準用する第2条第2項						
		<p>1 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額（2参照）以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。</p> <p>2 政令で定める額 第2条第2項の規定（3参照）は、法第21条に規定する所得の額について準用する。</p> <p>3 政令第2条第2項の規定 法第7条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、628万7千円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族等の数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>6,536,000円</td> </tr> <tr> <td>2人以上</td> <td>6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族等の数	金額	1人	6,536,000円	2人以上	6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）
扶養親族等の数	金額							
1人	6,536,000円							
2人以上	6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）							
	参考事項							
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）							

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	障害児福祉手当受給資格の再認定	保 No. 31
---------	-----------------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条において準用する第5条第2項
	関係条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条の2及び第6条 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第1条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。</p> <p>2 市長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 障害を支給事由とする給付で政令で定めるもの（3参照）を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する肢体不自由児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるもの（5参照）に収容されているとき。</p> <p>3 障害を支給事由とする給付で政令で定めるもの 法第17条第1号に規定する障害を支給事由とする給付で政令で定めるものは、第1条の2各号に掲げる給付（4参照）とする。</p> <p>4 第1条の2各号に掲げる給付</p> <p>(1) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金 (1)の2 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく障害厚生年金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「法律第34号」という。）第3条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金</p> <p>(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく障害年金及び法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金</p> <p style="text-align: right;">(裏面1へ)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成23年 2月 1日変更（※標準処理期間の短縮） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	障害児福祉手当受給資格の再認定	保 No. 31
---------	-----------------	----------

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	(3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）に基づく障害共済年金及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金 (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく障害共済年金及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金 (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）に基づく障害共済年金及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金 (6) 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第4項に規定する移行農林共済年金をいう。第11条第9号において同じ。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同法附則第16条第6項に規定する移行農林年金をいう。第11条第9号において同じ。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第25条第4項各号に掲げる特例年金給付をいう。第11条第9号において同じ。）のうち障害を支給事由とするもの (7) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく障害補償年金及び障害年金 (8) 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償年金 (9) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく障害補償年金及び同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償で障害を支給事由とするもの 5 厚生労働省令で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条第2号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設又は重症心身障害児施設 (2) 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設における同様な治療等を行う同法に規定する指定医療機関 (3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する療養介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る。）又は障害者支援施設 (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 (5) 削除
		(裏面2へ)

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	障害児福祉手当受給資格の再認定	保 No. 31
---------	-----------------	----------

(裏面2)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p> <p>(6) 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号に規定する事業を行う施設であって、進行性筋萎縮症者を収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの</p> <p>(7) 厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）に基づく国立保養所</p> <p>(8) 生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設又は更生施設</p> <p>(9) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所であって、法令の規定に基づく命令（命令に準ずる措置を含む。）により入院し、又は入所した者について治療等を行うもの</p>
------	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	特別障害者手当受給資格の認定	保 No. 34
---------	----------------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する第19条
	関係条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第1条（第9号を除く。）及び第14条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所しているとき（同法に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）。</p> <p>(2) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるもの（2参照）に入所しているとき。</p> <p>(3) 病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に継続して3月を超えて入院するに至ったとき。</p> <p>2 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるもの</p> <p>法第26条の2第2号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1条各号（第9号を除く。）に掲げる施設（3参照）</p> <p>(2) 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設</p> <p>(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム</p> <p>3 第1条各号（第9号を除く。）に掲げる施設</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設又は重症心身障害児施設</p> <p>(2) 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定医療機関</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年 10月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 9年 10月 1日 設定 平成 23年 2月 1日 変更（※標準処理期間の短縮） 平成 年 月 日 変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	特別障害者手当受給資格の認定	保 No. 34
---------	----------------	----------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	(3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する療養介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る。）又は障害者支援施設 (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 (5) 削除 (6) 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号に規定する事業を行う施設であって、進行性筋萎縮症者を収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの (7) 厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）に基づく国立保養所 (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設又は更生施設
------	-------------------------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	特別障害者手当受給資格の再認定	保 No. 35
---------	-----------------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する第5条第2項
	関係条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第1条（第9号を除く。）及び第14条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。</p> <p>2 市長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所しているとき（同法に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）。</p> <p>(2) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるもの（3参照）に入所しているとき。</p> <p>(3) 病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に継続して3月を超えて入院するに至ったとき。</p> <p>3 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるもの</p> <p>法第26条の2第2号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1条各号（第9号を除く。）に掲げる施設（4参照）</p> <p>(2) 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設</p> <p>(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム</p> <p style="text-align: right;">(裏面へ)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年 10月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 9年 10月 1日 設定 平成 23年 2月 1日 変更（※標準処理期間の短縮） 平成 年 月 日 変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	特別障害者手当受給資格の再認定	保 No. 35
---------	-----------------	----------

(裏面)

審査基準	<p>4 第1条各号（第9号を除く。）に掲げる施設</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設又は重症心身障害児施設</p> <p>(2) 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定医療機関</p> <p>(3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する療養介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る。）又は障害者支援施設</p> <p>(4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設</p> <p>(5) 削除</p> <p>(6) 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号に規定する事業を行う施設であって、進行性筋萎縮症者を収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの</p> <p>(7) 厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）に基づく国立保養所</p> <p>(8) 生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設又は更生施設</p>
------	--

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	特別障害者手当の返還	保 No. 38
----------	------------	----------

根拠法令及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する第22条第2項
	関係条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条
処分基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。</p> <p>(1) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第20条に規定する政令で定める額（2参照）を超えること。 当該被災者に支給された手当</p> <p>(2) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額（2参照）以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当</p> <p>2 政令で定める額</p> <p>法第20条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、366万1千円とし、扶養親族等があるときは、366万1千円に当該扶養親族等1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族1人につき63万円とする。）を加算した額とする。</p>
参考事項		
設定等年月日		平成 9年10月 1日設定 令和 7年 8月 1日変更（※所得制限の所得額改正） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	受給資格の認定	保 No. 51
---------	---------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市特定疾患者福祉手当支給条例第4条
	関係条項	鹿沼市特定疾患者福祉手当支給条例第2条第1項及び第3条 鹿沼市特定疾患者福祉手当支給条例施行規則第2条及び別表
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 本市に住所を有する特定疾患者は、この条例の規定により福祉手当を受けることができる。</p> <p>2 特定疾患について この条例において「特定疾患」とは、疾病の原因が不明であって、治療方法が確立していない難病のうち、市長が別に定める疾患をいう。</p> <p>3 特定疾患の指定について</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病であって、同条第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象となるもの</p> <p>(2) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病であって、同項に規定する指定特定医療の対象となるもの</p> <p>(3) 別表1に掲げる疾患であって、栃木県の公費負担医療の対象となるものの</p>
	参考事項	
設定等年月日	平成9年10月 1日設定	
	平成24年 3月 1日変更（※特定疾患の変更）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成9年10月 1日設定
		平成23年 2月 1日変更（※標準処理期間の短縮）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

別表1（第2条関係）

疾患名
スモン
劇症肝炎（更新のみ）
重症急性胰炎（更新のみ）
プリオントラウム（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）
第I因子(フィブリノゲン)欠乏症
第II因子(プロトロンビン)欠乏症
第V因子（不安定因子）欠乏症
第VII因子（安定因子）欠乏症
第VIII因子欠乏症（血友病A）
第IX因子欠乏症（血友病B）
第X因子（スチュアートプラウア因子）欠乏症
第XI因子（P T A）欠乏症
第XII因子（ヘイグマン因子）欠乏症
第XIII因子（フィブリソ安定化因子）欠乏症
フォン・ヴィルブランド病
血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	受給資格の喪失	保 No. 52
----------	---------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市特定疾患者福祉手当支給条例第5条
	関係条項	鹿沼市特定疾患者福祉手当支給条例第2条第1項 鹿沼市特定疾患者福祉手当支給条例施行規則第2条及び別表
		<p>1 受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、手当の受給資格を喪失する。</p> <p>(1) 本市に住所を有しなくなったとき。</p> <p>(2) 特定疾患に該当しなくなったとき。</p> <p>2 特定疾患の指定</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病であって、同条第3項に規定する小児慢性特定疾患医療支援の対象となるもの</p> <p>(2) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病であって、同項に規定する指定特定医療の対象となるもの</p> <p>(3) 別表1に掲げる疾患であって、栃木県の公費負担医療の対象となるもの</p>
処分基準 基準 (未設定の場合 はその理由)		
参考事項		
設定等年月日	平成 9年 10月 1日設定 平成24年 3月 1日変更(※特定疾患の変更) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

別表1（第2条関係）

疾患名
スモン
劇症肝炎（更新のみ）
重症急性胰炎（更新のみ）
プリオントラウム（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）
第I因子(フィブリノゲン)欠乏症
第II因子(プロトロンビン)欠乏症
第V因子（不安定因子）欠乏症
第VII因子（安定因子）欠乏症
第VIII因子欠乏症（血友病A）
第IX因子欠乏症（血友病B）
第X因子（スチュアートプラウア因子）欠乏症
第XI因子（P T A）欠乏症
第XII因子（ヘイグマン因子）欠乏症
第XIII因子（フィブリソ安定化因子）欠乏症
フォン・ヴィルブランド病
血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	支給の制限	保 No. 53
----------	-------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市特定疾患者福祉手当支給条例第7条
	関係条項	鹿沼市特定疾患者福祉手当支給条例施行規則
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 市長は、受給者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したときは、手当を支給しない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	未支給手当の申請	No. 140
---------	----------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市特定疾患者福祉手当支給条例施行規則第7条
審査基準	関係条項	鹿沼市特定疾患者福祉手当支給条例第2条第1項、第3条及び第8条 鹿沼市特定疾患者福祉手当支給条例施行規則第2条及び別表
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 市長は、受給者が死亡し、又は住所不明となった場合において、その者に支給すべき手当で、まだその者に支給しなかったものがあるときは、当該特定疾患者（2から4までに該当する者）に代わって受給者の保護者等に対し、その未支給の手当を支給することができる。</p> <p>2 本市に住所を有する特定疾患者は、この条例の規定により福祉手当を受けることができる。</p> <p>3 特定疾患について この条例において「特定疾患」とは、疾病の原因が不明であって、治療方法が確立していない難病のうち、市長が別に定める疾患をいう。</p> <p>4 特定疾患の指定について</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病であって、同条第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象となるもの</p> <p>(2) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病であって、同項に規定する指定特定医療の対象となるもの</p> <p>(3) 別表1に掲げる疾患であって、栃木県の公費負担医療の対象となるもの</p>
	参考事項	
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成24年 3月 1日変更（※特定疾患の変更） 平成 年 月 日変更（※）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 60日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

別表1（第2条関係）

疾患名
スモン
劇症肝炎（更新のみ）
重症急性胰炎（更新のみ）
プリオントラウム（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）
第I因子(フィブリノゲン)欠乏症
第II因子(プロトロンビン)欠乏症
第V因子（不安定因子）欠乏症
第VII因子（安定因子）欠乏症
第VIII因子欠乏症（血友病A）
第IX因子欠乏症（血友病B）
第X因子（スチュアートプラウア因子）欠乏症
第XI因子（P T A）欠乏症
第XII因子（ヘイグマン因子）欠乏症
第XIII因子（フィブリソ安定化因子）欠乏症
フォン・ヴィルブランド病
血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	受給資格の認定	保 No. 59
---------	---------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市重度心身障害者福祉手当支給条例第4条
	関係条項	鹿沼市重度心身障害者福祉手当支給条例第2条第1項、第3条及び別表
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 本市に住所を有する障害者は、この条例の規定により福祉手当を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する障害者は、この限りでない。</p> <p>(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「特児法」という。）第17条の規定により障害児福祉手当の支給を受ける障害者</p> <p>(2) 特児法第26条の2の規定により特別障害者手当の支給を受ける障害者</p> <p>(3) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。）附則第97条の規定により従前の例により支給されることとなる福祉手当の支給を受ける障害者</p> <p>(4) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第3条第1項の規定により特別障害給付金の支給を受ける障害者</p> <p>2 障害者の定義 この条例において「障害者」とは、別表に定める程度の障害の状態にある者をいう。</p>
		(裏面へ)
参考事項		
設定等年月日		平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 30日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成23年 2月 1日変更(※標準処理期間の短縮) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	受給資格の認定	保 No. 59
---------	---------	----------

(裏面1)

審査基準 基準 (未設定の場合 はその理由)	3 別表の規定 障害の程度
	1 両眼の視力の和が0.02以下のもの
	2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
	3 両上肢の機能に著しく障害を有するもの
	4 両上肢のすべての指を欠くもの
	5 両下肢の用を全く廃したもの
	6 両大腿を2分の1以上失ったもの
	7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するものの
	8 前各項に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各項と同程度以上と認められる状態であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	9 精神の障害であって前各項と同程度以上と認められる程度のもの
	10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であってその状態が前各項と同程度以上と認められる程度のもの
	11 起立又は歩行不能にして常時寝たきりの状態にある者
	12 痴呆症状甚だしく失禁及びはいかいのため常時介護を必要とする者

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	受給資格の喪失	保 No. 60
----------	---------	----------

処分基準 基準 (未設定の場合 はその理由)	根拠法令及び条項	鹿沼市重度心身障害者福祉手当支給条例第5条
	関係条項	鹿沼市重度心身障害者福祉手当支給条例別表
		1 受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、手当の受給資格を喪失する。 (1) 本市に住所を有しなくなったとき。 (2) 別表に掲げる障害の程度に該当しなくなったとき。
		2 別表の規定 障害の程度
		1 両眼の視力の和が0.02以下のもの
		2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
		3 両上肢の機能に著しく障害を有するもの
		4 両上肢のすべての指を欠くもの
		5 両下肢の用を全く廃したもの
		6 両大腿を2分の1以上失ったもの
	参考事項	
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)))

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	支給の制限	保 No. 61
----------	-------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市重度心身障害者福祉手当支給条例第7条
処分基準	関係条項	障害者自立支援法第5条第12項 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第1条各号 鹿沼市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 受給者が、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設その他これに類する施設で、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条各号に掲げるものに入所している期間は、手当を支給しない。 2 前項に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したときは、手当を支給しない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年 10月 1日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	未支給手当の申請	保 No. 66
---------	----------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則第7条	
審査基準	関係条項	鹿沼市重度心身障害者福祉手当支給条例第2条第1項、第3条、第8条及び別表	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 市長は、受給者が死亡し、又は住所不明になった場合において、その者に支給すべき手当で、まだその者に支給しなかったものがあるときは、当該障害者（2から4までに該当する者）に代わって受給者の保護者等に対し、その未支給の手当を支給することができる。</p> <p>2 本市に住所を有する障害者は、この条例の規定により福祉手当を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する障害者は、この限りでない。</p> <p>(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「特児法」という。）第17条の規定により障害児福祉手当の支給を受ける障害者</p> <p>(2) 特児法第26条の2の規定により特別障害者手当の支給を受ける障害者</p> <p>(3) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。）附則第97条の規定により従前の例により支給されることとなる福祉手当の支給を受ける障害者</p> <p>(4) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第3条第1項の規定により特別障害給付金の支給を受ける障害者</p> <p>3 障害者の定義 この条例において「障害者」とは、別表に定める程度の障害の状態にある者をいう。</p>	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 60日（休日は含まない。）	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	未支給手当の申請	保 No. 6 6
---------	----------	-----------

(裏面)

審査基準 基準 (未設定の場合 はその理由)	4 別表の規定 障害の程度
	1 両眼の視力の和が0.02以下のもの
	2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
	3 両上肢の機能に著しく障害を有するもの
	4 両上肢のすべての指を欠くもの
	5 両下肢の用を全く廃したもの
	6 両大腿を2分の1以上失ったもの
	7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するものの
	8 前各項に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各項と同程度以上と認められる状態であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	9 精神の障害であって前各項と同程度以上と認められる程度のもの
	10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であってその状態が前各項と同程度以上と認められる程度のもの
	11 起立又は歩行不能にして常時寝たきりの状態にある者
	12 痴呆症状甚だしく失禁及びはいかいのため常時介護を必要とする者

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	助成金の返還	保 No. 67
----------	--------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例第6条
処分基準	関係条項	鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例第4条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市長は、偽りその他不正な行為により第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>2 第4条の規定</p> <p>(1) 市長は、前条に定める助成対象者が受けた保険給付につき、一部負担金等を支払った場合においては、当該支払額に相当する額を助成するものとする（第1項）。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、助成対象者が支払うべき一部負担金等を助成対象者に代わって市が医療機関等に支払うことができる（第1項）。</p> <p>(3) (2)の規定により支払ったときは、当該助成対象者に対する助成を行ったものとみなす（第1項）。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	受給資格者証の申請	保 No. 68
---------	-----------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則第2条
	関係条項	鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条第1項及び第3条 国民健康保険法第116条の2 高齢者の医療の確保に関する法律第55条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 重度心身障害者 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級の障害の程度と同程度の障害を有する者であること。</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センター又は精神科医（以下「児童相談所等」という。）により知能指数が35以下の知的障害児者と判定された者であること。</p> <p>(3) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める3級又は4級の障害の程度と同程度の障害を有する者であって、児童相談所等により、知能指数が50以下の知的障害児者と判定されたものであること。</p> <p style="text-align: right;">(裏面へ)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年 10月 1日設定 平成 18年 4月 1日変更（※国保の住所地特例に準じる改正） 平成 20年 4月 1日変更（※後期高齢者医療制度の施行に伴う改正） 平成 21年 4月 1日変更（※支給要件の制限廃止）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 60日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 9年 10月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	受給資格者証の申請	保 No. 68
---------	-----------	----------

(裏面)

審査基準	<p>2 助成対象者</p> <p>この条例に定める医療費の助成の対象となる者は、本市の区域内に住所を有する者（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。）、国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は本市の区域内に住所を有していたと認められることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であり、かつ、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である1歳以上の重度心身障害者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）であって、市長が交付する重度心身障害者医療費受給資格者証を有する者とする。</p>
	基準 (未設定の場合 はその理由)

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容	助成の申請	保 No. 69
---------	-------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則第5条
審査基準	関係条項	鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例第4条及び第5条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 市長は、前条に定める助成対象者が受けた保険給付につき、一部負担金等を支払った場合においては、当該支払額に相当する額を助成するものとする。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、助成対象者が支払うべき一部負担金等を助成対象者に代わって市が医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 2の規定により支払ったときは、当該助成対象者に対する助成を行ったものとみなす。</p> <p>4 1の助成は、助成対象者からの申請に基づき行うものとする。</p> <p>5 4の申請は、助成対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成19年 4月 1日変更(※現物支給に伴う改正) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 60日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 高齢福祉課

許認可等の内容	使用料の減免	保 No. 74
---------	--------	----------

	根拠法令及び条項	鹿沼市高齢者福祉センター条例第8条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 鹿沼市高齢者福祉センター使用料の減免承認基準 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。
	参考事項	
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※減免規定の明確化) 平成30年 6月 1日変更(※減免対象者の追加) 令和3年 2月 2日変更(※減免対象者の追加))))
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 7日(休日は含まない。)
標準処理期間	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※ 平成 年 月 日変更(※))

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 高齢福祉課

許認可等の内容	介護手当の支給決定	保 No. 77
---------	-----------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市在宅要介護高齢者介護手当支給条例第6条
	関係条項	鹿沼市在宅要介護高齢者介護手当支給条例第2条、第3条、第4条及び第5条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>第2条 この条例において「在宅要介護高齢者」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。</p> <p>(1) 市内に引き続き6月以上住所を有し、かつ、居宅において生活している65歳以上の者であること。</p> <p>(2) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第4号に規定する要介護4又は同項第5号に規定する要介護5に認定された者であること。</p> <p>2 この条例において「介護者」とは、市内に引き続き6月以上住所を有し、かつ、在宅要介護高齢者と同居している者で、現に市内で当該在宅要介護高齢者の日常生活の介護を主として行っているものをいう。</p> <p>第3条 介護者は、手当の支給を受けようとするときは、手当の支給を受ける資格（以下「受給資格」という。）について、市長の認定を受けなければならない。</p> <p>第4条 前条の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格を失う。</p> <p>(1) 介護をする在宅要介護高齢者が第2条第1項の規定に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 第2条第2項の規定に該当しなくなったとき。</p> <p>(3) 介護をする在宅要介護高齢者が死亡したとき。</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事由に該当したとき。</p> <p>※規則で定める事由とは、鹿沼市在宅要介護高齢者介護手当現況届を提出しないとき及び在宅要介護高齢者と介護者の住所が異なる場合に同居申立書を提出しないときである。</p> <p>第5条 受給資格者は、前条各号に該当するに至ったときその他受給資格に係る事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、受給資格者は、受給資格に係る現況を規則で定める時期に市長に届け出なければならない。</p> <p>※規則で定める時期とは、毎年1月1日から同月31日まで及び7月1日から同月31日までとする。</p> <p>第6条 手当の額は、在宅要介護高齢者1人につき月額4,000円とする。</p> <p>2 手当を支給する期間は、第3条の規定による受給資格の認定を申請した日の属する月の翌月から受給資格を喪失した日の属する月までとする。ただし、在宅要介護高齢者の介護を行った日が15日に満たない月は、支給しない。</p> <p>3 手当は、受給資格者に対して、毎年9月及び翌年3月にそれぞれ3月前までの分を支給する。ただし、受給資格を喪失した者の手当は、支給月でない月であっても支給することができる。</p>
参考事項		

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 高齢福祉課

許認可等の内容	介護手当の支給決定	保 No. 77
設定等年月日	平成23年 2月 1日設定 令和 7年10月 1日変更（※条例改正） 平成 年 月 日変更（※）)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数90日から150日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成23年 2月 1日設定 平成24年 3月 1日変更（※標準処理期間の延変更） 令和 7年10月 1日変更（※条例改正に伴う変更）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 高齢者・障害者トレーニングセンター

許認可等の内容	利用の許可	保 No. 80
---------	-------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市高齢者・障害者トレーニングセンター条例第4条
	関係条項	鹿沼市高齢者・障害者トレーニングセンター条例第5条
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>鹿沼市高齢者・障害者トレーニングセンター条例用の許可の基準</p> <p>1 鹿沼市高齢者・障害者トレーニングセンター条例利用許可申請に対する許可（条例第4条） センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 団体は、第1項の許可を受けて別表に定める施設を占用して利用することができる。</p> <p>2 鹿沼市高齢者・障害者トレーニングセンター利用許可基準（条例第5条） 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 営利を目的とした行為をするとき。</p> <p>(3) センターの施設又はその附属設備を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。</p> <p>(5) その他センターの管理上支障があると認められるとき。</p>
	参考事項	
設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成25年 3月 1日 変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理） 令和 3年 4月 1日 変更（※施設使用料の制定）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日以内（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 令和 3年 4月 1日 変更（※施設使用料の制定）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 介護保険課

不利益処分の内容	不正利得の徴収等	保 No. 85
----------	----------	----------

根拠法令及び条項		介護保険法第22条
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合において、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護又は介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護についてその治療の必要な程度につき診断する医師その他居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス又は介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスに従事する医師又は歯科医師が、市町村に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村は、当該医師又は歯科医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村は、第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項又は第61条の3第4項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	特例居宅介護サービス費の支給	保 No. 87
---------	----------------	----------

	根拠法令及び条項	介護保険法第42条
	関係条項	介護保険法施行令第15条
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。</p> <p>(1) 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービス（指定居宅サービスの事業に係る第74条第1項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 法第42条第1項第4号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居宅要介護被保険者（法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p style="text-align: right;">(裏面へ)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成23年12月14日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 90日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	特例居宅介護サービス費の支給	保 No. 87
---------	----------------	----------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(2) 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービス（法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。次号、第22条の5及び第29条の5において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。 (3) 法第42条第1項第3号に規定する居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
------	---------------------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	特例地域密着型介護サービス費の支給	保 No. 88
---------	-------------------	----------

	根拠法令及び条項	介護保険法第42条の3
	関係条項	介護保険法施行令第15条の3
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例地域密着型介護サービス費を支給する。</p> <p>(1) 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この号において同じ。）の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する要介護被保険者が、指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 法第42条の3第1項第3号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 要介護被保険者（法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定地域密着型サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 法第42条の3第1項第2号に規定する要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス（法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成28年 4月 1日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 90日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	居宅介護福祉用具購入費の支給	保 No. 89
---------	----------------	----------

根拠法令及び条項		介護保険法第44条
	関係条項	介護保険法施行規則第70条、第72条及び第73条 平成12年1月31日老企第34号（介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて）
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。</p> <p>2 居宅介護福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>3 居宅介護福祉用具購入費の額は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の100分の90に相当する額とする。</p> <p>4 居宅要介護被保険者が月を単位として厚生労働省令で定める期間において購入した特定福祉用具につき支給する居宅介護福祉用具購入費の額の総額は、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の100分の90に相当する額を超えることができない。</p> <p>5 前項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は、同項に規定する厚生労働省令で定める期間における特定福祉用具の購入に通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。</p> <p>6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第4項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額とすることができます。</p> <p>7 居宅介護福祉用具購入費を支給することにより第4項に規定する総額が同項に規定する100分の90に相当する額を超える場合における当該居宅介護福祉用具購入費の額は、第3項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。</p>
		(裏面1へ)
参考事項		
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成22年 2月 1日変更（※給付対象の明確化） 平成30年 8月 1日変更（※給付割合の明確化）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 90日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	居宅介護福祉用具購入費の支給	保 No. 89
---------	----------------	----------

(裏面1)

審査基準	<p>8 居宅介護福祉用具購入費は、当該居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。</p> <p>9 居宅介護福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第72条に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間において、当該居宅要介護被保険者が当該購入した特定福祉用具（法第8条第13項に規定する特定福祉用具をいう。以下同じ。）と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（法第8条の2第13項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。）（当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。）を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費が支給されている場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要な程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>10 法第44条第4項の厚生労働省令で定める期間は、毎年4月1日からの12月間（次条において「居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間」という。）とする。</p> <p>11 法第44条第4項の規定により算定する額は、同条第5項に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額から、当該居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間中に購入した特定介護予防福祉用具につき既に支給された法第56条第1項に規定するそれぞれの介護予防福祉用具購入費の額に90分の100（法第59条の2第1項の規定が適用される場合にあっては80分の100、同条第2項の規定が適用される場合にあっては70分の100）を乗じて得た額の合計額を控除して得た額とする。</p> <p>12 厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目</p> <p>(1) 腰掛便座 次のいずれかに該当するものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの 2 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの 4 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。） <p>(2) 特殊尿器 尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの</p>
------	---

(裏面2へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	居宅介護福祉用具購入費の支給	保 No. 89
---------	----------------	----------

(裏面2)

審査基準 基準 (未設定の場合 はその理由)	(3) 排泄予測支援機器 購入告示第三項に規定する「排泄予測支援機器」は、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感じし、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するもの 及び専用シート等の関連製品は除かれる。
	(4) 入浴補助用具 購入告示第4項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。 ① 入浴用いす 座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。 ② 浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。 ③ 浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるものに限る。 ④ 入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽内への出入りを容易にすることができまするものに限る。 ⑤ 浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。 ⑥ 浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。 ⑦ 入浴用介助ベルト 身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。 (5) 簡易浴槽 購入告示第5項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。 (6) 移動用リフトのつり具の部分 身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

13 複合的機能を有する福祉用具について

二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	居宅介護住宅改修費の支給	保 No. 90
---------	--------------	----------

根拠法令及び条項	介護保険法第45条
関係条項	介護保険法施行規則第74条及び76条 介護保険施行令第18条 平成12年1月31日老企第34号（介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて） 平成12年3月8日老企第42号（居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給について）
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修（以下「住宅改修」という。）を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。</p> <p>2 居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>3 居宅介護住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の100分の90に相当する額とする。</p> <p>4 居宅要介護被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する居宅介護住宅改修費の額の総額は、居宅介護住宅改修費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の100分の90に相当する額を超えることができない。</p> <p>5 前項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。</p> <p>6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護住宅改修費支給限度基準額とすることができる。</p> <p>7 居宅介護住宅改修費を支給することにより第4項に規定する総額が同項に規定する100分の90に相当する額を超える場合における当該居宅介護住宅改修費の額は、第3項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。</p>
参考事項	(裏面1へ)
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成22年 2月 1日変更（※給付対象の明確化） 平成30年 8月 1日変更（※給付割合の明確化）
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	標準処理期間 90日（休日は含まない。）
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	居宅介護住宅改修費の支給	保 No. 90
---------	--------------	----------

(裏面1)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p> <p>8 居宅介護住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要介護被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。</p> <p>9 法第45条第4項の規定により算定する額は、第1号の額及び第2号の額の合計額から第3号の額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 当該申請に係る住宅改修の着工日における当該住宅改修の種類に係る法第45条第5項に規定する居宅介護住宅改修費支給限度基準額</p> <p>(2) 居宅要介護被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅（以下この条において「現住宅」という。）以外の住宅であって現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要した費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に90分の100を乗じて得た額の合計額</p> <p>(3) 現住宅に係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に90分の100（法第49条の2第1項の規定が適用される場合にあっては80分の100、同条第2項の規定が適用される場合にあっては70分の100）を乗じて得た額の合計額</p> <p>10 前項の規定にかかわらず、当該居宅要介護被保険者の介護の必要な程度が著しく高くなった場合における法第45条第4項の規定により算定する額は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。</p> <p>11 法第45条第5項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に住宅改修に要した費用の額の100分の90（法第49条の2第1項の規定が適用される場合にあっては80分の100、同条第2項の規定が適用される場合にあっては70分の100）に相当する額から、当該額を当該住宅改修に係る居宅介護住宅改修費として支給するものとした場合における同条第4項に規定する総額から同項に規定する100分の90に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。</p> <p>12 厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類</p> <p>(1) 手すりの取付け</p> <p>　住宅改修告示第1号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。</p> <p>　なお、賃貸告示第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。</p>
------	--

(裏面2へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	居宅介護住宅改修費の支給	保 No. 90
---------	--------------	----------

裏面2) 審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>(2) 床段差の解消</p> <p>住宅改修告示第2号に掲げる「床段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。</p> <p>ただし、貸与告示第8項に掲げる「スロープ」又は購入告示第3項第5号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる床段差の解消は除かれる。</p> <p>また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事及び玄関の外から道路までの段差解消等屋外の工事は除かれる。</p> <p>(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p> <p>第3号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニール系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。</p> <p>(4) 引き戸等への扉の取替え</p> <p>住宅改修告示第4号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。</p> <p>ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。</p> <p>(5) 洋式便器等への便器の取替え</p> <p>住宅改修告示第5号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定される。</p> <p>ただし、購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。</p> <p>また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。</p> <p>さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。</p> <p>(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p> <p>その他住宅改修告示第1号から第5号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 手すりの取付け 手すりの取付けのための壁の下地補強 ② 床段差の解消 浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事
		(裏面3へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	居宅介護住宅改修費の支給	保 No. 90
---------	--------------	----------

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>③ 床又は通路面の材料の変更 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備</p> <p>④ 扉の取替え 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事</p> <p>⑤ 便器の取替え 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更</p> <p>13 住宅改修費の支給限度額</p> <p>(1) 支給限度基準額 住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なものとしたところであり、これらに通常要する費用を勘案して、基準額告示において、居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額を20万円としたところである。 このため、20万円までの住宅改修を行うことが可能であり、20万円の住宅改修を行った場合、通常、保険給付の額は18万円（法第49条の2第1項又は第59条の2第1項の規定が適用される場合にあっては16万円、法第49条の2第2項又は第59条の2第2項の規定が適用される場合にあっては14万円）となるものである。</p> <p>(2) 支給限度額管理</p> <p>① 支給限度額と要介護状態区分等との関係 基準額告示においては、居宅介護住宅改修費支給限度基準額は要介護状態区分にかかわらず定額（20万円）とし、居宅支援住宅改修費支給限度基準額も同額としたところである。また、施行規則第76条第1項及び第95条の規定により、居宅介護住宅改修費の支給と居宅支援住宅改修費の支給は、同一の支給限度額で統一的に管理される。すなわち、要介護状態区分が変更された場合、要介護者が要支援者になった場合又は要支援者が要介護者になった場合であっても、それをもって支給限度額に変更があるわけではなく、支給限度額は、以前に支給された住宅改修費の額を支給限度基準額（20万円）から控除した額となるものである。 ただし、施行規則第76条第2項の規定及び特例告示により、過去において最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して介護の必要の程度が著しく高い要介護認定を受けている状態（要支援及び要介護状態区分が3段階以上上がった場合）で行った住宅改修について、初めて住宅改修費の支給を受ける場合には、それ以前に支給された住宅改修費の額にかかわらず、改めて支給限度基準額（20万円）までの住宅改修費の支給を受けることが可能となる。なお、この取扱いは1回に限られる。</p> <p>② 転居した場合の支給限度額管理 支給限度額管理は、施行規則第76条第1項及び第95条の規定により、現に居住している住宅に係る住宅改修費のみを対象として行うこととしており、当該住宅以外の住宅について支給された住宅改修費については、支給限度額管理の対象とはならない。よって、転居した場合には改めて支給限度基準額までの住宅改修</p>

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	居宅介護住宅改修費の支給	保 No. 90
---------	--------------	----------

		費の支給を受けることが可能となる。
--	--	-------------------

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	特例居宅介護サービス計画費の支給	保 No. 91
---------	------------------	----------

根拠法令及び条項		介護保険法第47条
審査基準	関係条項	介護保険法施行令第20条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。</p> <p>(1) 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス（指定居宅介護支援の事業に係る第81条第1項の市町村の条例で定める員数及び同条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び事項において「基準該当居宅介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 法第47条第1項第3号に規定する政令で定めるときは、居宅要介護被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅介護支援を受けた場合において、必要があると認めるときとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 90日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	特例施設介護サービス費の支給	保 No. 92
---------	----------------	----------

根拠法令及び条項		介護保険法第49条
審査基準	関係条項	介護保険法施行令第22条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例施設介護サービス費を支給する。</p> <p>(1) 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 法第49条第1項第2号に規定する政令で定めるときは、要介護被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで法第48条第1項に規定する指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるときとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 90日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	居宅介護サービス費等の額の特例	保 No. 93
---------	-----------------	----------

根拠法令及び条項		介護保険法第50条
審査基準	関係条項	介護保険法施行規則第83条 鹿沼市介護保険規則第8条 鹿沼市介護保険利用料減免取扱要綱第2条から第7条まで
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 法第50条の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 <p>2 過去に法第50条の規定の適用を受けた要介護被保険者について第73条並びに第76条第1項第2号及び第3号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「90分の100」とあるのは、「法第50条の規定により市町村が割合を定めたものにあっては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあっては90分の100」とする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	居宅介護サービス費等の額の特例	保 No. 93
---------	-----------------	----------

(裏面1)

審査基準 基準 (未設定の場合 はその理由)	3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、その納付すべき利用者負担額の全部又は一部を納付することができないと認めるものに對し、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認める金額を限度として、6か月以内の期間を限って減額し、又は免除するものとする。					
	(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が、震災、風水害、火災その他これに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたもの					
	(2) 主たる生計維持者が死亡し、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したもの					
	(3) 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したもの					
	(4) 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する理由により著しく減少したもの					
	(5) その他市長が必要と認める特別の理由があるもの					
	4 減免は、規則第8条第1項第1号から第4号に該当する者が、利用者負担額を納付することが著しく困難な場合に、規則第8条第2項の規定に基づく申請日の属する月以降に係る利用者負担額について、その者の世帯の構成、平均月収額、当該年分の収入見込額、前年の所得の状況、損害の程度等を考慮して実施する。					
	5 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害等」という。）により、住宅等に受けた損害金額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、その住宅価格の100分の20以上である者に対し次の区分により減免する。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>100分の20以上 100分の50未満</th> <th>100分の50以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減免割合</td> <td>4分の1軽減</td> <td>2分の1軽減</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	100分の20以上 100分の50未満	100分の50以上	減免割合	4分の1軽減
損害の程度	100分の20以上 100分の50未満	100分の50以上				
減免割合	4分の1軽減	2分の1軽減				
6 生計維持者が、災害等により死亡又は障害者等となった場合の減免の割合は2分の1とする。						
7 生計維持者の収入が減収前の平均月収額の100分の30以下である場合、保険料第1段階（生活保護の被保護者を除く。）、第2段階、第3段階及び第4段階に該当する者の減免の割合は4分の1とする。						
8 前項の規定は、預貯金、不動産の保有状況等を調査したうえで、適用するものとする。						
(裏面2へ)						

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	居宅介護サービス費等の額の特例	保 No. 93
---------	-----------------	----------

(裏面2)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	9 生計維持者が農作物に被害を受け、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した額）が平年の当該農作物による収入額の合計額の100分の30以上である場合（当該者の合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が400万円を超える者を除く。）は、次の前年中の合計所得金額の区分により減免する。			
		合計所得金額	対象保険料額	軽減又は免除の割合	
		200万円未満	災害を受けた日以降の納期に係る当該世帯の保険料額に前年中における合計所得金額に占める農業所得金額割合を乗じて 獲た額	2分の1軽減	
		200万円以上		4分の1軽減	

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額介護サービス費の支給	保 No. 94
---------	--------------	----------

根拠法令及び条項		介護保険法第51条第1項
	関係条項	介護保険法施行令第22の2
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額（次条第1項において「介護サービス利用者負担額」という。）が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。</p> <p>2 高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等（法第62条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等（介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が3万7,200円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者（生活保護法（昭和25年法律第百44号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）を除く。以下この項において同じ。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から3万7,200円を控除して得た額に要介護被保険者按分率（要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第1号及び第2号に掲げる額の合算額（以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: right;">(裏面1へ)</p>
	参考事項	
設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更 (※) 平成 年 月 日 変更 (※)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 90日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更 (※) 平成 年 月 日 変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額介護サービス費の支給	保 No. 94
---------	--------------	----------

(裏面1)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合はその理由)</p> <p>(1) 要介護被保険者が受けた居宅サービス等（次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。）に係る介護サービス費合計額に90分の10（法第50条の規定が適用される場合にあっては、100分の100から市町村特例割合を控除して得た割合を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額</p> <p>(2) 要介護被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給（以下「原爆一般疾病医療費の支給」という。）その他厚生労働省令で定める給付が行われるべき居宅サービス等（以下この号及び次項において「特定給付対象居宅サービス等」という。）を受けた場合に、当該特定給付対象居宅サービス等（居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費の支給の対象となる部分に限る。）について当該要介護被保険者がなお負担すべき額</p> <p>(3) 居宅要支援被保険者（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）（被保護者を除く。次号並びに第29条の2第2項、第3項及び第5項において同じ。）が受けた介護予防サービス等（次号に規定する特定給付対象介護予防サービス等を除く。）に係る介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額（以下「介護予防サービス費合計額」という。）に90分の10（法第60条の規定が適用される場合にあっては、100分の100から同条に規定する100分の90を超える100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号において「市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額</p> <p>(4) 居宅要支援被保険者が原爆一般疾病医療費の支給その他第2号に規定する厚生労働省令で定める給付が行われるべき介護予防サービス等（以下この号及び第29条の2第3項において「特定給付対象介護予防サービス等」という。）を受けた場合に、当該特定給付対象介護予防サービス等（介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる部分に限る。）について当該居宅要支援被保険者がなお負担すべき額</p>
------	--

(裏面2へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額介護サービス費の支給	保 No. 94
---------	--------------	----------

(裏面2)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p> <p>3 要介護被保険者が特定給付対象居宅サービス等を受けた場合において、当該要介護被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が3万7,200円を超えるときは、当該得た額から3万7,200円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。</p> <p>4 要介護被保険者が被保護者である場合において、当該要介護被保険者が同一の月において受けた居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が1万5,000円を超えるときは、当該得た額から1万5,000円を控除して得た額を高額介護サービス費として当該要介護被保険者に支給する。</p> <p>5 第2項の場合において、要介護被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「3万7,200百円」とあるのは、「2万4,600百円」とする。</p> <p>(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等があつた月の属する年度(居宅サービス等があつた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。第22条の3第6項第3号2、同条第7項第1号2及び同項第2号2を除き、以下同じ。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第7項において「市町村民税世帯非課税者」という。)</p> <p>(2) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等があつた月において要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて、第2項及び第29条の2第2項中「3万7,200円」とあるのを「2万4,600円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの</p> <p>6 第2項の場合において、要介護被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等があつた月において要保護者である者であつて、同項及び第29条の2第2項中「3万7,200円」とあるのを「1万5,000円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前項第2号に掲げる者を除く。)であるときは、第2項中「3万7,200円」とあるのは、「1万5,000円」とする。</p>
------	---

(裏面3へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額介護サービス費の支給	保 No. 94
---------	--------------	----------

(裏面4)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	7 要介護被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、居宅サービス等のあった月の属する年の前年（居宅サービス等のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び当該居宅サービス等のあった月の属する年の前年（当該居宅サービス等のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が80万円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年国民年金等改正法」という。）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和60年国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であって、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から1万5,000円を控除して得た額が、第5項の規定により読み替えて適用する第2項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第2項の規定にかかわらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から1万5,000円を控除して得た額とする。
------	---------------------	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額医療合算介護サービス費の支給	保 No. 95
---------	------------------	----------

根拠法令及び条項		介護保険法第51条の2第1項
審査基準	関係条項	介護保険法施行令第22条の3
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額（前条第1項の高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。</p> <p>2 法第51条の2第1項に規定する政令で定める額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）</p> <p>(2) 船員保険法第31条の6第1項に規定する一部負担金等ノ額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）</p> <p>(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）</p> <p>(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第60条の2第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 90日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額医療合算介護サービス費の支給	保 No. 95
---------	------------------	----------

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第62条の2第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第25条において準用する国家公務員共済組合法第60条の2第1項に規定する一部負担金等の額（私立学校教職員共済法第25条において準用する同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）</p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第84条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）</p> <p>3 高額医療合算介護サービス費は、次に掲げる額を合算した額から70歳以上医療合算支給総額（次項の70歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から同項の70歳以上医療合算算定基準額を控除した額（当該額が高額医療合算介護サービス費の支給の事務の執行に要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該70歳以上医療合算利用者負担世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）をいう。）を控除した額（以下この項において「医療合算利用者負担世帯合算額」という。）が医療合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に第1号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、医療合算利用者負担世帯合算額から医療合算算定基準額を控除した額に医療合算按分率（同号、第2号、第4号及び第5号に掲げる額の合算額から次項の規定により高額医療合算介護サービス費が支給される場合における当該支給額の算定に係る同項の70歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から同項に規定する70歳以上医療合算算定基準額を控除した額に同項に規定する70歳以上医療合算按分率を乗じて得た額（以下この項において「70歳以上世帯支給額」という。）を控除した額を、医療合算利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額に被保険者医療合算按分率（第1号に掲げる額から次項の規定により支給される高額医療合算介護サービス費を控除した額を、同号、第2号、第4号及び第5号に掲げる額の合算額から70歳以上世帯支給額を控除した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、第1号から第6号までに掲げる額を合算した額又は第7号に掲げる額が零であるときは、この限りでない。</p>
------	-------------------------	--

(裏面2へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額医療合算介護サービス費の支給	保 No. 95
---------	------------------	----------

(裏面2)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>(1) 前年8月1日から7月31日までの期間（以下この条及び第29条の3第3項において「計算期間」という。）において、当該市町村の行う介護保険の被保険者（計算期間の末日（以下この条において「基準日」という。）において被保険者である者に限る。以下この条において「基準日被保険者」という。）が受けた居宅サービス等に係る前条第2項第1号及び第2号に掲げる額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）</p> <p>(2) 計算期間において、基準日被保険者が受けた介護予防サービス等に係る前条第2項第3号及び第4号に掲げる額の合算額（第29条の2第2項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）</p> <p>(3) 計算期間において、基準日被保険者が他の市町村の行う介護保険の被保険者であった間に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る前条第2項第1号から第4号までに掲げる額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合又は第29条の2第2項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、これらの支給額の合計額を控除した額とする。）</p> <p>(4) 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が当該市町村の行う介護保険の被保険者であった間に受けた居宅サービス等に係る第1号に規定する合算額</p> <p>(5) 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が当該市町村の行う介護保険の被保険者であった間に受けた介護予防サービス等に係る第2号に規定する合算額</p> <p>(6) 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が他の市町村の行う介護保険の被保険者であった間に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る第3号に規定する合算額</p> <p>(7) 次のイからリまでに掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれイからリまでに定める額 イ 基準日において健康保険法の規定による被保険者（同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。第4項において「健康保険被保険者」という。）又はその被扶養者（健康保険法の規定による被扶養者をいう。同項において「健康保険被扶養者」という。）である者 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第43条の2第1項第1号から第5号までに掲げる額の合算額</p>
------	-------------------------	--

(裏面3へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額医療合算介護サービス費の支給	保 No. 95
---------	------------------	----------

(裏面3)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p> <p>□ 基準日において日雇特例被保険者（健康保険法施行令第43条の2第1項第5号に規定する日雇特例被保険者をいう。第4項において同じ。）又はその被扶養者（健康保険法の規定による被扶養者をいう。同項において「日雇特例被扶養者」という。）である者 健康保険法施行令第44条第2項において準用する同令第43条の2第1項第1号、第3号及び第5号に掲げる額の合算額</p> <p>ハ 基準日において船員保険法の規定による被保険者（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。第4項において「船員保険被保険者」という。）又はその被扶養者（船員保険法の規定による被扶養者をいう。同項において「船員保険被扶養者」という。）である者 船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）第11条の2第1項第1号から第3号までに掲げる額の合算額</p> <p>ニ 基準日において国民健康保険法の規定による被保険者（以下この条において「国民健康保険被保険者」という。）である者（基準日において同法第6条各号（第9号及び第10号を除く。）のいずれかに該当することにより、当該基準日の翌日から国民健康保険被保険者の資格を喪失することとなる者を除く。以下この条において同じ。） 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の4の2第1項第1号から第5号までに掲げる額の合算額</p> <p>ホ 基準日において国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第17条の3第1項に規定する自衛官等（以下この条において「自衛官等」という。）を除く。第4項において「国共済組合員」という。）又はその被扶養者（同法の規定による被扶養者をいい、自衛官等の被扶養者を含む。同項において「国共済被扶養者」という。）である者 国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第11条の3の6の2第1項第1号から第5号までに掲げる額の合算額</p> <p>ヘ 基準日において自衛官等である者 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第17条の6の4第1項第1号から第3号までに掲げる額の合算額</p> <p>ト 基準日において地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員（第4項において「地共済組合員」という。）又はその被扶養者（同法の規定による被扶養者をいう。同項において「地共済被扶養者」という。）である者 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第23条の3の6第1項第1号から第5号までに掲げる額の合算額</p>
------	--

(裏面4へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額医療合算介護サービス費の支給	保 No. 95
---------	------------------	----------

(裏面4)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p> <p>チ 基準日において私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（第4項において「私学共済加入者」という。）又はその被扶養者（同法第25条において準用する国家公務員共済組合法の規定による被扶養者をいう。同項において「私学共済被扶養者」という。）である者 私立学校教職員共済法施行令（昭和28年政令第425号）第6条において準用する国家公務員共済組合法施行令第11条の3の6の2第1項第1号から第5号までに掲げる額の合算額</p> <p>リ 基準日において高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者（以下この条において「後期高齢者医療の被保険者」という。）である者 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第16条の2第1項第1号から第3号までに掲げる額の合算額</p> <p>4 前項各号に掲げる額のうち、70歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等若しくは介護予防サービス等又は同項第7号イからリまでに定める額に係る規定に規定する療養（以下この項において「70歳以上合算対象サービス」という。）に係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額（以下この項において「70歳以上医療合算利用者負担世帯合算額」という。）が70歳以上医療合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合は、70歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から70歳以上医療合算算定基準額を控除した額に70歳以上医療合算按分率（70歳以上合算対象サービスに係る前項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額を、70歳以上医療合算利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額に70歳以上被保険者医療合算按分率（70歳以上合算対象サービスに係る同項第1号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額を、70歳以上合算対象サービスに係る同号、同項第2号、第4号及び第5号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を高額医療合算介護サービス費として基準日被保険者に支給する。ただし、70歳以上合算対象サービスに係る同項第1号から第六号までに掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額又は70歳以上合算対象サービスに係る同項第7号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額が零であるときは、この限りでない。</p>
------	--

(裏面5へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額医療合算介護サービス費の支給	保 No. 95
---------	------------------	----------

(裏面5)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>5 第2項の基準日被保険者の合算対象者は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 基準日において被用者保険被保険者等（健康保険被保険者、日雇特例被保険者、船員保険被保険者、国共済組合員、自衛官等、地共済組合員又は私学共済加入者をいう。以下この条において同じ。）である者 基準日においてその被扶養者（健康保険被扶養者、日雇特例被扶養者、船員保険被扶養者、国共済被扶養者、地共済被扶養者又は私学共済被扶養者をいう。以下この条において同じ。）である者</p> <p>(2) 基準日において被扶養者である者 基準日において当該者がその被扶養者である被用者保険被保険者等である者又は基準日において当該被用者保険被保険者等の被扶養者である当該者以外の者</p> <p>(3) 基準日において国民健康保険被保険者である者 基準日において当該者と同一の世帯に属する当該者以外の国民健康保険被保険者である者</p> <p>(4) 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 基準日において当該者と同一の世帯に属する当該者以外の後期高齢者医療の被保険者である者</p> <p>6 第2項から前項までの規定は、当該計算期間において当該市町村が行う介護保険の被保険者であった者（基準日において当該市町村が行う介護保険の被保険者である者を除く。）に対する高額医療合算介護サービス費の支給について準用する。</p> <p>7 第2項（前項において準用する場合を含む。）の医療合算算定基準額は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 基準日において被用者保険被保険者等又はその被扶養者である者のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額</p> <p>イ 口又はハに掲げる者以外の者 67万円</p> <p>ロ 基準日の属する月の標準報酬月額等（医療保険各法（国民健康保険法を除く。）に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額をいう。以下この項及び次項において同じ。）が53万円以上の被用者保険被保険者等又はその被扶養者 126万円</p> <p>ハ 市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（第9項の規定により前年8月1日から3月31日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次項において同じ。）である被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ロに掲げる者を除く。） 34万円</p>
		(裏面6へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額医療合算介護サービス費の支給	保 No. 95
---------	------------------	----------

(裏面6)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p> <p>(2) 基準日において国民健康保険被保険者である者 次のイからハま でに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに定める額 イ 口又はハに掲げる場合以外の場合 67万円 ロ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当 該国民健康保険被保険者の属する世帯に属するすべての国民健康 保険被保険者について基準日の属する年の前々年（第9項の規定 により8月1日から12月31日までのいずれかの日を基準日と みなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年の 前年）の国民健康保険法施行令第29条の4の3第1項第2号の 基準所得額を合算した額が600万円を超える場合 126万円 ハ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において、 (1)及び(2)に掲げる区分に従い、それぞれ(1)及び(2)に定める者 のすべてについて基準日の属する年度の前年度（第9項の規定に より前年8月1日から3月31日までのいずれかの日を基準日と みなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度） 分の地方税法の規定による市町村民税が課されない場合又は市町 村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除される場合 (これら者のいいずれかが当該市町村民税の賦課期日において同 法の施行地に住所を有しない者である場合を除く。次項において 「市町村民税国保世帯非課税の場合」という。) 34万円 (1) 当該国民健康保険被保険者が市町村の行う国民健康保険の被 保険者である場合 当該者の属する世帯の世帯主及びその世帯 に属する当該市町村の行う国民健康保険の被保険者である者 (2) 当該国民健康保険被保険者が組合の行う国民健康保険の被保 険者である場合 当該者の属する世帯に属する当該組合の組合 員及びその世帯に属する当該組合の行う国民健康保険の被保 険者である者 (3) 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 次のイから ニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額 イ 口からニに掲げる者以外の者 56万円 ロ 基準日において療養の給付（高齢者の医療の確保に関する法律 による療養の給付をいう。）を受けることとした場合に同法第6 7条第1項第2号の規定が適用される者 67万円 ハ 市町村民税世帯非課税者（高齢者の医療の確保に関する法律施 行令第16条の3第1項第3号の市町村民税世帯非課税者をい う。）（ニに掲げる者を除く。） 31万円</p>
------	--

(裏面7へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額医療合算介護サービス費の支給	保 No. 95
---------	------------------	----------

(裏面8)

審査基準	<p>二 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該後期高齢者医療の被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が基準日の属する年度の前年度（第9項の規定により前年8月1日から3月31日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次項第1号2及び第2号ニにおいて同じ。）に係る各種所得の金額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条第1項第4号に規定する「各種所得の金額」をいう。次項において同じ。）及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同令第7条第1項に規定する「他の所得と区分して計算される所得の金額」をいう。次項において同じ。）がない者 19万円（計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、31万円とする。）</p> <p>8 第3項（第5項において準用する場合を含む。）の70歳以上医療合算算定基準額は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 基準日において被用者保険被保険者等又はその被扶養者である者次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額</p> <p>イ 口からニまでに掲げる者以外の者 62万円</p> <p>ロ 基準日において療養の給付（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（私立学校教職員共済法第25条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法による療養の給付をいう。）を受けることとした場合に、健康保険法第74条第1項第3号、船員保険法第28条の3第1項第3号、国家公務員共済組合法第55条第2項第3号（私立学校教職員共済法第25条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法第57条第2項第3号の規定が適用される被用者保険被保険者等又はその被扶養者 67万円</p> <p>ハ 市町村民税非課税者である被用者保険被保険者等又はその被扶養者（口又はニに掲げる者を除く。） 31万円</p> <p>ニ 被用者保険被保険者等及び基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその被扶養者である者のすべてが基準日の属する年度の前年度（第9項の規定により前年8月1日から3月31日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被用者保険被保険者等又はその被扶養者（口に掲げる者を除く。） 19万円（計算期間において、当該基準日被保険者又は当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、31万円とする。）</p>
審査基準	<p>二 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該後期高齢者医療の被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が基準日の属する年度の前年度（第9項の規定により前年8月1日から3月31日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次項第1号2及び第2号ニにおいて同じ。）に係る各種所得の金額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条第1項第4号に規定する「各種所得の金額」をいう。次項において同じ。）及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同令第7条第1項に規定する「他の所得と区分して計算される所得の金額」をいう。次項において同じ。）がない者 19万円（計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、31万円とする。）</p> <p>8 第3項（第5項において準用する場合を含む。）の70歳以上医療合算算定基準額は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 基準日において被用者保険被保険者等又はその被扶養者である者次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額</p> <p>イ 口からニまでに掲げる者以外の者 62万円</p> <p>ロ 基準日において療養の給付（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（私立学校教職員共済法第25条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法による療養の給付をいう。）を受けることとした場合に、健康保険法第74条第1項第3号、船員保険法第28条の3第1項第3号、国家公務員共済組合法第55条第2項第3号（私立学校教職員共済法第25条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法第57条第2項第3号の規定が適用される被用者保険被保険者等又はその被扶養者 67万円</p> <p>ハ 市町村民税非課税者である被用者保険被保険者等又はその被扶養者（口又はニに掲げる者を除く。） 31万円</p> <p>ニ 被用者保険被保険者等及び基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその被扶養者である者のすべてが基準日の属する年度の前年度（第9項の規定により前年8月1日から3月31日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被用者保険被保険者等又はその被扶養者（口に掲げる者を除く。） 19万円（計算期間において、当該基準日被保険者又は当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、31万円とする。）</p>

(裏面9へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額医療合算介護サービス費の支給	保 No. 95
---------	------------------	----------

(裏面9)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p> <p>(2) 基準日において国民健康保険被保険者である者 次のイからニまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからニまでに定める額 イ 口からニに掲げる場合以外の場合 62万円 ロ 基準日において当該国民健康保険被保険者が療養の給付（国民健康保険法による療養の給付をいう。）を受けることとした場合において、同法第42条第1項第4号の規定が適用される者であるとき。 67万円 ハ 市町村民税国保世帯非課税の場合（ニに掲げる場合を除く。） 31万円 ニ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において、前項第2号ハ(1)及び(2)に掲げる区分に従い、それぞれ当該(1)及び(2)に定める者のすべてについて基準日の属する年度の前年度（第9項の規定により前年8月1日から3月31日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない場合 19万円（計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、31万円とする。） (3) 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 前項第3号に定める額 9 要介護被保険者が計算期間における同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合における第2項から第4項まで（これらの規定を第5項において準用する場合を含む。）及び第5項から前項までの規定の適用については、前条第10項の規定を準用する。 10 被保険者が計算期間において医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でなくなり、かつ、その医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でなくなった日以後の計算期間において新たに医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額医療合算介護サービス費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあっては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、この条の規定を適用する。</p>
------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	特例特定入所者介護サービス費の支給	保 No. 96
---------	-------------------	----------

	根拠法令及び条項	介護保険法第51条の4
	関係条項	介護保険法施行令第22条の5
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護サービス費を支給する。</p> <p>(1) 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 法第51条の4第1項第2号の政令で定めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特定入所者（法第51条の3第1項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。）が、基準該当居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 指定居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。）及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第5号において同じ。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定介護サービス（法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスをいう。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 90日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	特例特定入所者介護サービス費の支給	保 No. 9 6
---------	-------------------	-----------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(4) 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (5) 第2号に規定する特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
------	---------------------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	特例介護予防サービス費の支給	保 No. 97
---------	----------------	----------

	根拠法令及び条項	介護保険法第54条
	関係条項	介護保険法施行令第24条
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス費を支給する。</p> <p>(1) 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービス（指定介護予防サービスの事業に係る第115条の4第1項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数並びに同条第2項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号において「基準該当介護予防サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p> <p style="text-align: right;">(裏面へ)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 90日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	特例介護予防サービス費の支給	保 No. 97
---------	----------------	----------

(裏面)

審査基準	<p>2 法第54条第1項第4号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当介護予防サービス（法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。次号において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 法第54条第1項第3号に規定する居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p>
------	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	特例地域密着型介護予防サービス費の支給	保 No. 98
---------	---------------------	----------

根拠法令及び条項		介護保険法第54条の3
審査基準	関係条項	介護保険法施行令第24条の3
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例地域密着型介護予防サービス費を支給する。</p> <p>(1) 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定地域密着型介護予防サービス以外の地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 法第54条の3第1項第3号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 法第54条の3第1項第2号に規定する居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービス以外の地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 90日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	介護予防福祉用具購入費の支給	保 No. 99
---------	----------------	----------

根拠法令及び条項		介護保険法第56条
	関係条項	介護保険法施行規則第89条、第91条及び第92条 平成12年1月31日老企第34号（介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて）
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市町村は、居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所において販売される特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給する。</p> <p>2 介護予防福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>3 介護予防福祉用具購入費の額は、現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の100分の90に相当する額とする。</p> <p>4 居宅要支援被保険者が月を単位として厚生労働省令で定める期間において購入した特定介護予防福祉用具につき支給する介護予防福祉用具購入費の額の総額は、介護予防福祉用具購入費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の100分の90に相当する額を超えることができない。</p> <p>5 前項の介護予防福祉用具購入費支給限度基準額は、同項に規定する厚生労働省令で定める期間における特定介護予防福祉用具の購入に通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。</p> <p>6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第4項の介護予防福祉用具購入費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における介護予防福祉用具購入費支給限度基準額とすることができる。</p> <p>7 介護予防福祉用具購入費を支給することにより第4項に規定する総額が同項に規定する100分の90に相当する額を超える場合における当該介護予防福祉用具購入費の額は、第3項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。</p>
		(裏面1へ)
参考事項		
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成22年 2月 1日変更（※給付対象の明確化） 平成30年 8月 1日変更（※給付割合の明確化）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 90日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	介護予防福祉用具購入費の支給	保 No. 99
---------	----------------	----------

(裏面1)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p> <p>8 介護予防福祉用具購入費は、当該居宅要支援被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。</p> <p>9 介護予防福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第91条に規定する介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間において当該居宅要支援被保険者が当該購入した特定介護予防福祉用具と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（当該購入した特定介護予防福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。）を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費を支給している場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る介護予防福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>10 法第56条第4項の厚生労働省令で定める期間は、毎年4月1日からの12月間（次条において「介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間」という。）とする。</p> <p>11 法第56条第4項の規定により算定する額は、同条第5項に規定する介護予防福祉用具購入費支給限度額基準額から、当該介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間中に購入した特定福祉用具につき既に支給された法第44条第1項に規定するそれぞれの居宅介護福祉用具購入費の額に90分の100（法第49条の2第1項の規定が適用される場合にあっては80分の100、同条第2項の規定が適用される場合にあっては70分の100）を乗じて得た額の合計額を控除して得た額とする。</p> <p>12 厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目</p> <p>(1) 腰掛便座</p> <p>次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>1 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの</p> <p>2 洋式便器の上に置いて高さを補うもの</p> <p>3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの</p> <p>4 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）</p> <p>(2) 特殊尿器</p> <p>尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの</p>
------	--

(裏面2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	介護予防福祉用具購入費の支給	保 No. 99
---------	----------------	----------

(裏面2)

審査基準	<p>(3) 排泄予測支援機器 購入告示第三項に規定する「排泄予測支援機器」は、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感じし、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するもの 及び専用シート等の関連製品は除かれる。</p> <p>(4) 入浴補助用具 購入告示第4項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入浴用いす 座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。 ② 浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。 ③ 浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるものに限る。 ④ 入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽内への出入りを容易にすることができまするものに限る。 ⑤ 浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。 ⑥ 浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。 ⑦ 入浴用介助ベルト 身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。 <p>(5) 簡易浴槽 購入告示第5項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けこと等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。</p> <p>(6) 移動用リフトのつり具の部分 身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。</p> <p>1.3 複合的機能を有する福祉用具について 二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。 ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。 ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。
------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	介護予防住宅改修費の支給	保 No. 100
---------	--------------	-----------

	根拠法令及び条項	介護保険法第57条
	関係条項	介護保険法施行規則第93条及び第95条 介護保険施行令第27条 平成12年1月31日老企第34号（平成12年1月31日老企第34号） 平成12年3月8日老企第42号（居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給について）
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。</p> <p>2 介護予防住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>3 介護予防住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の100分の90に相当する額とする。</p> <p>4 居宅要支援被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する介護予防住宅改修費の額の総額は、介護予防住宅改修費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の100分の90に相当する額を超えることができない。</p> <p>5 前項の介護予防住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。</p> <p>6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第4項の介護予防住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における介護予防住宅改修費支給限度基準額とすることができる。</p> <p>7 介護予防住宅改修費を支給することにより第4項に規定する総額が同項に規定する100分の90に相当する額を超える場合における当該介護予防住宅改修費の額は、第3項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成22年 2月 1日変更（※給付対象の明確化） 平成30年 8月 1日変更（※給付割合の明確化）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 90日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	介護予防住宅改修費の支給	保 No. 100
---------	--------------	-----------

(裏面1)

審査基準	<p>8 介護予防住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要支援被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。</p> <p>9 介護予防住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要支援被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。</p> <p>10 法第57条第4項の規定により算定する額は、第1号の額及び第2号の額の合計額から第3号の額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 当該申請に係る住宅改修の着工日における当該住宅改修の種類に係る法第57条第5項に規定する介護予防住宅改修費支給限度基準額</p> <p>(2) 居宅要支援被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅（以下この条において「現住宅」という。）以外の住宅であって、現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要した費用について既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に90分の100を乗じて得た額の合計額</p> <p>(3) 当該居宅要支援被保険者が現住宅に係る当該住宅改修と同一種類の住宅改修に要する費用について既に受給しているそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に90分の100を乗じた額の合計額</p> <p>11 法第57条第5項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に住宅改修に要した費用の額の100分の90（法第59条の2第1項の規定が適用される場合にあっては80分の100、同条第2項の規定が適用される場合にあっては70分の100）に相当する額から、当該額を当該住宅改修に係る介護予防住宅改修費として支給するものとした場合における同条第四項に規定する総額から同項に規定する100分の90に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。</p> <p>12 厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類</p> <p>(1) 手すりの取付け</p> <p>　住宅改修告示第1号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。</p> <p>　なお、貸与告示第七項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。</p> <p>(2) 床段差の解消</p> <p>　住宅改修告示第2号に掲げる「床段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。</p>
------	---

(裏面2へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	介護予防住宅改修費の支給	保 No. 100
---------	--------------	-----------

裏面2) 審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>ただし、貸与告示第8項に掲げる「スロープ」又は購入告示第3項第5号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる床段差の解消は除かれる。</p> <p>また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事及び玄関の外から道路までの段差解消等屋外の工事は除かれる。</p> <p>(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p> <p>第3号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りににくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。</p> <p>(4) 引き戸等への扉の取替え</p> <p>住宅改修告示第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。</p> <p>ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。</p> <p>(5) 洋式便器等への便器の取替え</p> <p>住宅改修告示第5号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定される。</p> <p>ただし、購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。</p> <p>また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。</p> <p>さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。</p> <p>(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p> <p>その他住宅改修告示第一号から第五号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 手すりの取付け 手すりの取付けのための壁の下地補強 ② 床段差の解消 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事 ③ 床又は通路面の材料の変更 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備 ④ 扉の取替え 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
		(裏面3へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	介護予防住宅改修費の支給	保 No. 100
---------	--------------	-----------

(裏面3)

審査基準	<p>⑤ 便器の取替え 便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係ものを除く。)、便器の取替えに伴う床材の変更</p> <p>13 住宅改修費の支給限度額</p> <p>(1) 支給限度基準額 住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なものとしたところであり、これらに通常要する費用を勘案して、基準額告示において、居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額を20万円としたところである。 このため、20万円までの住宅改修を行うことが可能であり、20万円の住宅改修を行った場合、通常、保険給付の額は18万円となるものである。</p> <p>(2) 支給限度額管理</p> <p>① 支給限度額と要介護状態区分等との関係 基準額告示においては、居宅介護住宅改修費支給限度基準額は要介護状態区分にかかわらず定額(20万円)とし、居宅支援住宅改修費支給限度基準額も同額としたところである。また、施行規則第76条第1項及び第95条の規定により、居宅介護住宅改修費の支給と居宅支援住宅改修費の支給は、同一の支給限度額で統一的に管理される。すなわち、要介護状態区分が変更された場合、要介護者が要支援者になった場合又は要支援者が要介護者になった場合であっても、それをもって支給限度額に変更があるわけではなく、支給限度額は、以前に支給された住宅改修費の額を支給限度基準額(20万円)から控除した額となるものである。 ただし、施行規則第76条第2項の規定及び特例告示により、過去において最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して介護の必要の程度が著しく高い要介護認定を受けている状態(要支援及び要介護状態区分が3段階以上上がった場合)で行った住宅改修について、初めて住宅改修費の支給を受ける場合には、それ以前に支給された住宅改修費の額にかかわらず、改めて支給限度基準額(20万円)までの住宅改修費の支給を受けることが可能となる。なお、この取扱いは1回に限られる。</p> <p>② 転居した場合の支給限度額管理 支給限度額管理は、施行規則第76条第1項及び第95条の規定により、現に居住している住宅に係る住宅改修費のみを対象として行うこととしており、当該住宅以外の住宅について支給された住宅改修費については、支給限度額管理の対象とはならない。よって、転居した場合には改めて支給限度基準額までの住宅改修費の支給を受けることが可能となる。</p>
------	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	特例介護予防サービス計画費の支給	保 No. 101
---------	------------------	-----------

根拠法令及び条項		介護保険法第59条
審査基準	関係条項	介護保険法施行令第29条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。</p> <p>(1) 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第115条の22第1項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数並びに同条第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号において「基準該当介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき（参照）。</p> <p>2 その他政令で定めるとき</p> <p>法第59条第1項第3号に規定する政令で定めるときは、居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防支援を受けた場合において、必要があると認めるとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 90日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	介護予防サービス費等の額の特例	保 No. 102
---------	-----------------	-----------

根拠法令及び条項		介護保険法第60条
	関係条項	介護保険法施行規則第97条 鹿沼市介護保険規則第8条 鹿沼市介護保険利用料減免取扱要綱第2条から第7条まで
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 法第60条に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 要支援被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 <p>2 過去に法第60条の規定の適用を受けた要支援被保険者について第92条並びに第95条第1項第2号及び第3号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「90分の100」とあるのは、「法第60条の規定により市町村が割合を定めたものにあっては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあっては90分の100」とする。</p>
		(裏面1へ)
参考事項		
設定等年月日		平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 30日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	介護予防サービス費等の額の特例	保 No. 102
---------	-----------------	-----------

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、その納付すべき利用者負担額の全部又は一部を納付することができないと認めるものに對し、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認める金額を限度として、6か月以内の期間を限って減額し、又は免除するものとする。				
		(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が、震災、風水害、火災その他これに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたもの				
		(2) 主たる生計維持者が死亡し、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したもの				
		(3) 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したもの				
		(4) 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する理由により著しく減少したもの				
		(5) その他市長が必要と認める特別の理由があるもの				
		4 減免は、規則第8条第1項第1号から第4号に該当する者が、利用者負担額を納付することが著しく困難な場合に、規則第8条第2項の規定に基づく申請日の属する月以降に係る利用者負担額について、その者の世帯の構成、平均月収額、当該年分の収入見込額、前年の所得の状況、損害の程度等を考慮して実施する。				
		5 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害等」という。）により、住宅等に受けた損害金額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、その住宅価格の100分の20以上である者に対し次の区分により減免する。				
		<table border="1"> <tr> <td>損害の程度</td> <td>100分の20以上 100分の50未満</td> <td>100分の50以上</td> </tr> <tr> <td>減免割合</td> <td>4分の1軽減</td> <td>2分の1軽減</td> </tr> </table>	損害の程度	100分の20以上 100分の50未満	100分の50以上	減免割合
損害の程度	100分の20以上 100分の50未満	100分の50以上				
減免割合	4分の1軽減	2分の1軽減				
6 生計維持者が、災害等により死亡又は障害者等となった場合の減免の割合は2分の1とする。						
7 生計維持者の収入が減収前の平均月収額の100分の30以下である場合、保険料第1段階（生活保護の被保護者を除く。）、第2段階、第3段階及び第4段階に該当する者の減免の割合は4分の1とする。						
8 前項の規定は、預貯金、不動産の保有状況等を調査したうえで、適用するものとする。						

(裏面2へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	介護予防サービス費等の額の特例	保 No. 102
---------	-----------------	-----------

(裏面2)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	9 生計維持者が農作物に被害を受け、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した額）が平年の当該農作物による収入額の合計額の100分の30以上である場合（当該者の合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が400万円を超える者を除く。）は、次の前年中の合計所得金額の区分により減免する。			
		合計所得金額	対象保険料額	軽減又は免除の割合	
		200万円未満	災害を受けた日以降の納期に係る当該世帯の保険料額に前年中における合計所得金額に占める農業所得金額割合を乗じて算出した額	2分の1軽減	
		200万円以上		4分の1軽減	

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額介護予防サービス費の支給	保 No. 103
---------	----------------	-----------

根拠法令及び条項		介護保険法第61条第1項
	関係条項	介護保険法施行令第29条の2
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）に要した費用の合計額として政令で定めるところ（2参照）により算定した額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。</p> <p>2 高額介護予防サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担世帯合算額が3万7,200円を超える場合に、当該月に介護予防サービス等を受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から3万7,200円を控除して得た額に要支援被保険者按分率（居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等に係る第22条の2第2項第3号及び第4号に掲げる額の合算額（以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。</p> <p>3 居宅要支援被保険者が特定給付対象介護予防サービス等を受けた場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が3万7,200円を超えるときは、当該得た額から3万7,200円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。</p>
		(裏面1へ)
参考事項		
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※ ） 平成 年 月 日 変更（※ ）
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 90日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※ ） 平成 年 月 日 変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額介護予防サービス費の支給	保 No. 103
---------	----------------	-----------

(裏面1)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p> <p>4 居宅要支援被保険者が被保護者である場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月において受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が1万5,000円を超えるときは、当該得た額から1万5,000円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。</p> <p>5 第2項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「3万7,200円」とあるのは、「2万4,600円」とする。</p> <p>(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等のあった月の属する年度（介護予防サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者（第7項において「市町村民税世帯非課税者」という。）</p> <p>(2) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等があつた月において要保護者である者であつて、第22条の2第2項及び第2項中「3万7,200円」とあるのを「2万4,600円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</p> <p>6 第2項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等があつた月において要保護者である者であつて、第22条の2第2項及び第2項中「3万7,200円」とあるのを「1万5,000円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前項第2号に掲げる者を除く。）であるときは、第2項中「3万7,200円」とあるのは、「1万五千円」とする。</p> <p>7 第2項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等があつた月において要保護者である者であつて、第22条の2第2項及び第2項中「3万7,200円」とあるのを「1万5,000円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前項第2号に掲げる者を除く。）であるときは、第2項中「3万7,200円」とあるのは、「1万5,000円」とする。</p>
------	--

(裏面2へ)

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額介護予防サービス費の支給	保 No. 103
---------	----------------	-----------

(裏面2)

審査基準	<p>8 居宅要支援被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、介護予防サービス等のあった月の属する年の前年（介護予防サービス等のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額及び当該介護予防サービス等のあった月の属する年の前年（当該介護予防サービス等のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額の合計額が80万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であって、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から1万5,000円を控除して得た額が、第5項の規定により読み替えて適用する第2項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第2項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から1万5,000円を控除して得た額とする。</p> <p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p>
------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	特例特定入所者介護予防サービス費の支給	保 No. 104
---------	---------------------	-----------

根拠法令及び条項		介護保険法第61条の4
審査基準	関係条項	介護保険法施行令第29条の5
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護予防サービス費を支給する。</p> <p>(1) 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) その他政令で定めるとき(2参照)。</p> <p>2 法第61条の4第1項第2号の政令で定めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特定入所者(法第61条の3第1項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。)が、基準該当居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 特定居宅サービス(法第61条の3第1項に規定する特定居宅サービスをいう。以下この条において同じ。)及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第5号において同じ。)又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(4) 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>(裏面へ)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 90日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	特例特定入所者介護予防サービス費の支給	保 No. 104
---------	---------------------	-----------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	(5) 第2号に規定する特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 介護保険課

不利益処分の内容	保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例	保 No. 108
----------	---------------------------	-----------

根拠法令及び条項		介護保険法第69条
関係条項		介護保険法施行令第33条、第34条及び第35条 介護保険法施行規則第1111条、第1122条及び第1133条
基準 (未設定の場合 はその理由)		1 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第29条第2項において準用する第27条第7項若しくは第30条第1項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、第33条の2第2項において準用する第32条第6項若しくは第33条の3第1項の規定による要支援状態区分の変更の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした場合において、当該認定に係る第1号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間（当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下この項において同じ。）があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る第27条第7項後段（第28条第4項及び第29条第2項において準用する場合を含む。）、第30条第1項後段若しくは第35条第4項後段又は第32条第6項後段（第33条第4項及び第33条の2第2項において準用する場合を含む。）、第33条の3第1項後段若しくは第35条第2項後段若しくは第6項後段の規定による記載に併せて、介護給付等（居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を除く。）の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとられる期間（市町村が、政令で定めるところにより、保険料徴収権消滅期間に応じて定める期間をいう。以下この条において「給付額減額期間」という。）の記載（以下この条において「給付額減額等の記載」という。）をするものとする。ただし、当該要介護被保険者等について、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 (裏面1へ)
参考事項		
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 介護保険課

不利益処分の内容	保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例	保 No. 108
----------	---------------------------	-----------

(裏面1)

処分基準 基準 (未設定の場合 はその理由)	2 市町村は、前項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等について、同項ただし書の政令で定める特別の事情があると認めるとき、又は給付額減額期間が経過したときは、当該給付額減額等の記載を消除するものとする。
	<p>3 第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）並びに行った住宅改修に係る次の各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 居宅介護サービス費の支給 第41条第4項第1号及び第2号並びに第43条第1項、第4項及び第6項 (2) 特例居宅介護サービス費の支給 第42条第2項並びに第43条第1項、第4項及び第6項 (3) 地域密着型介護サービス費の支給 第42条の2第2項第1号及び第2号並びに第43条第1項、第4項及び第6項 (4) 特例地域密着型介護サービス費の支給 第42条の3第2項並びに第43条第1項、第4項及び第6項 (5) 施設介護サービス費の支給 第48条第2項 (6) 特例施設介護サービス費の支給 第49条第2項 (7) 介護予防サービス費の支給 第53条第2項第1号及び第2号並びに第55条第1項、第4項及び第6項 (8) 特例介護予防サービス費の支給 第54条第2項並びに第55条第1項、第4項及び第6項 (9) 地域密着型介護予防サービス費の支給 第54条の2第2項第1号及び第2号並びに第55条第1項、第4項及び第6項 (10) 特例地域密着型介護予防サービス費の支給 第54条の3第2項並びに第55条第1項、第4項及び第6項 (11) 居宅介護福祉用具購入費の支給 第44条第3項、第4項及び第7項 (12) 介護予防福祉用具購入費の支給 第56条第3項、第4項及び第7項 (13) 居宅介護住宅改修費の支給 第45条第3項、第4項及び第7項 (14) 介護予防住宅改修費の支給 第57条第3項、第4項及び第7項

(裏面2へ)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 介護保険課

不利益処分の内容	保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例	保 No. 108
----------	---------------------------	-----------

(裏面2)

処分基準 基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>4 第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に受けた居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスに要する費用については、第51条第1項、第51条の2第1項、第51条の3第1項、第51条の4第1項、第61条第1項、第61条の2第1項、第61条の3第1項及び第61条の4第1項の規定は、適用しない。</p> <p>5 法第69条第1項に規定する保険料徴収権消滅期間（次条において「保険料徴収権消滅期間」という。）は、要介護被保険者等が当該市町村の第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）であった各年度（要介護被保険者等が認定（法第69条第1項に規定する認定をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。）を受けた日の10年前の日の属する年度から、認定を受けた日の属する年度までの各年度。以下この条及び次条第2項において「算定対象年度」という。）について、第2号に掲げる額を第1号に掲げる額で除して得た数を厚生労働省令で定めるところにより合算して得た数に相当する年数とする。</p> <p>(1) 算定対象年度において当該要介護被保険者等が当該市町村に対して納付すべき保険料額（要介護被保険者等が当該市町村の第1号被保険者となり、又は当該市町村の第1号被保険者でなくなった年度においては、当該年度の賦課期日に当該市町村の第1号被保険者となり、当該年度の末日に至るまで当該市町村の第1号被保険者であったものとみなして算定するものとする。）</p> <p>(2) 前号に掲げる保険料額（認定を受けた日の10年前の日の属する年度においては、認定を受けた日の10年前の日以降に到来する納期に係るものに限る。）のうち、保険料を徴収する権利が時効によって消滅している保険料額の合計</p> <p>6 法第69条第1項に規定する給付額減額期間は、第1号に掲げる期間に第2号に掲げる数を乗じて得た数の2分の1に相当する数に12を乗じて得た数を厚生労働省令で定めるところにより算定して得た数に相当する月数とする。</p> <p>(1) 保険料徴収権消滅期間</p> <p>(2) 保険料徴収権消滅期間を保険料徴収権消滅期間と保険料納付済期間を合計した期間で除して得た数</p> <p>7 前項第2号の保険料納付済期間は、要介護被保険者等が当該市町村の第1号被保険者であった算定対象年度について、第2号に掲げる額を第1号に掲げる額で除して得た数を厚生労働省令で定めるところにより合算して得た数に相当する年数とする。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる保険料額</p> <p>(2) 前条第1号に掲げる保険料額（認定を受けた日の10年前の日の属する年度においては、認定を受けた日の10年前の日以降に到来する納期に係るものに限る。）のうち、納付済の保険料額の合計</p>
-------------------------------------	--

(裏面3へ)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 介護保険課

不利益処分の内容	保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例	保 No. 108
----------	---------------------------	-----------

(裏面3)

処分基準 基準 (未設定の場合 はその理由)	8 市町村は、既に給付額減額等の記載（法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載をいう。以下同じ。）が行われている要介護被保険者等について認定を行った場合であって、当該認定の時点において当該給付額減額等の記載に係る給付額減額期間（同項に規定する給付額減額期間をいう。以下同じ。）が経過していないときは、当該認定に係る給付額減額等の記載を行わないものとする。
	9 過去に給付額減額等の記載が行われた者について令第33条に規定する保険料徴収権消滅期間（法第69条第1項に規定する保険料徴収権消滅期間をいう。以下同じ。）の算定を行う場合においては、当該過去の給付額減額等の記載に係る保険料徴収権消滅期間の算定の対象となった年度に係る令第33条に規定する同条第2号に掲げる額を同条第1号に掲げる額で除して得た数については、同条の規定による年数の算定の対象としないものとする。

(裏面4へ)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 介護保険課

不利益処分の内容	保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例	保 No. 108
----------	---------------------------	-----------

(裏面4)

処分基準	<p>14 法第69条第1項ただし書に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められる事情とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) その他前2号に準ずる事由として厚生労働省令で定める事由があること。 <p>15 令第35条第3号に規定する厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (2) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 (3) 要介護被保険者等が被保護者であること。 (4) 要介護被保険者等が要保護者であって、給付額減額等の記載を受けないとしたならば保護を必要としない状態となるものであること。
------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	指定地域密着型サービス事業者の指定	保 No. 109
---------	-------------------	-----------

審査基準	根拠法令及び条項	介護保険法第78条の2第1項	
	関係条項	介護保険法第78条の2第4項、第5項及び第6項 介護保険法施行令第35条の2	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 指定の申請があったとき、申請者が次のいずれかに該当する場合は指定をしてはならない。</p> <p>(1) 法人でない</p> <p>(2) 事業所が人員基準を満たしていない</p> <p>(3) 第78条の4第2項又は第4項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正に運営することができないと認められる</p> <p>(4) 事業所が鹿沼市の区域外にあり、その所在地の市町村長の同意を得ていない</p> <p>(5) 禁固以上の刑をうけ、その執行が終わっていないか、今後執行を受けることがある</p> <p>(6) ①介護保険法その他国民の保健医療・福祉に関する所定の法律の規定により罰金刑をうけ、その執行が終わっていないか、今後執行をうけることがある ②労働に関する法律の所定の規定により罰金刑をうけ、その執行が終わっていないか、今後執行をうけることがある</p> <p>(7) 指定の申請日の前日までに、社会保険料・労働保険料等について滞納処分をうけ、かつ、当該処分をうけた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分をうけた日以降に納期限の到来した社会保険料・労働保険料等のすべてを引き続き滞納している</p> <p>(8) 指定取消事由(②～⑤を除く)該当により、指定を取り消され、取消日から5年が経過していない(取消処分通知日前60日以内に、その法人の役員等・法人でない事業所の管理者であった者を含む) (取消理由となった事実について組織的関与が認められない場合を除く)</p>	
	参考事項		
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成22年 2月 1日 変更(※介護保険法の改正のため) 平成29年 6月 日 変更(※法改正のため)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 90日(休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	指定地域密着型サービス事業者の指定	保 No. 109
---------	-------------------	-----------

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>(9) (地域密着型介護老人福祉施設の申請は除く)申請者と密接な関係を有する者が指定取消事由(②～⑤を除く)街頭により、指定を取り消され、その取消日から5年が経過していない(取消理由となつた事実について組織的関与が認められない場合を除く)(病院・診療所が複合型サービスを行う場合を除く)</p> <p>(10) 上記(8)により、指定取消についての通知があり、その通知日から取消処分日・処分を行わないことの決定日までの間に事業廃止の届出・指定辞退を行い、その届出尾灯から5年が経過していない(事業廃止の届出・指定辞退について相当の理由がある場合を除く)</p> <p>(11) 上記(10)の事業廃止の届出・指定辞退を行った場合で、指定取消についての通知日前60日以内にその法人の役員等・法人でない事業所の管理者であった者で、その届出日等から5年が経過していない</p> <p>(12) 申請前5年以内に居宅サービス・地域密着型サービス等に関し不正または著しく不当な行為をした</p> <p>(13) 法人が申請する場合に、その役員等の中に(5)～(8)、(10)～(12)のいずれかに該当する者がいる</p> <p>2 指定の申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、指定をしないことができる。</p> <p>(1) 指定取消事由②～⑤により指定を取り消され、取消日から5年を開会していない(取消処分通知日前60日以内に、その法人の役員等・法人でない事業所の管理者であった者を含む)</p> <p>(2) (地域密着型介護老人福祉施設の申請は除く)申請者と密接な関係を有する者が指定取消事由②～⑤により指定を取り消され、その取消日から5年が経過していない(病院・診療所による複合型サービスを除く)</p> <p>(3) 指定取消事由②～⑤により、指定取消についての通知があり、その通知日から取消処分日・処分を行わないことの決定日までの間に事業廃止の届出・指定辞退を行い、その届出日等から5年がけいかじっていない(相当な理由がある場合を除く)</p> <p>(4) 申請者が、第78条の7第1項の規定による検査が行われた日から指定の取消の処分に係る聴聞決定予定日までの間に廃止の届出・指定の事態をした者で、届出・辞退の日から5年を経過していない(相当な理由がある場合を除く)</p> <p>(5) (3)の期間内に事業廃止の届出・指定辞退があった場合において、申請者が(3)の通知日前60日以内に廃止・辞退に係る法人の役員等・法人でない事業所の管理者であった者で、届出日等から5年を経過していない(相当な理由がある場合を除く)</p> <p>(6) 役員等の中に(1)、(3)～(5)のいずれかに該当する者がいる</p> <p>(7) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護または地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、市の介護保険事業計画との関連で指定しないことができる</p>
		(裏面2へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	指定地域密着型サービス事業者の指定	保 No. 109
---------	-------------------	-----------

(裏面2)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	(8) 地域密着型通所介護については、①定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、複合型サービスを行う事業所が区域内に存在する、ないし、公募指定による公募を行っており、②市（または生活圏域）におけるサービス量が市町村介護保険事業計画での見込み量にすでに達しているか、指定により超えてしまう、もしくは計画の達成に支障が生じる場合、指定しないことができる
		<p>国民の保健医療・福祉に関する所定の法律</p> <p>(1) 児童福祉法 (2) 栄養士法 (3) 医師法 (4) 歯科医師法 (5) 保健師助産師看護師法 (6) 歯科衛生士法 (7) 医療法 (8) 身体障害者福祉法 (9) 精神保健福祉法 (10) 生活保護法 (11) 社会福祉法 (12) 医薬品法 (13) 薬剤師法 (14) 老人福祉法 (15) 理学療法士及び作業療法士法 (16) 高齢者医療確保法 (17) 社会福祉士及び介護福祉士法 (18) 義肢装具士法 (19) 精神保健福祉士法 (20) 言語聴覚士法 (21) 障害者自立支援法 (22) 高齢者虐待防止法 (23) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (24) 子ども・子育て支援法 (25) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 (26) 国家戦略特別区域法（国家戦略特別区域限定保育士の規定に限る） (27) 難病法 (28) 公認心理師法 (29) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (30) 臨床研究法</p>

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	保 No. 112
---------	-----------------------	-----------

根拠法令及び条項		介護保険法第115条の12
	関係条項	介護保険法第115条の12 介護保険法施行令第35条の2
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第54条の2第1項本文の指定をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が法人でないとき。</p> <p>(2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第115条の14第1項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第4項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。</p> <p>(3) 申請者が、第115条の14第2項又は第4項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>(4) 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。</p> <p>(5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(6) 申請者が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p>
		(裏面1へ)
	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成22年 2月 1日変更(※介護保険法の改正のため) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 90日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	保 No. 112
---------	-----------------------	-----------

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>(7) 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の19の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過していないとき。</p> <p>(8) 申請者が、第115条の19（第2号から第5号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。</p> <p>(9) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p> <p>(10) 申請者の役員等のうちに次のいづれかに該当する者があるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けすることがなくなるまでの者 ロ 第5号又は前号に該当する者 <p>ハ 第115条の17（第2号から第5号までを除く。）の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>ニ 第115条の19の規定により指定を取り消された法人において、当該取り消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内にその役員等であった者で当該取り消しの日から起算して5年を経過しないもの。</p> <p>ホ 第7号に規定する期間内に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前60日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>2 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号のいづれかに該当するときは、第54条の2第1項本文の指定をしないことができる。</p> <p>(1) 申請者が、第115条の19第2号から第5号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>(2) 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の19第2号から5号までの規定により指定を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>(3) 申請者が、第115条の19第2号から第5号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。</p>
		(裏面2へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	保 No. 112
---------	-----------------------	-----------

(裏面2)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	(4) 申請者が、第115条の17第1項の規定による検査が行われた日から聽聞決定予定日までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止をした者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 (5) 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 イ 第115条の19第2号から第5号までの規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの ロ 第2号に規定する期間内に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前60日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して5年を経過しないもの 3 市町村長は、第54条の2第1項本文の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。 4 第115条の11第2項第5号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 (1) 児童福祉法 (2) 栄養士法 (3) 医師法 (4) 歯科医師法 (5) 保健師助産師看護師法 (6) 歯科衛生士法 (7) 医療法 (8) 身体障害者福祉法 (9) 精神保健福祉法 (10) 生活保護法 (11) 社会福祉法 (12) 医薬品法 (13) 薬剤師法 (14) 老人福祉法 (15) 理学療法士及び作業療法士法 (16) 高齢者医療確保法 (17) 社会福祉士及び介護福祉士法 (18) 義肢装具士法 (19) 精神保健福祉士法 (20) 言語聴覚士法 (21) 障害者自立支援法 (22) 高齢者虐待防止法 (23) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (24) 子ども・子育て支援法 (25) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 (26) 国家戦略特別区域法（国家戦略特別区域限定保育士の規定に限る） (27) 難病法 (28) 公認心理師法 (29) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (30) 臨床研究法

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	指定介護予防支援事業者の指定	保 No. 115
---------	----------------	-----------

根拠法令及び条項		介護保険法第115条の22
	関係条項	介護保険法施行令第35条の2
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第58条第1項の指定をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が法人でないとき。</p> <p>(2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第115条の24第1項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。</p> <p>(3) 申請者が、第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>(4) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(5) 申請者が、第115条の29の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>(6) 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の29の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しないとき。</p> <p>(7) 申請者が、第115条の29の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。</p> <p>(8) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p> <p style="text-align: right;">(裏面へ)</p>
参考事項		
設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成22年 2月 1日 変更（※介護保険法の改正のため） 平成 年 月 日 変更（※）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 90日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	指定介護予防支援事業者の指定	保 No. 115
---------	----------------	-----------

(裏面)

審査基準	<p>(9) 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなるまでの者 ロ 第4号又は前号に該当する者 ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者 <p>二 第115条の29の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>ホ 第6号に規定する期間内に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前60日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>3 市町村長は、第58条第1項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 第115条の20第2項第4号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 児童福祉法</td><td style="width: 50%;">(2) 栄養士法</td></tr> <tr> <td>(3) 医師法</td><td>(4) 歯科医師法</td></tr> <tr> <td>(5) 保健師助産師看護師法</td><td>(6) 歯科衛生士法</td></tr> <tr> <td>(7) 医療法</td><td>(8) 身体障害者福祉法</td></tr> <tr> <td>(9) 精神保健福祉法</td><td>(10) 生活保護法</td></tr> <tr> <td>(11) 社会福祉法</td><td>(12) 医薬品法</td></tr> <tr> <td>(13) 薬剤師法</td><td>(14) 老人福祉法</td></tr> <tr> <td>(15) 理学療法士及び作業療法士法</td><td>(16) 高齢者医療確保法</td></tr> <tr> <td>(17) 社会福祉士及び介護福祉士法</td><td>(18) 義肢装具士法</td></tr> <tr> <td>(19) 精神保健福祉士法</td><td>(20) 言語聴覚士法</td></tr> <tr> <td>(21) 障害者自立支援法</td><td>(22) 高齢者虐待防止法</td></tr> <tr> <td colspan="2">(23) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</td></tr> <tr> <td colspan="2">(24) 子ども・子育て支援法</td></tr> <tr> <td colspan="2">(25) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律</td></tr> <tr> <td colspan="2">(26) 国家戦略特別区域法（国家戦略特別区域限定保育士の規定に限る）</td></tr> <tr> <td colspan="2">(27) 難病法</td></tr> <tr> <td colspan="2">(28) 公認心理師法</td></tr> <tr> <td colspan="2">(29) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律</td></tr> <tr> <td colspan="2">(30) 臨床研究法</td></tr> </tbody> </table>	(1) 児童福祉法	(2) 栄養士法	(3) 医師法	(4) 歯科医師法	(5) 保健師助産師看護師法	(6) 歯科衛生士法	(7) 医療法	(8) 身体障害者福祉法	(9) 精神保健福祉法	(10) 生活保護法	(11) 社会福祉法	(12) 医薬品法	(13) 薬剤師法	(14) 老人福祉法	(15) 理学療法士及び作業療法士法	(16) 高齢者医療確保法	(17) 社会福祉士及び介護福祉士法	(18) 義肢装具士法	(19) 精神保健福祉士法	(20) 言語聴覚士法	(21) 障害者自立支援法	(22) 高齢者虐待防止法	(23) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		(24) 子ども・子育て支援法		(25) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律		(26) 国家戦略特別区域法（国家戦略特別区域限定保育士の規定に限る）		(27) 難病法		(28) 公認心理師法		(29) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律		(30) 臨床研究法	
(1) 児童福祉法	(2) 栄養士法																																						
(3) 医師法	(4) 歯科医師法																																						
(5) 保健師助産師看護師法	(6) 歯科衛生士法																																						
(7) 医療法	(8) 身体障害者福祉法																																						
(9) 精神保健福祉法	(10) 生活保護法																																						
(11) 社会福祉法	(12) 医薬品法																																						
(13) 薬剤師法	(14) 老人福祉法																																						
(15) 理学療法士及び作業療法士法	(16) 高齢者医療確保法																																						
(17) 社会福祉士及び介護福祉士法	(18) 義肢装具士法																																						
(19) 精神保健福祉士法	(20) 言語聴覚士法																																						
(21) 障害者自立支援法	(22) 高齢者虐待防止法																																						
(23) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律																																							
(24) 子ども・子育て支援法																																							
(25) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律																																							
(26) 国家戦略特別区域法（国家戦略特別区域限定保育士の規定に限る）																																							
(27) 難病法																																							
(28) 公認心理師法																																							
(29) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律																																							
(30) 臨床研究法																																							

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	医療法人等利用者負担助成	保 No. 129
---------	--------------	-----------

	根拠法令及び条項	鹿沼市医療法人等利用者負担助成実施要綱第5条	
	関係条項	鹿沼市医療法人等利用者負担助成実施要綱第3条	
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 助成対象となる者は、本市の介護保険被保険者であり、かつ、生活困難者	
		利用者負担段階	対象者
		第1段階	・住民税世帯非課税で老齢福祉年金を受けている者 ・生活保護を受給している者
		第2段階	・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の者
		第3段階	・住民税世帯非課税で、第2段階に該当しない者 ・住民税課税者がいる高齢者世帯で、特例減額措置を受けている者
第4段階	・同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人 ・住民税を課税されている者		
	参考事項		
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定		
	平成 年 月 日変更(※))	
	平成 年 月 日変更(※))	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 7日(休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定	
	平成 年 月 日変更(※))	
	平成 年 月 日変更(※))	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	要介護認定	保 No. 132
---------	-------	-----------

根拠法令及び条項		介護保険法第27条第1項
	関係条項	介護保険法第7条第1項及び第35条 介護保険法施行規則第2条 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条及び第3条
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 要介護状態 身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間（2参照）にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要な程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要介護状態区分」という。）（3参照）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>2 厚生労働省令で定める期間 法第7条第1項の厚生労働省令で定める期間は、6月間とする。ただし、法第7条第3項第2号に該当する者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第2条第1号に規定する疾患によって生じたものに係る要介護状態の継続見込期間については、その余命が6月に満たないと判断される場合にあっては、死亡までの間とする。</p> <p>3 その介護の必要な程度に応じて厚生労働省令で定める区分 法第7条第1項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第27条第5項前段（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれに該当するかについて行うものとする。</p>
参考事項		(裏面へ)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	要介護認定	保 No. 132
---------	-------	-----------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	(1) 要介護一 要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態(次条第1項第2号に該当する状態を除く。) (2) 要介護二 要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態 (3) 要介護三 要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態 (4) 要介護四 要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態 (5) 要介護五 要介護認定等基準時間が110分以上である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態 4 要介護認定等基準時間 3 各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第27条第2項(法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項及び第32条第2項(法第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。 (1) 入浴、排せつ、食事等の介護 (2) 洗濯、掃除等の家事援助等 (3) 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等 (4) 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練 (5) 輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等 5 要介護認定の手続 法第27条に規定のとおり。 6 要介護認定等の手続の特例 法第35条に規定のとおり。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	要介護認定の更新	保 No. 133
---------	----------	-----------

根拠法令及び条項		介護保険法第28条第2項及び第3項
	関係条項	介護保険法第7条第1項及び第35条 介護保険法施行規則第2条 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条及び第3条
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 要介護状態 身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間（2参照）にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要な程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要介護状態区分」という。）（3参照）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>2 厚生労働省令で定める期間 法第7条第1項の厚生労働省令で定める期間は、6月間とする。ただし、法第7条第3項第2号に該当する者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第2条第1号に規定する疾患によって生じたものに係る要介護状態の継続見込期間については、その余命が6月に満たないと判断される場合にあっては、死亡までの間とする。</p> <p>3 その介護の必要な程度に応じて厚生労働省令で定める区分 法第7条第1項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第27条第5項前段（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれに該当するかについて行うものとする。</p>
参考事項		(裏面へ)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	要介護認定の更新	保 No. 133
---------	----------	-----------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	(1) 要介護一 要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態(次条第1項第2号に該当する状態を除く。) (2) 要介護二 要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態 (3) 要介護三 要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態 (4) 要介護四 要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態 (5) 要介護五 要介護認定等基準時間が110分以上である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態 4 要介護認定等基準時間 3 各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第27条第2項(法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項及び第32条第2項(法第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。 (1) 入浴、排せつ、食事等の介護 (2) 洗濯、掃除等の家事援助等 (3) 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等 (4) 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練 (5) 輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等 5 要介護認定の更新の手続 法第27条に規定のとおり。 6 要介護認定等の手続の特例 法第35条に規定のとおり。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	要介護状態区分の変更の認定	保 No. 134
---------	---------------	-----------

根拠法令及び条項		介護保険法第29条
	関係条項	介護保険法第7条第1項及び第35条 介護保険法施行規則第2条 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条及び第3条
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 要介護状態 身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間（2参照）にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要な程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要介護状態区分」という。）（3参照）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>2 厚生労働省令で定める期間 法第7条第1項の厚生労働省令で定める期間は、6月間とする。ただし、法第7条第3項第2号に該当する者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第2条第1号に規定する疾患によって生じたものに係る要介護状態の継続見込期間については、その余命が6月に満たないと判断される場合にあっては、死亡までの間とする。</p> <p>3 その介護の必要な程度に応じて厚生労働省令で定める区分 法第7条第1項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第27条第5項前段（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれに該当するかについて行うものとする。</p>
		(裏面へ)
参考事項		
設定等年月日		平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	要介護状態区分の変更の認定	保 No. 134
---------	---------------	-----------

(裏面)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p> <p>(1) 要介護一 要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態（次条第1項第2号に該当する状態を除く。）</p> <p>(2) 要介護二 要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態</p> <p>(3) 要介護三 要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態</p> <p>(4) 要介護四 要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態</p> <p>(5) 要介護五 要介護認定等基準時間が110分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態</p> <p>4 要介護認定等基準時間 3 各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第27条第2項（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項及び第32条第2項（法第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。</p> <p>(1) 入浴、排せつ、食事等の介護 (2) 洗濯、掃除等の家事援助等 (3) 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等 (4) 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練 (5) 輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等</p> <p>5 要介護認定の変更の手続 法第27条に規定のとおり。</p> <p>6 要介護認定等の手続の特例 法第35条に規定のとおり。</p>
------	--

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 介護保険課

不利益処分の内容	要介護認定の取消し	保 No. 135
----------	-----------	-----------

根拠法令及び条項		介護保険法第31条第1項
処分基準	関係条項	
		<p>1 市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第27条第7項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。</p> <p>(1) 要介護者に該当しなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 正当な理由なしに、前条第2項若しくは次項において準用する第27条第2項の規定による調査（第24条の2第1項第2号又は前条第2項若しくは次項において準用する第28条第5項の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る調査を含む。）に応じないとき、又は前条第2項若しくは次項において準用する第27条第3項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。</p>
	基準 (未設定の場合はその理由)	
	参考事項	
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	要支援認定	保 No. 136
---------	-------	-----------

根拠法令及び条項		介護保険法第32条第1項
審査基準	関係条項	介護保険法第7条第2項及び第35条 介護保険法施行規則第3条 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条及び第3条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 要支援状態 身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間（2参照）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要支援状態区分」という。）（3参照）のいずれかに該当するものをいう。 2 厚生労働省令で定める期間 法第7条第2項の厚生労働省令で定める期間は、6月間とする。ただし、法第7条第4項第2号に該当する者であって、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が令第2条第1号に規定する疾病によって生じたものに係る要支援状態の継続見込期間については、その余命が6月に満たないと判断される場合にあっては、死亡までの間とする。 3 支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分 法第7条第2項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第32条第4項前段（法第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれかに該当するかについて行うものとする。 (裏面へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※ ） 平成 年 月 日 変更（※ ）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※ ） 平成 年 月 日 変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	要支援認定	保 No. 136
---------	-------	-----------

(裏面)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p> <p>(1) 要支援一 要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態</p> <p>(2) 要支援二 要支援状態の継続見込期間（法第7条に規定する期間をいう。）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態</p> <p>4 要介護認定等基準時間</p> <p>3 各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第27条第2項（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項及び第32条第2項（法第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。</p> <p>(1) 入浴、排せつ、食事等の介護</p> <p>(2) 洗濯、掃除等の家事援助等</p> <p>(3) 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等</p> <p>(4) 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練</p> <p>(5) 輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等</p> <p>5 要支援認定の手続</p> <p>法第32条に規定のとおり。</p> <p>6 要介護認定等の手続の特例</p> <p>法第35条に規定のとおり。</p>
------	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	要支援認定の更新	保 No. 137
---------	----------	-----------

根拠法令及び条項		介護保険法第33条第2項及び第3項
審査基準	関係条項	介護保険法第7条第2項及び第35条 介護保険法施行規則第3条 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条及び第3条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 要支援状態 身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間（2参照）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要支援状態区分」という。）（3参照）のいずれかに該当するものをいう。 2 厚生労働省令で定める期間 法第7条第2項の厚生労働省令で定める期間は、6月間とする。ただし、法第7条第4項第2号に該当する者であって、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が令第2条第1号に規定する疾病によって生じたものに係る要支援状態の継続見込期間については、その余命が6月に満たないと判断される場合にあっては、死亡までの間とする。 3 支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分 法第7条第2項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第32条第4項前段（法第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれかに該当するかについて行うものとする。 (裏面へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	要支援認定の更新	保 No. 137
---------	----------	-----------

(裏面)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p> <p>(1) 要支援一 要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態</p> <p>(2) 要支援二 要支援状態の継続見込期間（法第7条に規定する期間をいう。）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態</p> <p>4 要介護認定等基準時間</p> <p>3 各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第27条第2項（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項及び第32条第2項（法第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。</p> <p>(1) 入浴、排せつ、食事等の介護</p> <p>(2) 洗濯、掃除等の家事援助等</p> <p>(3) 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等</p> <p>(4) 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練</p> <p>(5) 輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等</p> <p>5 要支援認定の更新の手続 法第32条に規定のとおり。</p> <p>6 要介護認定等の手続の特例 法第35条に規定のとおり。</p>
------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	要支援状態区分の変更の認定	保 No. 138
---------	---------------	-----------

根拠法令及び条項		介護保険法第33条の2
審査基準	関係条項	介護保険法第7条第2項及び第35条 介護保険法施行規則第3条 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条及び第3条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 要支援状態 身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間（2参照）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要支援状態区分」という。）（3参照）のいずれかに該当するものをいう。 2 厚生労働省令で定める期間 法第7条第2項の厚生労働省令で定める期間は、6月間とする。ただし、法第7条第4項第2号に該当する者であって、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が令第2条第1号に規定する疾病によって生じたものに係る要支援状態の継続見込期間については、その余命が6月に満たないと判断される場合にあっては、死亡までの間とする。 3 支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分 法第7条第2項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第32条第4項前段（法第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれかに該当するかについて行うものとする。 (裏面へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※ ） 平成 年 月 日 変更（※ ）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※ ） 平成 年 月 日 変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	要支援状態区分の変更の認定	保 No. 138
---------	---------------	-----------

(裏面)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p> <p>(1) 要支援一 要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態</p> <p>(2) 要支援二 要支援状態の継続見込期間（法第7条に規定する期間をいう。）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態</p> <p>4 要介護認定等基準時間</p> <p>3 各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第27条第2項（法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項及び第32条第2項（法第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。</p> <p>(1) 入浴、排せつ、食事等の介護</p> <p>(2) 洗濯、掃除等の家事援助等</p> <p>(3) 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等</p> <p>(4) 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練</p> <p>(5) 輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等</p> <p>5 要支援認定の変更の手続 法第32条に規定のとおり。</p> <p>6 要介護認定等の手続の特例 法第35条に規定のとおり。</p>
------	--

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 健康課

不利益処分の内容	予防接種の実費の徴収	保 No. 143
----------	------------	-----------

処分基準	根拠法令及び条項	予防接種法第28条本文
	関係条項	予防接種法施行令第33条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 第5条第1項又は第6条第3項の規定による予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところ(2参照)により、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。</p> <p>2 政令の定めるところ</p> <p>法第28条の実費とは、薬品費、材料費及び予防接種を行うため臨時に雇われた者に支払う経費をいう。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成26年 3月 1日変更(※法令の条項および条文の改正) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 健康課

許認可等の内容	予防接種の実費の徴収免除	No. 226
---------	--------------	---------

根拠法令及び条項		予防接種法第28条ただし書
	関係条項	鹿沼市予防接種実費徴収規則第4条
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 第5条第1項又は第6条第3項の規定による予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところ（2参照）により、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。</p> <p>2 政令の定めるところ 法第28条の実費とは、薬品費、材料費及び予防接種を行うため臨時に雇われた者に支払う経費をいう。</p> <p>3 実費の免除 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、実費の徴収を免除することができる。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けてい る者</p> <p>(2) 市立小中学校の児童及び生徒</p>
	参考事項	
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成26年 3月 1日変更（※法令の条項および条文の改正） 平成 年 月 日変更（※ ） 	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 7日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	国保資格取得	保 No. 149
---------	--------	-----------

根拠法令及び条項		国民健康保険法第7条並びに第9条第1項及び第2項
処分基準	関係条項	国民健康保険法第6条及び第7条 国民健康保険法施行規則第2条、第3条、第4条、及び第15条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	国民健康保険法 (適用除外) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともにが行う国民健康保険の被保険者としない。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。 (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者 (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員 (4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (5) 健康保険法の規定による被扶養者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。 (6) 船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者 (7) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付 (裏面へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月 1日設定 平成21年 3月 1日変更(※被保険者の適用除外に後期高齢者医療制度の被保険者を追加) 平成24年 3月 1日変更(※被保険者の適用除外の引用漏れを修正)
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 即日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成9年10月 1日設定 令和7年10月 1日変更(※被保険者証廃止と電磁的方法による資格情報の提供) 令和 年 月 日変更(※)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	国保資格取得	保 No. 149
---------	--------	-----------

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。</p> <p>(8) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による被保険者</p> <p>(9) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者</p> <p>(10) 国民健康保険組合の被保険者</p> <p>(11) その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの (資格取得の時期)</p> <p>第7条 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至った日又は第6条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、その資格を取得する。 (届出等)</p> <p>第9条 世帯主は、厚生労働省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項を市町村に届け出なければならない。</p> <p>2 世帯主と同一の世帯に属する全て又は一部の被保険者が第36条第3項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該状況にある被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。)による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行つた世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた世帯主に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。</p>

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	国保資格取得	保 No. 149
---------	--------	-----------

	<p>国民健康保険法施行規則</p> <p>(都道府県の区域内に住所を有するに至った者に係る資格取得の届出)</p> <p>第2条 都道府県の区域内に住所を有するに至ったため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、14日以内に次に掲げる事項を記載した届書を当該世帯主が住所を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の資格を取得した者の氏名、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、世帯主との続柄、現住所、従前の住所及び職業 2 資格取得の年月日及びその理由 3 その世帯に既に被保険者の資格を取得している者がある場合にあっては、その旨、その者に係る法第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号（その者の属する世帯の世帯主が法第54条の3第1項又は第2項本文の規定により特別療養費を支給することとされているときは、その旨及び被保険者記号・番号。以下「被保険者記号・番号」という。）及び個人番号、その世帯に被保険者の資格を取得している者がない場合にあっては、その旨 4 都道府県の区域内に住所を有するに至つたため、世帯主となった者（当該都道府県の区域内に住所を有するに至った日の前日において、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第2項第8号イに規定する特定同一世帯所属者（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による特定同一世帯所属者を含み、以下「特定同一世帯所属者」という。）が属する世帯の世帯主であった者に限る。）と当該特定同一世帯所属者が同一の日に当該都道府県の区域内に住所を有するに至った場合には、その旨 5 被保険者の資格を取得した者が、日本の国籍を有しない者であって、入管法別表第1の5の表の上欄の在留資格をもって在留するものである場合にあっては、その旨及び本邦において行うことができる活動 6 都道府県の区域内に住所を有するに至ったときに当該被保険者がその属する世帯を変更した場合又は当該世帯の世帯主に変更があった場合には、その旨 7 個人番号の変更をしたことがある場合には、その時期 (法第6条各号のいずれにも該当しなくなつた者に係る資格取得の届出)
--	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	国保資格取得	保 No. 149
---------	--------	-----------

	<p>第3条 法第6条各号のいずれにも該当しなくなつたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、14日以内に、前条第一項各号に掲げる事項（被保険者の資格を取得した者の現住所及び従前の住所を除く。）を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。</p> <p>第4条 被保険者が、同一の都道府県内の他の市町村の区域内から住所を変更し、市町村の区域内に住所を有するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、14日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被保険者の氏名、性別、生年月日、個人番号、世帯主との続柄、現住所、従前の住所及び職業 (2) 市町村の区域内に住所を有するに至つた年月日 (3) その世帯に他の被保険者がある場合にあつては、その旨、その者に係る被保険者記号・番号及び個人番号、その世帯に被保険者の資格を取得している者がない場合にあつては、その旨 (4) 市町村の区域内に住所を有するに至つたため、世帯主となつた者（当該市町村の区域内に住所を有するに至つた日の前日において、特定同一世帯所属者が属する世帯の世帯主であつた者に限る。）と当該特定同一世帯所属者が同一の日に当該市町村の区域内に住所を有するに至つた場合には、その旨 (5) 日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第1の5の表の上欄の在留資格をもつて在留するものである場合にあつては、その旨及び本邦において行うことができる活動 (6) 市町村の区域内に住所を有するに至つたときに当該被保険者の属する世帯に変更があつた場合又は当該被保険者の属する世帯の世帯主に変更があつた場合には、その旨 (7) 個人番号の変更をしたことがある場合には、その時期 <p>2 前項第4号の場合にあつては、同項の届出は、従前の住所を有した市町村により交付された特定同一世帯所属者証明書を提示して行わなければならない。</p> <p>3 第1項第5号の場合にあつては、同項の届出は、出入国管理及び難民認定法施行規則第7条第2項に規定する同令別記第7号の4様式による指定書を提示して行わなければならない。</p>
--	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	国保資格取得	保 No. 149
---------	--------	-----------

	<p>(届書の記載事項等)</p> <p>第15条 届書には、届出人の氏名、住所、個人番号及び届出年月日を記載しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する届書に係る被保険者が資格確認書の交付を受けている場合には、当該届書に、当該届出に係る資格確認書を添えなければならない。</p>
--	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	療養の給付等の困難者等への療養費の支給	保 No. 151
---------	---------------------	-----------

処分基準	根拠法令及び条項	国民健康保険法第54条第1項及び第2項
	関係条項	国民健康保険法施行規則第27条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>国民健康保険法 (療養費)</p> <p>第54条 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。</p> <p>2 保険者は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、当該確認を受けなかったことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給するものとする。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。</p> <p style="text-align: right;">(裏面へ)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成24年 3月 1日変更（※規則条文の全部改正） 令和 7年10月 1日変更（※法令の一部改正に伴う文言の整理）
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	申請月の3カ月後の中旬まで
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成23年 2月 1日変更（※処理期間の変更） 令和 7年10月 1日変更（※処理期間の変更）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	療養の給付等の困難者等への療養費の支給	保 No. 151
---------	---------------------	-----------

(裏面)

審査基準	<p>国民健康保険法施行規則 (療養費の支給申請)</p> <p>第27条 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第54条又は法第54条の3第7項若しくは第8項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 療養を受けた被保険者の氏名又は個人番号 (2) 診療、薬剤の支給又は手当を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び所在地 (3) 診療又は調剤に従事した医師、歯科医師又は薬剤師の氏名 (4) 法第54条の規定により療養費の支給を受けようとする場合にあっては、療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給を受けることができなかつた理由、法第54条の3第7項又は第8項の規定により療養費の支給を受けようとする場合にあっては、特別療養費の支給を受けることができなかつた理由 (5) 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日、傷病の経過、療養期間並びに療養内容 (6) 療養につき算定した費用の額 (7) 被保険者記号・番号 <p>2 前項の申請書には、同項第6号に規定する療養につき算定した費用の額に関する証拠書類を添付しなければならない。</p> <p>3 前項の証拠書類が外国語で作成されたものであるときは、その証拠書類に日本語の翻訳文を添付しなければならない。</p> <p>4 海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当(第2号において「海外療養」という。)について療養費の支給を受けようとするときは、第1項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し (2) 市町村又は組合が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書
------	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	療養の給付等の困難者等への療養費の支給	保 No. 151
---------	---------------------	-----------

	<p>鹿沼市国民健康保険規則 (療養費の支給)</p> <p>第44条 施行規則第27条の規定により療養費の支給を受けようとする者は、別表に掲げる区分に従い、同表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、支給の適否を決定して、療養費支給決定通知書(様式第17号)により申請者に通知するものとする。</p>
--	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	訪問看護療養費の支給	保 No. 152
---------	------------	-----------

根拠法令及び条項		国民健康保険法第54条の2第1項及び第2項
	関係条項	国民健康保険法施行規則第27条の2
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>国民健康保険法 (訪問看護療養費)</p> <p>第54条の2 保険者は、被保険者が指定訪問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）について指定訪問看護（同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けたときは、世帯主又は組合員に対し、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。</p> <p>2 前項の訪問看護療養費は、厚生労働省令の定めるところにより保険者が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>国民健康保険法施行規則 (訪問看護療養費の支給に関する基準)</p> <p>第27条の2 保険者は、被保険者が、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者（健康保険法施行規則第67条の基準に適合しているものに限る。）であると認める場合に訪問看護療養費を支給する。ただし、他の訪問看護ステーション（同令第69条に規定する訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）から現に指定訪問看護を受けている場合には、この限りでない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成24年 3月 1日変更（※関係条項の引用箇所の見直し） 令和 7年10月 1日変更（※法令の一部改正に伴う文言の整理）
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	標準処理期間 申請月の3カ月後の中旬まで	
理期间 設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成23年 2月 1日変更（※処理期間の変更） 令和 7年10月 1日変更（※処理期間の変更）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	特別療養費の支給	保 No. 153
---------	----------	-----------

根拠法令及び条項	国民健康保険法第54条の3第1項
----------	------------------

処分基準 基準 (未設定の場合 はその理由)	関係条項 国民健康保険法施行規則第27条の5第1項及び第2項、第27条の6、 第27条の7並びに第28条の2
	国民健康保険法 (特別療養費) 第54条の3 市町村及び組合は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）又は組合員（その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（以下この項及び第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる世帯主又は組合員を除く。以下この条において「保険料滞納世帯主等」という。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組（次項並びに第63条の2第1項及び第2項において「保険料納付の勧奨等」という。）を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下この条（第4項及び第5項を除く。）において同じ。）が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等（入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費をいう。第4項及び第5項において同じ。）の支給（次項及び第5項において「療養の給付等」という。）に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給する。

(裏面1)へ

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	特別療養費の支給	保 No. 153
---------	----------	-----------

	<p>(裏面1)</p> <p>国民健康保険法施行規則 (特別療養費の支給申請)</p> <p>第27条の5 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第54条の3第1項又は第2項の規定により特別療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した特別療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 療養を受けた被保険者の氏名及び個人番号</p> <p>(2) 療養を取り扱った保険医療機関等又は訪問看護ステーションの名称及び所在地</p> <p>(3) 傷病名及び療養期間</p> <p>(4) 療養につき算定した費用の額</p> <p>2 前項の申請書には、同項第4号に規定する療養につき算定した費用の額に関する証拠書類を添付しなければならない。</p> <p>(裏面2へ)</p>	
参考事項		
設定等年月日	<p>平成 9年10月 1日設定</p> <p>平成24年 3月 1日変更(※関係条項の一部改正)</p> <p>令和 7年10月 1日変更(※関係条項の一部改正による)</p>	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 診療月の3. 5か月後または申請月の3カ月後の中旬のいずれか遅い方(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	<p>平成13年 5月 1日設定</p> <p>令和 7年10月 1日変更(※処理期間の変更)</p> <p>平成 年 月 日変更(※)</p>

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	特別療養費の支給	保 No. 153
---------	----------	-----------

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	(裏面2)
		<p>(特別療養費に係る療養に関する届出等)</p> <p>第27条の6 保険医療機関等は、特別療養費に係る療養を取り扱ったときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該療養を受けた被保険者に係る保険者に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該保険医療機関等の名称及び所在地 (2) 療養を受けた被保険者の氏名、男女の別及び生年 (3) 傷病名、診療開始日、診療実日数、転帰及び療養内容 (4) 療養につき算定した費用の額 (5) 保険者番号及び被保険者記号・番号 <p>2 前項の届書の様式は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）に定める診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の様式の例によるものとする。</p> <p>3 第1項の届書は、各月分について翌月10日までに送付するものとする。</p> <p>4 保険者は、第1項の届書につき、当該療養が法第54条の3第6項の規定により読み替えて準用する法第40条に規定する特別療養費に係る療養に関する準則並びに法第54条の3第6項において読み替えて準用する法第53条第2項に規定する額の算定方法及び法第54条の3第6項の規定により読み替えて準用する法第45条第3項の定めに照らして審査し、当該療養につき算定した費用の額その他の審査の結果を当該保険医療機関等に書面により通知するものとする。</p>
		(裏面3へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	特別療養費の支給	保 No. 153
---------	----------	-----------

(裏面3)

審査基準	<p>第27条の7 指定訪問看護事業者は、特別療養費に係る療養を取り扱ったときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該療養を受けた被保険者に係る保険者に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該訪問看護ステーションの名称及び所在地 (2) 療養を受けた被保険者の氏名、男女の別及び生年 (3) 当該被保険者的心身の状態及び主たる傷病名 (4) 訪問開始年月日、訪問終了年月日時刻及び実回数 (5) 訪問終了の状況及び死亡時刻 (6) 指示年月日、主治医の属する医療機関の名称及び主治医の氏名 (7) 療養内容 (8) 療養につき算定した費用の額 (9) 保険者番号及び被保険者記号・番号 <p>2 前項の届書の様式は、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成4年厚生省令第5号）に定める訪問看護療養費明細書の様式の例によるものとする。</p> <p>3 第1項の届書は、各月分について翌月10日までに送付するものとする。</p> <p>4 保険者は、第一項の届書につき、当該療養が法第54条の3第6項の規定により読み替えて準用する法第54条の2第10項に規定する特別療養費に係る療養に関する準則及び法第54条の3第6項に規定する額の算定方法に照らして審査し、当該療養につき算定した費用の額とその他の審査の結果を当該指定訪問看護事業者に書面により通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(申請書の記載事項)</p> <p>第28条の2 第7条、第7条の4、第24条の3、第26条の3、第26条の5、第26条の6の4、第27条、第27の5、第27条の11、第27条の13、第27条の14の2、第27条の14の4、第27条の14の5、第27条の16及び前条の申請書には、申請人の氏名、住所、個人番号及び申請年月日（第7条第1項第2号に掲げる書類を提示する場合の同条又は第7条の4の申請書にあっては申請人の氏名、住所及び申請年月日、第27条の申請書にあっては申請人の氏名又は個人番号、住所及び申請年月日）を記載しなければならない。</p>
------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	高額療養費の支給	保 No. 155
---------	----------	-----------

審査基準	根拠法令及び条項	国民健康保険法第57条の2
	関係条項	国民健康保険法施行令第29条の2、第29条の2の2及び第29条の3 国民健康保険法施行規則第27条の16、第27条の17の2及び第27条の17の3 鹿沼市国民健康保険規則第50条及び第51条の2
	基準 (未設定の場合 はその理由)	国民健康保険法 (高額療養費) 第57条の2 市町村及び組合は、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第56条第2項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額（次条第1項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第56条第2項の規定による差額の支給を受けなかったときは、この限りでない。 2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。 (裏面1へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成24年 3月 1日変更（※鹿沼市国民健康保険規則改正） 令和 7年10月 1日変更（※法令の改正に伴う文言の整理）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 診療月の3か月後または申請月翌々月のいずれか遅い方（休日は含まない。）
理期间	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 令和 7年10月 1日変更（※処理期間の変更） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	高額療養費の支給	保 No. 155
---------	----------	-----------

(裏面1)

審査基準 基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>国民健康保険法施行令 (月間の高額療養費の支給要件及び支給額)</p> <p>第29条の2 高額療養費は、一部負担金等を合算した額が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。</p> <p>(年間の高額療養費の支給要件及び支給額)</p> <p>第29条の2の2 高額療養費は、基準日世帯主等合算額、基準日世帯員合算額又は元世帯員合算額のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合に第1号に規定する基準日世帯主等に支給するものとし、その額は、基準日世帯主等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に高額療養費按分率(同号に掲げる額を、基準日世帯主等合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額、基準日世帯員合算額から高額療養費算定基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に高額療養費按分率(第7号に掲げる額を、基準日世帯員合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額及び元世帯員合算額から高額療養費算定基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に高額療養費按分率(第13号に掲げる額を、元世帯員合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額の合算額とする。ただし、当該基準日世帯主等が基準日(計算期間(毎年8月1日から翌年7月31日までの期間をいう。以下同じ。)の末日をいう。以下同じ。)において法第42条第1項第4号の規定が適用される者又はこれに相当する者である場合は、この限りでない。</p> <p>(高額療養費算定基準額)</p> <p>第29条の3 第29条の2第1項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p style="text-align: right;">(裏面2へ)</p>
---------------------------------	---

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	高額療養費の支給	保 No. 155
---------	----------	-----------

	<p>(裏面2)</p> <p>国民健康保険法施行規則</p> <p>(月間の高額療養費の支給申請)</p> <p>第27条の16 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第57条の2の規定により高額療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額療養費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。</p> <p>(年間の高額療養費の支給申請等)</p> <p>第27条の17の2 基準日世帯主等（以下この条において「申請者」という。）は、法第57条の2の規定により高額療養費（令第29条の2の2第1項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額療養費支給申請書を、当該申請者が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。ただし、計算期間において申請者が当該市町村又は組合の被保険者として受けた療養に係る高額療養費の支給を受けようとするときであって、当該申請者が基準日において当該市町村又は組合の被保険者でないときは、この限りでない。</p> <p>(年間の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等)</p> <p>第27条の17の3 計算期間において市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等であった者（以下この条において「申請者」という。）は、法第57条の2の規定により高額療養費（令第29条の2の2第2項から第7項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額療養費支給申請書を当該申請者が計算期間において住所を有していた市町村又は組合に提出しなければならない。ただし、第3項第3号に掲げる額が零である場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(裏面3へ)</p>
--	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	高額療養費の支給	保 No. 155
---------	----------	-----------

	<p>(裏面3)</p> <p>鹿沼市国民健康保険規則</p> <p>(月間の高額療養費の支給)</p> <p>第50条 施行規則第27条の16の規定により高額療養費の支給を受けようとする者は、高額療養費支給申請書（様式第25号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、支給の適否を決定して高額療養費支給決定通知書により申請者に通知するものとする。</p> <p>3 市長は、申請者の請求により高額療養費を支給するものとする。</p> <p>(年間の高額療養費の支給)</p> <p>第51条の2 施行規則第27条の17の2の規定により年間の高額療養費の支給を受けようとする者は、国民健康保険高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（様式第28号の2）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、支給の適否を決定して国民健康保険高額療養費（外来年間合算）支給決定通知書により申請者に通知するものとする。</p> <p>3 第50条第3項の規定は、年間の高額療養費の支給について準用する。</p>
--	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	出産育児一時金の支給	保 No. 156
---------	------------	-----------

審査基準	根拠法令及び条項	国民健康保険法第58条第1項
	関係条項	鹿沼市国民健康保険条例第7条第2項 鹿沼市国民健康保険規則第53条、第54条及び第55条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	国民健康保険法 (その他の給付) 第58条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。 鹿沼市国民健康保険条例 (出産育児一時金) 第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員（裏面へ）
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月21日設定 平成18年10月 1日変更（※支給額の引上げ） 平成21年 1月 1日変更（※産科医療補償制度施行に伴う引上げ） 平成24年 3月 1日変更（※引き上げに伴う条例改正） 令和 5年 4月 1日変更（※引き上げに伴う条例改正）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	出産育児一時金の支給	保 No. 156
---------	------------	-----------

(裏面)

審査基準	<p>等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>鹿沼市国民健康保険規則 （出産育児一時金の支給の月計算）</p> <p>第53条 出産育児一時金は、妊娠4月以上（満85日以上）で出産ごとに1件の出産として支給する。 （出産育児一時金の支給の特例）</p> <p>第54条 出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、鹿沼市国民健康保険条例（昭和34年鹿沼市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき1万2千円を加算する。 （出産育児一時金の支給）</p> <p>第55条 条例第7条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする世帯主は、鹿沼市国民健康保険出産育児一時金支給申請書（様式第30号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 医師又は助産師において出産の事実を証明する書類 (2) 同一の出産について、出産育児一時金（法、健康保険法（大正1年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によるこれに相当する給付を含む。）の支給を別途申請していないことを示す書類</p> <p>2 前項に規定する書類は、本市に出生届をした者及び世帯主が病院若しくは診療所又は助産所との間に、出産育児一時金の全部又は一部の支給申請及び受取に係る代理契約（支払事務を委託した国保連合会を通じて当該病院若しくは診療所又は助産所に支払われるものに限る。）を締結して支給を受けようとする場合は、必要としない。</p> <p>3 市長は、前項の請求書を受理したときは、これを審査し、支給の適否を決定して、出産育児一時金支給（不支給）決定通知書（様式第30号の2）により申請者に通知するものとする。</p> <p>4 市長は、出産育児一時金を支給する決定をしたときは、出産育児一時金支給台帳（様式第31号）に記載して処理するものとする。</p>
------	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	葬祭費の支給	保 No. 157
---------	--------	-----------

審査基準	根拠法令及び条項	国民健康保険法第58条
	関係条項	鹿沼市国民健康保険条例第8条 鹿沼市国民健康保険規則第56条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	国民健康保険法 (その他の給付) 第58条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。 鹿沼市国民健康保険条例 (葬祭費) 第8条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
	参考事項	(裏面へ)
	設定等年月日	平成9年10月1日設定 平成20年 4月 1日変更(※支給の例外を設定) 平成24年 3月 1日変更(※規則改正による繰り下げ) 令和 3年 4月 1日変更(※規則改正による追加)
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 30日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	葬祭費の支給	保 No. 157
---------	--------	-----------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	鹿沼市国民健康保険規則 (葬祭費の支給) 第56条 被保険者が死亡し、葬祭費の支給を受けようとする者は、葬祭費請求書（様式第32号）を市長に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、死亡診断書、埋葬許可書又は火葬許可証の写しを添えなければならない。ただし、本市に死亡届をした者については、死亡診断書、埋葬許可書又は火葬許可証の写しを必要としない。 3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、これを審査し、支給の適否を決定して、国民健康保険葬祭費支給（不支給）決定通知書（様式第32号の2）により申請者に通知するものとする。 4 市長は、葬祭費を支給する決定をしたときは、葬祭費支給台帳（様式第33号）に記載して処理するものとする。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	刑事施設等への拘禁による療養給付の制限	保 No. 158
---------	---------------------	-----------

根拠法令及び条項		国民健康保険法第59条
処分基準	関係条項	
		1 被保険者又は被保険者であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給（以下この節において「療養の給付等」という。）は、行わない。 (1) 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。 (2) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。
	基準 (未設定の場合 はその理由)	
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	偽りその他の行為によって得た給付の不正利得に対する徴収	保 No. 166
---------	-----------------------------	-----------

拠法令及び条項	国民健康保険法第65条第3項
関係条項	国民健康保険法第52条第3項、第53条第3項及び第54条の2第5項
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 保険者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払又は第52条第3項、第53条第3項若しくは第54条の2第5項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p> <p>国民健康保険法 (入院時食事療養費)</p> <p>第52条第3項 被保険者が保険医療機関について食事療養を受けたときは、保険者は、その世帯主又は組合員が当該保険医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として世帯主又は組合員に対し支給すべき額の限度において、世帯主又は組合員に代わり、当該保険医療機関に支払うことができる。</p> <p>(保険外併用療養費)</p> <p>第53条第3項 健康保険法第64条並びに本法第36条第3項及び第4項、第40条、第41条、第45条第3項から第8項まで、第45条の2並びに第52条第3項から第5項までの規定は、保険医療機関等について受けた評価療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的讀替えは、政令で定める。</p> <p>(訪問看護療養費)</p> <p>第54条の2第5項 被保険者が指定訪問看護事業者について指定訪問看護を受けたときは、保険者は、その世帯主又は組合員が当該指定訪問看護事業者に支払うべき当該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費として世帯主又は組合員に対し支給すべき額の限度において、世帯主又は組合員に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。</p>
参考事項	
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成24年 3月 1日変更(※関係条項引用方法の修正)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	保険給付が第三者の行為によって生じた場合の損害賠償請求	保 No. 167
---------	-----------------------------	-----------

根拠法令及び条項		国民健康保険法第64条第1項
処分基準	関係条項	
		1 保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
	基準 (未設定の場合 はその理由)	
	参考事項	
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 保険年金課

許認可等の内容	資格確認書の再交付	保 No. 170
---------	-----------	-----------

審査基準	根拠法令及び条項	国民健康保険法施行規則第7条
	関係条項	
	(資格確認書の再交付及び返還)	
		<p>1 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る資格確認書を破り、汚し又は失ったときは、第一号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第二号に掲げる書類（当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請することができる。</p> <p>(1) 次に掲げる事項</p> <p>イ 被保険者の氏名及び生年月日 <input type="checkbox"/> 被保険者の個人番号又は被保険者記号・番号 ハ 再交付申請の理由</p> <p>(2) 世帯主の氏名及び生年月日又は住所（以下この条において「個人識別事項」という。）が記載された書類であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 個人番号カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）第1条第2号に掲げる書類 <input type="checkbox"/> イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該世帯主が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認めるもの ハ イ及びロに掲げるもののほか、介護保険の被保険者証若しくは児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認めるもののうち2以上の書類</p> <p>2 資格確認書を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その資格確認書を添えなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(裏面へ)</p> <p>3 世帯主は、資格確認書の再交付を受けた後、失った資格確認書を発見したときは、ただちに、発見した資格確認書を当該世帯主が住所を</p>

(様式第3)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

市民部 保険年金課

許認可等の内容	資格確認書の再交付	保 No. 170
---------	-----------	-----------

	有する市町村に返還しなければならない。
参考事項	
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 令和 7年10月 1日変更（※被保険者証の廃止、資格確認書の交付） 平成 年 月 日変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由) 総日数 即日（休日は含まない。）
	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定	保 No. 172
---------	-----------------------	-----------

根拠法令及び条項		国民健康保険法施行規則第26条の3
審査基準	関係条項	健康保険法第85条第2項 健康保険法施行規則第58条第1号
	基準 (未設定の場合 はその理由)	市民税非課税又は課税免除世帯 健康保険法 (入院時食事療養費) 第85条第2項 入院時食事療養費の額は、平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用から、平均的な家計における食費の状況及び特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額とする。 健康保険法施行規則 (標準負担額の減額の対象者) 第58条 法第85条第2項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 令第43条第1項第1号ホの規定の適用を受ける者 国民健康保険法施行規則 (標準負担額の減額認定) 第26条の3
		(裏面) ▲
	参考事項	
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 令和 2年10月 1日変更(※健康保険法施行規則の改正) 平成 年 月 日変更(※)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 3日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定	保 No. 172
---------	-----------------------	-----------

(裏面)

審査基準	<p>第26条の3 市町村又は組合は、被保険者が、令第29条の3第1項第5号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者（第3項第1号において「食事療養減額認定世帯員」という。）の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号の規定による市町村又は組合の認定（第27条の14の2及び第27条の14の5に規定する認定を除く。以下この条及び次条において「認定」という。）を行わなければならない。</p> <p>2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であって、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による食事療養標準負担額減額認定証（以下「食事療養減額認定証」という。）の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、食事療養減額認定証を当該世帯主又は組合員（当該被保険者に係る資格確認書（認定に係る情報が記載されていないものに限る。）の交付を受けているものに限る。）に交付しなければならない。</p> <p>(1) 市町村 様式第1号の6による食事療養標準負担額減額認定証</p>
------	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	入院時食事療養費の支給	保 No. 174
---------	-------------	-----------

根拠法令及び条項		国民健康保険法施行規則第26条の5第1項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>(食事療養標準負担額の減額に関する特例)</p> <p>第26条の5 市町村又は組合は、被保険者が、保険医療機関において、前条の認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の食事療養標準負担額を支払った場合において、当該確認を受けなかつたことがやむを得ないものと保険者が認めるときは、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。</p> <p>2 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の規定による給付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 食事療養を受けた被保険者の氏名及び生年月日及び個人番号 (2) 食事療養を受けた保険医療機関の名称及び所在地 (3) 食事療養について支払った食事療養標準負担額 (4) 食事療養を受けた被保険者の入院期間 (5) 前条の認定を受けていることの確認を受けなかつた理由 (6) 被保険者記号・番号
	参考事項	
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 令和 2年10月 1日変更(※規則の改正による) 令和 年 月 日変更(※)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	申請月の3カ月後の中旬まで
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 令和 7年10月 1日変更(※処理期間の変更) 令和 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	特定疾病に係る保険者の認定	保 No. 175
---------	---------------	-----------

	根拠法令及び条項	国民健康保険法施行規則第27条の13
	関係条項	国民健康保険法施行規則第28条の2
	審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>国民健康保険法施行規則 (特定疾病に係る保険者の認定)</p> <p>第27条の13 令第29条の2第8項の規定による市町村又は組合の認定(以下本条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した特定疾病認定申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。</p> <p>(1) 認定を受けようとする被保険者の氏名及び生年月日及び個人番号 (2) 認定を受けようとする被保険者のかかっている令第29条の2第8項に規定する疾病的名称 (3) 被保険者記号・番号</p> <p>2 前項の申請書には、同項第2号に掲げる疾病にかかっていることに関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類を添付しなければならない。 (申請書の記載事項)</p> <p>第28条の2 第27条の13の申請書には、申請人の氏名、住所、個人番号及び申請年月日を記載しなければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 令和 2年10月 1日変更(※国民健康保険法施行規則改正) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 3日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	高額介護合算療養費の支給	保 No. 184
---------	--------------	-----------

根拠法令及び条項	国民健康保険法第57条の3	
関係条項	国民健康保険法施行令第29条の4の2、第29条の4の3及び第29条4の4 国民健康保険法施行規則第27条の18から第27条の27 鹿沼市国民健康保険規則第52条の2、第52条の3及び第52条の4	
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>国民健康保険法 (高額介護合算療養費)</p> <p>第57条の3 市町村及び組合は、一部負担金等の額（前条第1項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第51条第1項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第61条第1項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。ただし、当該一部負担金等の額に係る療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第56条第2項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。</p> <p>2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。 (裏面1へ)</p>	
参考事項		
設定等年月日	令和 7年 10月 1日 設定 令和 年 月 日 変更 (※) 令和 年 月 日 変更 (※)	
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	標準処理期間 総日数 申請月の3か月後の月中旬まで（休日は含まない。）	
理期间 設定等年月日	令和 7年 10月 1日 設定 令和 年 月 日 変更 (※) 平成 年 月 日 変更 (※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	高額介護合算療養費の支給	保 No. 184
---------	--------------	-----------

(裏面1)

審査基準	<p>国民健康保険法施行令 (高額介護合算療養費の支給要件及び支給額)</p> <p>第29条の4の2 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額から70歳以上介護合算支給総額（次項の70歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の70歳以上介護合算算定基準額を控除した額（当該額が健康保険法施行令第43条の2第1項に規定する支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該70歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき次項ただし書に該当する場合には、0とする。）をいう。）を控除した額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に基準日世帯主等に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率（第1号に掲げる額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、同号から第5号までに掲げる額を合算した額又は第6号及び第7号に掲げる額を合算した額が0であるときは、この限りでない。</p> <p>(介護合算算定基準額)</p> <p>第29条の4の3 前条第1項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(その他高額介護合算療養費の支給に関する事項)</p> <p>第29条の4の4 被保険者が基準日において法第6条各号（第9号及び第10号を除く。）のいずれかに該当することにより、当該基準日の翌日からその資格を喪失することとなる場合における高額介護合算療養費の支給については、当該基準日に当該資格を喪失したものとみなして、前2条の規定を適用する。</p>
------	--

(裏面2へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	高額介護合算療養費の支給	保 No. 184
---------	--------------	-----------

	<p>(裏面2)</p> <p>2 国民健康保険の世帯主等が計算期間において国民健康保険の世帯主等でなくなり、かつ、当該国民健康保険の世帯主等でなくなった日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあっては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、前2条及び前項の規定を適用する。</p> <p>3 高額介護合算療養費の支給に関する手続に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>国民健康保険法施行規則</p> <p>(高額介護合算療養費の支給等)</p> <p>第27条の26 基準日において市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等である者（以下この条において「申請者」という。）は、法第57条の3の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額介護合算療養費支給申請書を当該申請者が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。</p> <p>(高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付申請等)</p> <p>第27条の27 令第29条の4の2第3項から第5項まで及び第7項に規定する国民健康保険の世帯主等であった者（以下この条において「申請者」という。）は、法第57条の3の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額介護合算療養費支給申請書を当該申請者が計算期間において住所を有していた市町村又は組合に提出しなければならない。ただし、次項第3号に掲げる額が0である場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(裏面3へ)</p>
--	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	高額介護合算療養費の支給	保 No. 184
---------	--------------	-----------

	<p>(裏面3)</p> <p>鹿沼市国民健康保険規則</p> <p>(高額介護合算療養費の支給等)</p> <p>第52条の2 市長は、施行規則第27条の26の規定により提出された高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(様式第29号の2)につき審査し、支給の適否を決定して、高額介護合算療養費支給(不支給)決定通知書(様式第29号の3)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付等)</p> <p>第52条の3 市長は、施行規則第27条の277の規定により提出された高額介護合算療養費支給申請書につき必要な事項を確認し、自己負担額証明書(様式第29号の4)を申請者に交付するものとする。</p> <p>2 市長は、施行規則第27条の26第5項の規定による通知を受けたときは、前項に係る高額介護合算療養費支給申請書につき審査し、支給の適否を決定して、高額介護合算療養費支給(不支給)決定通知書により申請者に通知するものとする。</p> <p>(高額介護合算療養費支給台帳)</p> <p>第52条の4 前2条の規定による高額介護合算療養費の支給に関しては、高額介護合算療養費支給台帳に記載して処理するものとする。</p>
--	---

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	特別療養費の支給措置	保 No. 185
---------	------------	-----------

処分基準	根拠法令及び条項	国民健康保険法第54条の3第1項、第2項
	関係条項	国民健康保険法施行規則第27条の4の2、第27条の5の2、5の4、国民健康保険法施行令第28条の6、28条の7
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>国民健康保険法 (特別療養費) 第54条の3</p> <p>市町村及び組合は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）又は組合員（その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給、その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができる世帯主を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組（次項並びに第63条の2第1項及び第2項において「保険料納付の勧奨等」という。）を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下この条（第4項及び第5項を除く。）において同じ。）が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等（入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費をいう。第四項及び第五項において同じ。）の支給（次項及び第五項において「療養の給付等」という。）に代えて、 (裏面1へ)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和 7年10月 1日設定 令和 年 月 日変更(※) 令和 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	特別療養費の支給措置	保 No. 185
---------	------------	-----------

(裏面1)

処分基準 基準 (未設定の場合 はその理由)	当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給する。 国民健康保険法施行規則 (法第54条の3第1項の厚生労働省令で定める医療に関する給付) 第27条の4の2 法第54条の3第1項の厚生労働省令で定める医療 に関する給付は、次のとおりとする。 (1) 第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法児童 福祉法(昭和22年法律第164号)第20条第2項の医療に係る療 育の給付又は同法第21条の5の29第1項の肢体不自由児通所医 療費若しくは同法第24条の20第1項(同法第63条の3の2第 3項において適用する場合を含む。)の障害児施設医療費の支給 (2) 予防接種法(昭和23年法律第68号)第16条第1項第1号又は 第2項第1号(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年 法律第31号)第28条第5項から第7項までの規定により適用さ れる場合を含む。第27条の12第2号において同じ。)の医療費の 支給 (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第58条第1項の自立支援医療費、同 法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準 該当療養介護医療費の支給 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第 123号)第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療 に関する給付 (5) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の 17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 (6) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条の養育医療の給 付又は養育医療に要する費用の支給 (7) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第19 2号)第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の 支給 (8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10年法律第114号)第37条第1項、第37条の2第1項の規定 により費用の負担が行われる医療に関する給付 (9) 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号) 第4条第1項の医療費の支給

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	特別療養費の支給措置	保 No. 185
---------	------------	-----------

	<p>(10) 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法(平成21年法律第98号)第4条第1号の医療費の支給</p> <p>(11) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成23年法律第126号)第12条第1項の定期検査費、同法第13条第1項の母子感染防止医療費又は同法第14条第1項の世帯内感染防止医療費の支給</p> <p>(12) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項の特定医療費の支給</p> <p>(13) 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第108号)第3条又は第4条の医療費の支給</p> <p>(14) 令第29条の2第8項の規定による高額療養費の支給</p> <p>(15) 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付</p> <p>(保険料の滞納に係る資格確認書の返還等)</p> <p>第27条の5の2 市町村又は組合は、保険料滞納世帯主等に対し法第54条の3第3項の規定による通知を行うときは、併せて、当該保険料滞納世帯主等に対し、当該保険料滞納世帯主等と同一の世帯に属する被保険者(法第54条の3第1項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等(以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる者及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)に係る資格確認書の規定により交付されたものに限る。次項及び第3項において同じ。)の返還を求めるものとする。</p> <p>2 市町村又は組合は、前項の規定により保険料滞納世帯主等に対し資格確認書の返還を求めるに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を書面により当該保険料滞納世帯主等に通知しなければならない。</p> <p>(1) 前項の規定により資格確認書の返還を求める旨</p> <p>(2) 資格確認書の返還先及び返還期限</p>
--	--

(裏面2へ)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	特別療養費の支給措置	保 No. 185
---------	------------	-----------

(裏面2)

処分基準 基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>(特別の事情に関する届出)</p> <p>第27条の5の4 世帯主又は組合員は、当該世帯主又は組合員が住所を有する市町村又は組合から第27条の5の2第1項の規定による求めがあった場合において、令第28条の6に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村又は組合に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 世帯主又は組合員の氏名、住所及び個人番号 (2) 保険料を納付することができない理由 (3) 被保険者記号・番号 <p>2 世帯主又は組合員は、法第54条の3第1項又は第2項本文の規定により特別療養費の支給を受けることとされている場合において、令第28条の7に定める特別の事情（世帯主又は組合員が滞納している保険料につきその額が著しく減少したことを除く。次項において同じ。）があるときは、直ちに、前項各号に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主又は組合員が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。</p> <p>3 市町村又は組合は、必要に応じ、前二項の届書に、令第二十八条の6又は第二十八条の7に定める特別の事情があることを明らかにする書類を添付するよう求めることができる。</p>
-------------------------------------	---

(裏面3へ)

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 保険年金課

許認可等の内容	特別療養費の支給措置	保 No. 185
---------	------------	-----------

(裏面3)

処分基準 基準 (未設定の場合 はその理由)	(原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出) 第27条の5の5 世帯主又は組合員は、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合から第27条の5の2第1項の規定による求めがあつた場合において、その世帯に属する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる被保険者があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村又は組合に提出しなければならない。 (1) 原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる被保険者の氏名、住所及び個人番号 (2) 前号の被保険者が受けることができる原爆一般疾病医療費の支給等の名称 (3) 被保険者記号・番号 2 世帯主又は組合員は、法第54条の3第1項又は第2項本文の規定により特別療養費の支給を受けることとされている場合において、その世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。 (1) 原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となった被保険者の氏名及び住所及び個人番号 (2) 前号の被保険者が受けることができる原爆一般疾病医療費の支給等の名称 (3) 被保険者記号・番号 3 前2項の届書には、当該届出に係る被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者であることを証する書類を添付しなければならない。 4 市町村又は組合は、第一項又は第2項の規定に基づき届け出るべき事項を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。